

**吉野川水系河川整備計画【原案】に係る  
「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の  
考え方について**

**平成 21 年 6 月**

**国土交通省 四国地方整備局**

～ 目 次 ～

1. ご意見のとりまとめ（概要）	1
2. ご意見への対応	5
3. ご意見等の検索方法	6
4. 吉野川水系河川整備計画【原案】に対するご意見	8
5. ご意見に対する四国地方整備局の考え方	52

- ・ ご意見をお探しの方
- ・ テーマに関連した四国地方整備局の考え方を確認したい方



6 ページの「3. ご意見等の検索方法」をご参照ください。

## 1. ご意見のとりまとめ（概要）

国土交通省四国地方整備局では、徳島県知事が流域の様々な意見を聴取されたうえでまとめられた「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、吉野川の現状を治水・利水・環境の各視点から、少しでも良くしていくことが肝要であるとの認識のもと、平成16年4月27日に『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を発表し、吉野川の河川整備のあり方についての基本的な考え方を示したところです。

また、平成17年11月18日には河川法に基づき「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

一方近年は、度重なる大規模洪水や異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えています。

まず、「吉野川水系河川整備計画」の策定に向けて、平成18年6月23日に「吉野川水系河川整備計画【素案】」（以下、【素案】という）を公表いたしました。

この後、「吉野川学識者会議」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」を開催し、ご意見を頂きながら、出来るだけご意見を反映し、平成18年12月18日に「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」（以下、【修正素案】という）、平成19年10月16日に「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」（以下、【再修正素案】という）、平成20年12月24日に「吉野川水系河川整備計画【原案】」（以下、【原案】という）を公表してまいりました。

この【原案】に対し、河川法（第16条の2第4項）に則り、住民の皆様からご意見をお聴きするため、公述人を募集し、平成21年2月に公聴会（下流域、中流域、上流域で各1回の計3回）を開催しました。また、平成20年12月～平成21年3月までに「学識者」、「吉野川流域市町村長」に【原案】に対する意見照会を行い、ご意見を頂きました。

また、これらの会に参加できない流域住民の方々のご意見を頂くため、第1回目（平成18年6月27日から同10月7日）、第2回目（平成18年12月19日から平成19年2月28日）、第3回目（平成19年10月17日から平成20年2月29日）、第4回目（平成20年12月25日から平成21年3月15日）の計4回のハガキやインターネット等によるご意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

これら様々な機会を通じて数多くのご意見を頂き、誠に有難うございました。

頂きましたご意見の総括は、表-1 のとおりです。

公聴会の速記録及びハガキやインターネット等のパブリックコメントにより頂きましたご意見については、以下に示した吉野川水系河川整備計画のホームページに掲載しています。

<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/index.html>

その際、流域住民の方々の氏名等の個人情報については、公表を差し控えさせて頂いております。

～資料構成等について～

今回公表いたしました「吉野川水系河川整備計画【原案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について」の資料構成等については、以下の点をご了承ください。

- (1) 今回整理したご意見は、①公聴会、②「学識者」、「吉野川流域市町村長」への【原案】に対する意見照会で頂いた意見、③第4回目のパブリックコメント、について整理しました。
- (2) 資料構成は、前回の資料構成を踏襲しました。  
(既往資料の閲覧者への無用な混乱を避けるため。)

表-1 ご意見・ご質問 総括について

①各会場でのご意見発着者数	意見数									発言者数									傍聴者及び参加者			備考															
	第1回			第2回			第3回			公聴会等			計			第1回			第2回				第3回			公聴会等			計								
	第1回	第2回	第3回	公聴会等	第1回	第2回	第3回	公聴会等	計	第1回	第2回	第3回	公聴会等	計	第1回	第2回	第3回	公聴会等	計	第1回	第2回		第3回	公聴会等	計	第1回	第2回	第3回	公聴会等	計							
■吉野川学識者会議																																					
■吉野川流域住民の意見を聴く会																																					
吉野川市	第1回 H.18.7.22(土)	第2回 H.19.1.20(土)	第3回 H.19.11.11(日)	セントラルホテル鶴島 吉野川市文化研修センター	37件	63件	56件	23件	197件	16人	16人	18人	11人	61人	56名	19名	24名	-	99名																		
北島町	第1回 H.18.7.23(日)	第2回 H.19.2.4(日)	第3回 H.19.11.24(日)	北島町立公民館 北島町立公民館	46件	34件	426件	-	1131件	110人	104人	136人	-	350人	428名	352名	455名	-	1235名																		
下流域	第1回 H.18.8.5(土)	第2回 H.19.1.21(日)	第3回 H.19.12.16(日)	徳島県建設センター 徳島県建設センター	182件	66件	61件		282件	20人	20人	59人		91人	109名	71名	196名		376名																		
徳島市	第1回 H.20.1.14(月)	第2回 H.20.1.14(月)	第3回 H.20.1.17(日)	徳島県建設センター ホテル千秋園	59件	59件	62件		179件	20人	20人	19人		91人	109名	71名	69名		376名																		
徳島市II	第1回 H.18.9.30(土)	第2回 H.19.2.3(土)	第3回 H.20.2.3(日)	徳島大学工学部生涯通覧 IA会館	240件	66件	73件	-	379件	61人	21人	24人	-	106人	107名	86名	88名	-	281名																		
中流域	第1回 H.18.7.8(土)	第2回 H.19.1.27(土)	第3回 H.20.1.20(日)	美馬市美馬福祉センター 二好市立公民館	48件	38件	38件		108件	9人	13人	17人		39人	36名	47名	50名		133名																		
上流域	第1回 H.18.7.9(日)	第2回 H.19.2.10(土)	第3回 H.19.12.19(日)	土佐町保健福祉センター 大豊町総合ふれあいセンター	53件	57件	57件		144件	9人	17人	12人		38人	35名	54名	29名		118名																		
愛媛県会場	第1回 H.18.8.6(日)	第2回 H.19.2.11(日)	第3回 H.19.12.2(日)	四国中央市福祉会館 霧の森 交湯～館	18件	28件	28件		58件	6人	5人	3人		14人	33名	17名	6名		56名																		
■吉野川流域市町村長の意見を聴く会																																					
下流域	第1回 H.18.7.25(火)	第2回 H.19.2.5(月)	第3回 H.20.1.28(月)	徳島県建設センター 徳島県建設センター	73件	24件	20件		294件	21人	10人	10人		84人	53名	57名	40名	-	150名																		
中流域	第1回 H.18.7.11(火)	第2回 H.19.1.24(水)	第3回 H.20.2.6(水)	美馬市美馬福祉センター 美馬市美馬福祉センター	22件	22件	13件		61件	4人	4人	4人		16人	16名	15名	19件	-	50名																		
上流域	第1回 H.18.7.26(水)	第2回 H.19.1.22(月)	第3回 H.20.1.16(水)	土佐町保健福祉センター 土佐町保健福祉センター	27件	27件	24件		98件	7人	7人	7人		28人	12名	23名	14件		49名																		
■パブコム																																					
公聴会	第1回 H.18.6.27～H.18.10.7	第2回 H.18.12.19～H.19.2.28	第3回 H.19.10.17～H.20.2.29	H.18.6.27～H.18.10.7 H.18.12.19～H.19.2.28 H.19.10.17～H.20.2.29 H.20.12.23～H.21.3.15	281件	640件	238件	98件	1257件																												
下流域	第1回 H.21.2.14(土)	第2回 H.21.2.15(火)	第3回 H.21.2.22(水)	徳島県建設センター 四国三郎の郷 交流体験棟	61件	27件	16件		104件					20人					186名																		
中流域	第1回 H.21.2.15(火)	第2回 H.21.2.22(水)	第3回 H.21.2.22(水)	四国三郎の郷 交流体験棟 土佐町保健福祉センター	27件	16件	16件		61件					10人					103名																		
上流域	第1回 H.21.2.15(火)	第2回 H.21.2.22(水)	第3回 H.21.2.22(水)	土佐町保健福祉センター	27件	16件	16件		61件					7人					54名																		
合計	819件	1110件	777件	2983件	147人	141人	175人	20人	483人	537名	428名	519名	186名	1670名																							

(注)発言者数は、発言した人数であり、延べ人数ではない。

## ②パブリックコメントによるご意見提出数

提出方法	意見提出者数				
	第1回	第2回	第3回	第4回	計
ホームページ	3通	13通	12通	0通	28通
メール	9通	4通	4通	3通	20通
FAX	5通	8通	1通	1通	15通
ハガキ	30通	394通	71通	17通	512通
意見記入用紙	31通	28通	27通	14通	100通
コモンズ経由等	7通	5通	7通	0通	19通
合計	85通	452通	122通	35通	659通

## ③意見分類による意見数

分類	意見数				
	第1回	第2回	第3回	公聴会	計
■【素案】等に関する意見	514件	742件	472件	207件	1935件
河川整備計画全般	111件	161件	115件	38件	425件
洪水、高潮等による災害の防止または軽減	178件	187件	144件	73件	582件
河川水の適正な利用	16件	41件	42件	5件	104件
河川環境の整備と保全	131件	183件	100件	74件	488件
維持・管理	78件	170件	71件	17件	336件
■【素案】等以外に関する意見	305件	368件	305件	70件	1048件
吉野川水系河川整備計画の進め方について	159件	104件	170件	42件	475件
抜本的な第十堰の対策のあり方について	52件	89件	25件	10件	176件
直轄管理区間外の整備等について	29件	66件	41件	13件	149件
国土交通行政へのご意見・ご質問について	20件	28件	5件	2件	55件
その他	45件	81件	64件	3件	193件
合計	819件	1110件	777件	277件	2983件

## 2. ご意見への対応

### 2. 1 ご意見の整理

ご意見の整理にあたっては、公聴会での速記録、公述希望届出書、学識者・流域市町村長の意見照会結果やパブリックコメントでいただいた文章の中で、同一内容に係るご意見又はご質問とその理由を要約し、一つの「意見及び質問」と定義しました。なお、ご意見の整理の対象は①公聴会、②「学識者」、「吉野川流域市町村長」への【原案】に対する意見照会で頂いた意見、③第4回目のパブリックコメント、としました。

### 2. 2 ご意見のとりまとめ

2. 1 のご意見について、ご意見の検索のし易さを考慮して、会場別に分類し並べさせていただきました。また、各ご意見について同様のご意見と判断したものについては、前回より設定しております「テーマ」に分類し、更に意見要旨を作成しました。なお、今回頂いたご意見からは、原案に関する新たなテーマはございませんでした。

### 2. 3 四国地方整備局の考え方

2. 2 で作成したテーマ毎に、四国地方整備局の考え方をお示しし、できる限り【原案】に反映し、反映できないご意見については、理由を付して公表いたします。

また、理由や根拠となるデータについても、公表します。

### 2. 4 考え方に対応した河川整備計画【案】内容

みなさまからいただいたご意見について、反映できるものについては、どのように【原案】を修正するのかをゴシック体と見え消しで示させて頂いております。

また、いただいたご意見で、河川整備計画【案】（以下、【案】という）に記載されているものについては、【案】の該当箇所を記載させていただきました。（アンダーライン部分が該当箇所として明示しています。）

なお、【案】に対する該当箇所のページ番号は、修正箇所が確認できる河川整備計画【案】の「修正箇所表示版」におけるページ番号を記載しています。（吉野川水系河川整備計画【案】修正箇所表示版は、国土交通省、水資源機構における閲覧場所で確認できるほか、吉野川水系河川整備計画ホームページで入手できます。）

### 2. 5 補足

2. 3 及び 2. 4 における修正のベースとなる文章は、前回の平成20年12月にお示しした【原案】の文章としております。そのため、今回の資料において前回の修正内容について確認が出来ないことをご了承ください。

### 3. ご意見等の検索方法

#### 3. 1 ご意見・ご質問の検索方法

①9ページの目次を開く

②目次に掲載されたご意見の分類を参考に該当するページを検索し移動

目次

「公聴会・中流域」で公述を行った方、あるいは、公述希望届出書を提出された方、のご意見をお探しの方は、19ページに移動して下さい。

会場				頁
■公聴会(公述意見届出書を含む)				10
下流域	徳島市	H21. 2.14(土)	徳島県建設センター	10
中流域	美馬市	H21. 2.15(日)	四国三郎の郷 交流体験棟	19
上流域	高知県	H21. 2.22(日)	土佐町保健福祉センター	23
■学識者への意見照会				26
■流域市町村長への意見照会				30
下流域	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町			30
中流域	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町			34
上流域	新居浜市、四国中央市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町			35
■パプロメ				38
第4回		H20.12.25 ~ H21.3.15		38

⇒19ページへ移動

対応ページ

③該当ページにおける「意見及び質問」の項目からご意見を検索

ご意見

「公聴会(中流域) H21.2.15 四国三郎の郷 (公述意見届出書を含む)」 ← 公聴会の開催場所等を確認

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	公述①	野村谷川から井口谷の間は洪水の被害も少ないということから、手つかずであったが、平成16年には、畑・水田で洪水被害が生じている。この吉野川北岸堤防建設をお願いしたい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
2	公述②	吉野川整備計画「原案」にあります10年以内に着手工を守っていただき沼田地区の堤防の早期完成する事により住民の安心・安全又良質の農地も守れると思う。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
3	公述③	整備区間が本来備えていた治水効果などが減少したために、洪水位の高まりなどから未整備区間の被害が拡大している傾向にあると思う。このことから、中流域全体の整備を急ぎ、早急に完了することが、築堤の効果を最大限に発揮するために必要なことと考えているので、実施工程について、計画原案では今後10年以内の着手予定区間が優先的に実施されるよう年単度に繰り上げて実施して欲しい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
4	公述④	整備計画原案は、関係自治体や地域住民に対するたび取る説明をし、また、意見の反映がなされるために十分審議が尽くされているので、この計画を早く決定してほしい。	その他3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	—
5	公述⑤	自然との共生に心がける 河川は時と共に生きてきた それを堤防で固定化する 出来るだけ自然を拘束しない管理を願いたい	治水-3 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)	b. P82	P78,80,83
6	公述⑥	堤防が出来ればもうそれで大丈夫かという、先年の脇町の水騒ぎというものがあのように、内水の問題というのは必ず出てくるため、内水対策を講じてほしい。	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97,117~118
7	公述⑦	液状化を含めた地震対策を講じてほしい	治水-16 地震対策について	c. P106	P72,74,96,108
8	公述⑧	漏水対策を講じてほしい。	治水-7 浸透対策について	a. P90	P32,73,88,90,106,117,125
9	公述⑨	我々のじいさんばあさんの時代に一生懸命川に竹を植えて畑を守ろうとした人たちがおった。そして、昔はアムがよけおって、みんなよとりに行った、ウナギもよけおったという話を聴くのですが、今はだんだんとそういうふうなものが壊れていきよるといふ思いがしておるわけです。ですから、それを何とか復活させてほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	b. P114	P68,75,126,128~129

意見及び質問

※ご意見は公聴会における公述の順番に並べています。発言者の名前が同じ場合は、同じ方が意見を述べられています。

「考え方」に対応するページ

「案」に対応するページ



### 3. 2 テーマに対応した「四国地方整備局の考え方」の検索方法

#### ●検索方法

- ①53～54ページの目次を開く
- ②目次を参考に、確認したいテーマを選択し、対応するページに移動

目次		
テーマ		
①河川整備計画全般		頁
共通-1	地球温暖化に対する方策について	55
共通-2	流域内の交流推進について	57
共通-3	治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	59
共通-4	将来予測を考慮した計画策定について	61
共通-5	河川整備計画の見直しについて	62
共通-6	河川整備計画の事業費について	64
共通-7	河川整備計画の事業工程について	65
共通-8	今後の地域住民、関係機関の連携について	67
共通-9	河川利用における観光開発について	68
共通-10	森林に関する他機関との連携について	70
共通-11	森林による土砂流出抑制について	71
共通-12	森林による流出抑制について	72
共通-13	文章等表現内容の改善について	76

テーマ
テーマに対応したページ

⇒ P 55  
へ移動  
  
 例えば、「地球温暖化への対応」などに対する「四国地方整備局の考え方」について確認したい方は、55ページから検索下さい。

#### ③該当ページにおける「四国地方整備局の考え方」の項目から内容を確認

考え方							
<b>テーマ</b>	共通-1 地球温暖化に対する方策について						
<b>意見要旨</b>	要旨a. 温暖化による異常気象は計画の中に含むのか。						
<b>意見要旨</b>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">四国地方整備局の考え方</th> <th style="width: 50%;">考え方に対応した河川整備計画【案】内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           平成20年6月に社会資本整備審議会より「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変動への適応策のあり方について」の答申がなされ、基本的な方向が示されました。地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮、渇水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、今後、吉野川水系においても「適応策」について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性に照らして、必要なものから取り組んでいくことを、河川整備計画案P41,46-1,56,58,122,134に記載しております。         </td> <td>           2-1 治水の現状と課題  <b>【河川整備計画案P41】</b>            (4)浸水被害軽減策及び危機管理            吉野川では、これまで工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。したがって、これら水災害のすべてを完全に防衛することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要がある。         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>           2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題  <b>【河川整備計画案P46-1】</b>            2-2-2 現況の流況            このように渇水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に努め、平成14年2月に改訂された「吉野川水系における水資源開発基本計画(通称マルチプラン)」と整合を図り、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。         </td> </tr> </tbody> </table>	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容	平成20年6月に社会資本整備審議会より「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変動への適応策のあり方について」の答申がなされ、基本的な方向が示されました。地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮、渇水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、今後、吉野川水系においても「適応策」について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性に照らして、必要なものから取り組んでいくことを、河川整備計画案P41,46-1,56,58,122,134に記載しております。	2-1 治水の現状と課題 <b>【河川整備計画案P41】</b> (4)浸水被害軽減策及び危機管理 吉野川では、これまで工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。したがって、これら水災害のすべてを完全に防衛することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要がある。		2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 <b>【河川整備計画案P46-1】</b> 2-2-2 現況の流況 このように渇水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に努め、平成14年2月に改訂された「吉野川水系における水資源開発基本計画(通称マルチプラン)」と整合を図り、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。
四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容						
平成20年6月に社会資本整備審議会より「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変動への適応策のあり方について」の答申がなされ、基本的な方向が示されました。地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮、渇水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、今後、吉野川水系においても「適応策」について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性に照らして、必要なものから取り組んでいくことを、河川整備計画案P41,46-1,56,58,122,134に記載しております。	2-1 治水の現状と課題 <b>【河川整備計画案P41】</b> (4)浸水被害軽減策及び危機管理 吉野川では、これまで工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。したがって、これら水災害のすべてを完全に防衛することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要がある。						
	2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 <b>【河川整備計画案P46-1】</b> 2-2-2 現況の流況 このように渇水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に努め、平成14年2月に改訂された「吉野川水系における水資源開発基本計画(通称マルチプラン)」と整合を図り、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。						
	<span style="margin-right: 150px;">考え方</span> <span>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</span>						

#### 4. 吉野川水系河川整備計画【原案】に対するご意見・ご質問

## 吉野川水系河川整備計画【原案】に対するご意見 目次

会場		頁
<b>■公聴会(公述意見届出書を含む)</b>		
下流域	徳島市 H21. 2.14(土)	10
	徳島県建設センター	10
中流域	美馬市 H21. 2.15(日)	19
	四国三郎の郷 交流体験棟	
上流域	高知県 H21. 2.22(日)	23
	土佐町保健福祉センター	
<b>■学識者への意見照会</b>		
<b>26</b>		
<b>■流域市町村長への意見照会</b>		
<b>30</b>		
下流域	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	30
中流域	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	34
上流域	新居浜市、四国中央市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町	35
<b>■パブコメ</b>		
<b>38</b>		
第4回	H20.12.25 ～ H21.3.15	38

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	公述 ①	河川全体を視野に入れた川づくり:河川流量の確保により汽水域の水環境は絶妙なバランスを保っている。利水や土砂管理に関しては源流から河口を経て沿岸海域までを流域を含めて一体のものとして捉えることが重要。また日常的な河川維持流量も含めて治水と環境の両立の発想が必要。	環境-5 河口干潟について	b.	P123 P55,75,90, 129,134
2	公述 ①	河川環境の環境保全目標の制定:モニタリングや川づくりの目標設定について手法のみの開発や再生事業を優先させるのではなく、今ある自然環境を保持することを最優先させる具体的な保全目標と行動計画策定が必要。その際吉野川独自に集積された調査データを積極的に活用することが必須。	環境-2 環境目標の明確化について	b.	P116 56,57,75, 133~134
3	公述 ①	市民の積極的な参画や多様な連携の仕組みの構築:市民参加型の環境委員会設置が必要。より豊かな吉野川を考え保全と賢明な利用を本気で考える多様な人々の参加のもと、吉野川が全国に先駆けて模範となるプラットフォームづくりすることを期待したい。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について	a.	P121 P75,132,133
4	公述 ①	吉野川は人の暮らしと環境の保全と賢明な利用を謳うラムサール条約の精神に最もふさわしい場所であることから、汽水域をわが国最初の河川のラムサール条約登録地として積極的に進め、将来展望をもって保全管理計画をたてることを盛り込んでいただきたい。	環境-5 河口干潟について	f.	P123 P55,75,90, 129,134
5	公述 ②	吉野川中流・上流の無堤地区の堤防の整備が必要である。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a.	P88 P71,78,80
6	公述 ②	河口に近い旧吉野川、今切川などの無堤地区や旧堤防の嵩上げ、改築が急務である。	治水-15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a.	P104 P99,102,122
7	公述 ②	最近では地球の温暖化等により、渇水が頻発している。特に吉野川においては、早明浦ダムの枯渇が激しく、毎年のように利水制限が行われ、農業・工業の生産に大きな損失が出ている。こうした状況が続けば農業・工業用水はもとより、節水努力だけでは水道水の供給にも支障をきたす。この対策としては、今あるダムの堆砂を除去し、利水容量を増やす現計画案が妥当であると考えられる。	管理-8 ダム堆砂について	b.	P164 P120
8	公述 ②	河川環境の整備については、その川に生息する魚類が移動する場合、人工の構築物によって妨げられることのないように魚道の整備が重要なことである。その他、水際の環境保全、人と川のふれあいに関する施策の推進、ダム、貯水池周辺整備の推進等々、整備計画に示されている計画が、早期に施工されれば、河川環境は大きく改善されるものと考えられる。	共通-3 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	a.	P59 P67,75,83
9	公述 ③	治水対策を一層充実させ、さらにコスト削減対策や事業効果を発揮工夫を加えることでスピードアップを図ってもらいたい。	共通-6 河川整備計画の事業費について	a.	P64 P67

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
10	公述 ③	地球温暖化への備えの充実をするため、古い時代に造られた堤防については、質的な改良を加えて、洪水があふれでも決壊しない堤防になるよう、強化策を講じていただきたい。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a. P78	P41,71,72, 120,122, 133,134
11	公述 ③	国土交通省は、土地利用規制をしない地域はポンプ場を設置しない方針であるように聴き及んでい る。 これが事実なら、ポンプがある地域とない地域では大変不公平な扱いとなる。今後とも、内水被害の 実状を十分調査し、ポンプ場の整備を推進していただきたい。	治水-9 内水対策の進め方 について	a. P95	P92,97, 117~118
12	公述 ③	堤防の整備状況は全国で84%、吉野川で64%と、全国水準から20%近くの遅れ、大きな格差が生 じている。水害から人々を守ることは最も根幹をなす重要な施策であり、国土交通省はもつと責任を 持って、積極的に吉野川の改修事業を推進する必要がある。そのためには、一日も早く、河川整備 計画を策定することが何よりも重要である。	その他- 3 河川整備計画の策 定スケジュールにつ いて	a. P168	-
13	公述 ③	適切に管理された森林は洪水の流出抑制など、河川に対して一定の効果は期待できるが、現時点 ではその効果を河川整備計画に見込むことには賛成できない。なぜなら、森林の持つ機能のほとん どはまだ定性的レベルにあること、また森林の多くは個人の財産で、木材の処分も個人の自由にな る。仮に、森林の効果を過剰に見込んだ計画に基づいて河川整備が行われたとすれば、流域住民 が水害を受ける危険性が深まることは当然でございます。今後は地球の温暖化にともなう気候変動 によって、洪水と渇水の起こる頻度やその規模は拡大すると予想されており、森林の効果はその 際の安全弁ぐらいいに考えておくべきだと思います。	共通-12 森林による流出抑制 について	c. P72	P7,134
14	公述 ④	池田ダム、柿原堰および第十樋門の魚道においてはアユや他の魚類の遡上が確認されているが、 そもそも構造物の存在自体が、魚類および自然環境には影響があることを認識して、魚道の機能向 上に努める。	環境-6 連続性の確保につ いて	b. P125	P56,58,75, 113,129, 130,134
15	公述 ④	「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境」を基本とする川づくりを目指すのであれば、 それ以前の魚類および自然環境がどんなものであったのかを調査(聞き取りなど)し、本来どうであつ たのかを整備計画に示し、それを再生することを目指す30年間の計画にするべきである。	環境-2 環境目標の明確化 について	b. P116	P53~ 56,57,75, 133~134
16	公述 ④	山崎ダムについては、流域全体の連続性を確保するために、魚道の設置を高知県および電源開発 に働きかけること。	環境-6 連続性の確保につ いて	a. P125	P56,58,75, 113,129, 130,134
17	公述 ④	水際環境については吉野川の石や木杭を使った伝統工法を採用することで、変化に富んだ水際環 境ができ、苔や藻が生え、カニやウナギが生息できる環境となる。また、人間も水際に近づきやすく、 費用面では間伐材の利用や、周辺にある石を利用することで費用を低く抑えることができる。工所用 の資材運搬トラックを長距離間走らせることもなくなるので、二酸化炭素も無駄に排出することなく済 む。	環境-8 多自然川づくりの検 討について(工法)	b. P133	P75,76,130, 131

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
18	公述 ④	すべての河川工事を実施する際には、専門家の意見を聴き、地元住民の意見を反映する仕組みをつくることを整備計画に記載すること。	環境-9 多自然川づくりの検討について(仕組み)	P136	P75,134
19	公述 ④	新しい河川法の理念を実現するためのテーマは、これまで全然議論できていなかったり、合意形成には至っていないというふうに、私自身は思っております。言いつばなしで納得のいく議論に至っていないものがたくさんある。なのに今回の公聴会に移ったということは、私自身は非常に不満に思っております。	その他-4 意見の反映方法について	P169	-
20	公述 ④	公聴会のあり方にしても、質問できない、言ったことに対しこの場でコメントがもらえないことは、あり方として(問題)と思います。18件の意見希望があったなら、18件全部聴いてほしいです。	その他-6 公聴会について	P171	-
21	公述 ⑤	①河川整備計画の早期策定・早期実施について 吉野川における治水対策として、無堤防部の堤防整備、河道の掘削、堤防整備済み区間の堤防漏水・侵食対策、内水対策、地震対策、高潮対策さらに上流ダム群の改良など難しい課題や新たな課題が山積しており、立ち遅れが目立つばかりである。にもかかわらず国の財政・経済状況はますます厳しくなっていることから早期に計画を策定し、早期に実施してほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168	-
22	公述 ⑤	②内水対策を考慮した堤防整備について 多くの自治体首長や住民が強く求めている内水対策については、厳しい投資金力の中、極めて限られた整備計画となっている。無堤防部では堤防整備に10～20年を要しその後においても特に深刻な内水被害が予見されている。早期に投資効果を発現するために、内水対策を考慮した堤防法線・河床掘削・支川処理方式を検討してほしい。	治水-9 内水対策の進め方について	P95	P92,97,117～118
23	公述 ⑥	③上流ダム群の効果的洪水調節について ダムの洪水調節は計画ハイドログラフをもとにした1パターンの調節方式となっているが、近年、気象観測や降雨予測の精度が非常に高まって来ていることから、過去の降雨パターンを詳しく分析することにより、あらかじめ複数の洪水調節方式を用意しておき、そのときの気象条件に応じて下流河川の状況に最も効果的な方式を選択して適用することが考えられる。	治水-17 ダムの洪水調節について	P108	P37,72,96

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
24	公述 ⑤	吉野川の下流部から中流部においては広いれき河原が減少し、みお筋が固定・深み化し、河川水位が低下してきている。また、地下水位の低下や麻名用水の取水が困難になっているという意見もある。 四国地方整備局主宰で四国の水問題を研究しているが、流域外の瀬戸内地域の異常渇水に備えて格別の研究をしているということに大いに疑問を感じる。 合理的水利用、広域的水利用、危機管理の観点など、いかなる大義名分を並べようとも、流域内で取水障害や地下水位の低下が生じている限りは、これ以上の分水強化には絶対反対である。 流域の資源は将来にわたって流域住民によって優先的に利用されるべき。流域外への分水量を削減し、吉野川や銅山川の正常流量を増やしていただき、流域住民の生活や産業の支えになるように、流水の正常な機能の維持について柔軟に対応していただきたい。	利水-1 吉野川の正常流量について	P111	P43,126
25	公述 ⑤	麻名用水では、台風の後では、取水口の前に貯まった土砂やごみ、あくなどを取り除き、渇水のと きには土砂をかき分けみお筋をつけるなど、施設管理者として努めてきている。 施設が完成してから約100年もの間、異常渇水以外自然取水できていたが、この10年ほど前から吉野川のみお筋の変化、河床低下により、取水が年々困難になってきている。このような状況でも川の形状は自然に任すのがよいのか。そうであるならば、「流水の正常な機能の維持」を図るために正常流量を増やさなければならぬのではないか。	利水-1 吉野川の正常流量について	P111	P43,126
26	公述 ⑤	10年もたてば、国の社会、経済、財政の状況、河川整備の状況などは大きく変化していると思われ ます。30年間の計画期間は余りにも長すぎます。そこで、計画は早く策定し、見直しをおおむね10年 ごとに行っていただきたい。	共通-5 河川整備計画の見直しについて	P62	P71,78,112, 116,126,128
27	公述 ⑥	国交省は森林の洪水緩和機能について、日本学術会議の提言により、森林の状態が洪水緩和機能に影響することを認めているのであれば、森林の状態や分布がどう影響するのか、その検証を河川整備計画に加えるべきである。洪水緩和機能は健全な森林の状態をもって始めて作用するのであり、森林が適切に管理できていなければ、河川のピーク流量は目標よりも過大になることさえ、予測される。 放置人工林が表層崩壊し、各地で土砂や流木が河川に悪影響を及ぼしている。このことは学識者からも首長からも指摘を受けているところであり、国交省は調査を河川整備計画に位置づけるべきと考える。日本学術会議には、洪水防止機能、土砂崩壊防止機能、河川流況安定化機能などの定量的评价は可能であると書かれていて、ことから、定量評価をし、森林の多面的機能を生かした計画に変更すべき。	共通-12 森林による流出抑制について	P72	P7,134

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
28	公述 ⑥	既に世界的にダムについての評価がまとまっており、これからは構造物への過大な機能に偏重した計画は見直すべきである。 ダムの堆砂問題についても、原案には森林整備は見込まれていない。日本学術会議によると、土砂災害防止機能、土壌保全機能についても定量評価は可能であると明確に記載されている。 河川と森林は切っても切れない関係にあり、森林の適正管理なしには、河川の適正管理はない。森林整備を整備計画に盛り込むべきであると考えます。 この30年、この流域の78.5%の面積を占める森林の対策を放置しては、異常気象のこれからの乗り切ることができないと考えます。	共通-11 森林による土砂流出抑制について	P71	P26,134
29	公述 ⑥	さまざまな意見が出ているが、十分に反映されているとは言えず、このまま早急に計画を策定することには疑問を感じる。 これからは新しい河川法、そして流域の住民の参加を初め、森林整備、それから環境、新しい観点を含めた整備計画であるべき。 よりよい吉野川のためにも、工事実施基本計画に基づき現在の整備は進めながらも、これから慎重に計画を進めるべきである。	その他-4 意見の反映方法について	P169	-
30	公述 ⑦	素案が提示されたのが平成18年6月で、既に2年以上の月日が流れています。計画策定が最終的でないはず。早く計画を決定し、すぐにも工事に取っかかりたい。いつまでも議論しているのは、地域の生命と財産は守れません。速やかな計画の決定を要望する。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168	-
31	公述 ⑦	堤防整備区間を対象とした浸透対策の必要性が検討され、旧吉野川左岸及び今切川の左右岸で2.2kmの区間に浸透対策を実施することとされ、地域住民にとっては安堵するところであり、速やかに着工してほしい。	治水-7 浸透対策について	P90	P32,73,88,90,106,117,125
32	公述 ⑦	今回の原案では旧吉野川及び今切川に未整備区間が残ることとなるわけで、未整備区間を早期に解消することを要望します。	治水-15 旧吉野川板東谷川合流点下流の美施に関する計画内容について	P104	P99,102,122
33	公述 ⑧	これから本当に命を守り、そして未来の吉野川を守るため、治水では総合的な治水対策、利水では水の再生循環、環境では生物多様性における環境目標の具体的設定、そしてこれらを機能させる住民参加、この4つの新しいテーマが必要である。これらテーマの具体的なロードマップを作ってもらいたい。	共通-4 将来予測を考慮した計画策定について	P61	P71



公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
34	公述 ⑧	大規模な気象変動が予測され、平成16年洪水を超える大洪水が心配されている。これからの治水理念は、いかなる洪水でも死者を出さないということであり、そのためには河道内だけの対策工事では限界がある。整備計画にはまずこの認識をしつかりと打ち出すべきであり、①あふれでも壊れない堤防②洪水のピーク流量の抑制策③洪水を想定した土地利用計画④水防と避難計画の見直しなど、流域全体で洪水対応をする新たなしくみを作らなければならない。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P78 a.	P41,71,72, 120,122, 133,134
35	公述 ⑧	国に反対したために工事が遅れて地域は後悔したという記載があるが、これは大きな間違い。覚悟騒動が起こった、国の事業は経済政策の低水工事です。そして、中止をして、遅れたのではありません。国の舟運事業から鉄道網がほとんど整備され始めて、大きな運輸網の転換が起こったために中止されたんです。明治29年になって、43年から国の第1期改修が全国で行われる、さらに2年前に、吉野川の第1期改修計画を着手しています。全国で9番目に早い。高水工事が始まったことから、原案から削除してほしい。	共通-13 文章等表現内容の改善について	P76 a.	P15
36	公述 ⑧	高地蔵について、これはそもそも洪水遺産なのかという点については専門家の大きな批判があることから、原案から削除してほしい。	共通-13 文章等表現内容の改善について	P76 a.	P14
37	公述 ⑨	整備計画については、説明会で住民より受けた意見、要望事項、また、関係自治体首長、学識経験者等の意見、要望も加味されて修正が行なわれ、流域住民や機関の要望や意見は出尽くしていると考えられ、可能な修正は充分に行なわれている。 又、堤防強化、外来植物駆除、河道内樹木管理等の諸管理についても、専門委員会において充分な討議が行なわれ、当整備計画に織り込まれていると確信している。	その他-4 意見の反映方法について	P169 b.	-
38	公述 ⑨	今回の整備計画が防災面での安全性レベルから見ると年超過確率が1/30はいかにも頼りない数字であるが、流域現状においては、これ以下の数字の地区が多々存在しており、先ずは1/30まで向上させ、人道上の見地から不安住民の安全、安心度を向上させるのが、当計画の骨子であろう。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P77 a.	P71,73
39	公述 ⑨	今回の計画では、利水面と環境整備面で議論が不足するところもあるのかも知れないが、当計画が30年というロングラン計画なので、適当な期間毎(例えば10年毎)に見直し修正をしながら、これらの面での更なる向上策を取り入れてゆく必要がある。	共通-5 河川整備計画の見直しについて	P62 a.	P71,78,112, 116,126,128
40	公述 ⑨	当計画による事業推進に向かつての次のプロセスに一日も早く取りかかるべきである。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168 a.	-

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
41	公述 ⑩	平成16年の23号台風は流域に甚大な被害を与え、岩津下流では、浸水戸数床上約1300戸、床下約1900戸と、上流の外水被害よりも、より被害は甚大でした。内水被害の対策が必要なのはいうまでもありません。 整備計画案では、ハードの内水被害対策としては、2箇所ポンプ場の新設・増設が明記されているのみで、この2箇所はいずれも昨年从今年中に完成するものです。他の13箇所の排水機場は「必要な対策を実施する」とあるのみで、今後30年間の「計画」がこれでは、心もとない限りです。予算の関係からはつきりした日程が書けないのであれば、台風23号の被害箇所の検証により、整備の優先順位を明記し、たとえば、10年以内に○箇所、20年以内に○箇所、というふうに住民の納得いく計画らしく変更すべきです。	治水-9 内水対策の進め方について	P95 b.	P92,97, 117~118
42	公述 ⑩	住民から約2700の意見が出されました。それに対し、国交省は今考え方として示しただけで、多くの意見が反映されていないと思う。この公聴会で改めて意見を聴いて計画に反映するということに、今度は期待してもいいか。	その他-4 意見の反映方法について	P169 b.	-
43	公述 外①	すぐ近くにある今切川の堤防が数ヶ所、台風のため、切れそうになった。危険なところが多すぎるように思う。危険なところは率先して工事を進めてほしい。	治水-15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	P104 a.	P99,102,122
44	公述 外②	期間、経費等から考えても、このあたりで河川整備計画の策定にもっていてもいい、吉野川の安全、安心に少しでも近づこう案から実行に移してもらいたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168 a.	-
45	公述 外②	洪水の流下の障害となっている堰を可動堰にすることにより洪水災害の危険度は著しく少なくなり、利水面でも安全性が確保される安全確実な方法であると思います。速やかに抜本的な第十堰の対策のあり方を踏まえた吉野川の整備計画の策定に進んでほしいと思います。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P172 c.	-
46	公述 外②	吉野川本流の下流と旧吉野川、今切川一帯の地下水位の低下や地下水の塩水化などの問題がないのか教えてほしい。	利水-2 地下水の経年変化について	P112 a.	-
47	公述 外③	近年、増加傾向にある激しい集中豪雨の発生や地球温暖化による気候変動、いずれも必ず起きる南海地震など徳島県を取り巻く状況を真摯に受け止め、今回の計画をできるだけ早く達成し、吉野川流域の住民や生活基盤を守ることができるよう、より強固な防災施設の整備を目指す抜本的な計画の早期実現を望んでいます。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168 a.	-
48	公述 外④	森林整備や土地利用の誘導による治水効果は定量的に把握できないのが現状です。したがって、河川整備計画と、他分野の整備計画が相互に補完しつつ、それぞれが連携を図り、一刻も早い具休化を望む。	共通-8 今後の地域住民、関係機関の連携について	P67 b.	P133~134

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
49	公述外④	近年、頻発する局所的ゲリラ豪雨や吉野川において戦後最大流量を記録した平成16年の洪水を見ると、150年確率の大雨に対応した治水対策は当然だと思います。本案は、河川整備基本方針を最終的な目標に置きつつ、現実的な戦後最大流量に対応した堤防整備などを目指しています。限られた期間と予算の中で、効果的に流域住民を水害から守るためには、やむを得ない計画です。ただ、30年先以後の将来において、最終目標に向け、どう整備を進めていくのか、現計画は、最終目標と整合性がとれているのかなどの説明を加える必要があります。	治水-1 河川整備において目標とする流量について	P77	P71,73
50	公述外④	地球温暖化に伴う気候変動によって、豪雨や台風の激化などが懸念されます。その際には、河川整備計画を逐次見直していくことも重要ですが、場合によっては、計画と異なっている計画に盛り込まれていくことなく柔軟に対応するなど、弾力的な取り組みを必要があると考えます。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	P55	P41,46-1,56,58,122,134
51	公述外⑤	川の自然環境の保全に留まらず復元再生にむけて、単に河川に留まらず周辺環境を計画の影響範囲に含め、川の循環を考えたいと考えています。	環境-1 河川環境のあり方について	P114	P68,75,126,128~129
52	公述外⑤	多自然(川づくり)は抽象的表現で独善的に落ち入りやすいと危惧しています。自然を相手にする工事は見試的手法や段階的チェックと検証、様々な専門家、住民の参加が必要です。適切な多自然型を実践する具体的方策まで踏み込むことが必要と考えます。	環境-9 多自然川づくりの検討について(仕組み)	P136	P75,134
53	公述外⑤	地域の風景の連続性を醸し出すためには、地域の風景や環境の骨格を担う吉野川の工事に使う材料は、地場材を原則とし、積極的にその土地の石材や樹木、植生を生かすことの重要性に触れていただきたいです。県外域からの輸入材を替え、外来種を抑制し、その具体的方針を打ち出してほしいと考えます。 川と人との関わり、歴史・時間との連続性、環境負荷を軽減し、豊かな生態系を育み技法として、その可能性に高く評価されている伝統工法の技術を積極的に生かす方針を打ち出すべきと考えます。その活用が、地域の雇用や技術の継承に貢献していく多自然型技術として位置づけていただきたいです。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	P133	P75,76,130,131
54	公述外⑥	吉野川中流・上流の無堤地区の堤防の整備が必要である。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P88	P71,78,80
55	公述外⑥	河口に近い旧吉野川、今切川などの無堤地区や旧堤防の高上げ、改築が急務である。	治水-15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	P104	P99,102,122

公聴会(下流域) H21.2.14 徳島県建設センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
56	公述外⑥	河川環境の整備については、その川に生息する魚類が移動する場合、人工の構築物によって妨げられることのないように魚道の整備が重要なことである。	環境-6 連続性の確保について	b. P125	P56,58,75,113,129,130,134
57	公述外⑦	吉野川流域面積の約85%が森林であり、この森林面積の公有林として管理育林する。100年も経てば美林となり山腹は固定され、年間保水量は安定され安全なものとなる。又、市民の安全健康増進又野生動物も順次回帰する。観光はヘリコプターで運んでやれば一層の安全安心で、加えて総工費は結局安いものとなる。	共通-11 森林による土砂流出抑制について	b. P71	P26,134
58	公述外⑦	(海外の)河川は数ヶ国を還流し人工の(コントロール)に限度があるが、日本はコントロールが引き、計算に基づく管理が可能である。四国地方を農林省国交省の特区に指定し、管理してはどうか	共通-12 森林による流出抑制について	b. P72	P7,134
59	公述外⑧	原案P71に計画の変更もあると書かれているが、変更が必要であるという判断を誰が、どのように、いつ行なうのかを具体的に明記していただきたい。	共通-5 河川整備計画の見直しについて	a. P62	P71,78,112,116,126,128
60	公述外⑧	四国地方整備局事業評価委員会のメンバーの選定にも疑問がある。河川整備計画には環境面にも配慮する必要があり、メンバーは環境・生態学など様々な専門家で構成される必要がある。また、その評価を行なう段階において、学識者だけでなく、流域住民の参加が不可欠であると考えるため、計画の見直しについて、新たな評価・検討する場や委員会の設置が必要と考える。流域住民の意見の反映・連携をめざすのであれば、そういった具体的な方法について、河川整備計画の中に盛り込むべきである。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b. P166	—
61	公述外⑧	河川整備計画が策定された後、まずは10年間の整備に関して、より具体的な工事箇所や工程、方法、予算を公開し、それについて国交省、県、市町村、流域住民が連携して検討するしくみをつくっていただきたい。	共通-8 今後の地域住民、関係機関の連携について	a. P67	P133~134

公聴会(中流域) H21.2.15 四国三郎の郷 (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	公述 ①	野村谷川から井口谷の間は洪水の被害も少ないということから、手つかずであったが、平成16年には、畑・水田で洪水被害が生じている。この吉野川北岸堤防建設をお願いしたい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
2	公述 ②	吉野川整備計画「原案」にありませう10年以内に着手着工を守っていただき沼田地区の堤防の早期完成する事により住民の安心・安全又良質の農地も守れると思う。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
3	公述 ③	整備区間が本来備えていた遊水効果などが減少したために、洪水位の高まりなどから未整備区間の被害がむしろ拡大している傾向にあると思う。 このようにことから、中流域全体の整備を急ぎ、早急に完了することが、築堤の効果を最大限に發揮するために必要なことと考えているので、実施工程について、計画原案では今後10年以内の着手予定区間が示されているが、これを5年程度に繰り上げて実施して欲しい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
4	公述 ③	整備計画原案は、関係自治体や地域住民に対するたび重なる説明をし、また、意見の反映がなされるために十分審議が尽くされているので、この計画を早く決定してほしい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	—
5	公述 ④	自然との共生に心がける 河川は時と共に生きてきた それを堤防で固定化する 出来るだけ自然を拘束しない管理を願いたい	治水-3 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	b. P82	P78,80,83
6	公述 ④	堤防が出来ればもうそれで大丈夫かという、先年の脇町の水騒ぎというものがあるように、内水の問題というのは必ず出てくるため、内水対策を講じてほしい。	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97,117~118
7	公述 ④	液状化を含めた地震対策を講じてほしい	治水-16 地震対策について	c. P106	P72,74,96,108
8	公述 ④	漏水対策を講じてほしい。	治水-7 浸透対策について	a. P90	P32,73,88,90,106,117,125
9	公述 ④	我々のじいさんばあさんの時代に一生懸命川に竹を植えて畑を守ろうとした人たちがおった。そして、昔はアユがようけおって、みんなようとりに行った、ウナギもようけおったという話を聴くのですが、今はだんだんとそういらふうなものが廃れていきよという思いがしておるわけです。ですから、それを何とか復活させてほしい。	環境-1 河川環境のあり方について	b. P114	P68,75,126,128~129

公聴会(中流域) H21.2.15 四国三郎の郷 (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
10	公述④	吉野川というところで思い出を何とか作ってあげたい。安全・安心な吉野川づくりを考えていただきたい。	環境-12 河川空間(河川敷)の利用促進について	a. P142	P77,131
11	公述④	30年先に子供たちと一緒に今の吉野川をもっときれいに遊ぶがために環境の保全に取り組んでいただきたい。また、私たちのじいちゃんばあちゃんが一生懸命植えた竹林を守っていく、そしてその竹林にありがたうを言い、吉野川にありがたうと言いなから、吉野川に親しむ町づくりができればいいかなと思います。	共通-4 将来予測を考慮した計画策定について	a. P61	P71
12	公述④	万が一のときにどのような防災活動をするかというところまで手を入れて、計画を進めていただきたい。	管理-1 防災情報の充実について	a. P151	P122,123~124
13	公述④	下流の人は下流のことを考え、中流の人は中流のことを考え、上流の人は上流のことを考え、皆それぞれに考えるけれども、吉野川を一本の川として考えていこうとする運動が少し少なかったのですね、いかと思います。提案ですけれども、道の駅を造って、川を通じて上流・中流・下流域の人々が交流できればいいと思います。	共通-2 流域内の交流推進について	a. P57	P133
14	公述⑤	無堤地区で10年は待てない。堤高を現況の半分でも漏れは解消される。不況化で厳しい予算上にも進捗率は上がるとおもう。早急に整備に着手してほしい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
15	公述⑥	1. 堤防工事による自然環境への影響を軽減 堤防位置は水辺からできるだけ遠ざけてほしい。水際近くに堤防を行うと堤防を守るための低水護岸が必要になり、最も大切な水辺環境(エコトーン)が損なわれることとなります。また、吉野川の自然景観の特徴である水辺林が堤防設置によって損なわれるだけでなく、堤防によって内と外に分断されることで環境の劣化もおおきくなります。吉野川により多くの自然を残すことは国民共通の自然的財産を守ることになると考えます。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	a. P131	P75,113,129,130,131,134
16	公述⑥	2. 護岸工事には石組みの水制工など先人が行ってきてきた工事方法を吉野川には伝統的な護岸工法として大型水制群が水当りにより多く残されています。それらの水制群は自然環境に溶け込み、淀みや淵を形成し、構造物があることでかえって変化に富んだ水辺環境を創り出しています。それに対して、近年行われた大量のコンクリートブロックによる根固めや護岸は自然環境・景観を大きく損ない、魚などの生息数も減少しています。また、ふれあいの場としての環境も著しく損なわれています。 このため、先人が行ってきてきた伝統的な工事方法(水制)を取り入れてください。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	b. P133	P75,76,130,131

公聴会(中流域) H21.2.15 四国三郎の郷 (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
17	公述 ⑥	3. 既に行われた工事箇所において自然環境の再生を行う大量に設置された根固めブロックは自然環境・景観を損なっていることから、巨石等による覆いを行い、エコトーンを回復していただきたい。こうした自然環境の再生についても河川整備計画に位置づけてください。	環境-10 多自然川づくりの検討について(調査・評価)	b. P137	P75
18	公述 ⑦	昨年の七月に開かれた「第一回吉野川流域市町村長の意見を聞く会」でつるぎ町長の「治水の重要性を鑑みた「議論を長引かせない早急の対策の実施」という要望こそが我々浸水の害を被っている住民の統一した意見であります。温暖化に伴い更なる猛威を振るう可能性のある台風に対して我々に与えられた時間は僅かなものであり、悠長に議論を交わしているときではなく、その被害を少しでも減らすための築堤は急がれるべきものだと考えます。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	—
19	公述 ⑧	吉野川の資源をいかに保ち、より良好な自然環境に改善することができるとか、整備計画により深く明記、または、検討課題として打ち出すべき。	環境-2 環境目標の明確化について	b. P116	P53～ 56,57,75, 133～134
20	公述 ⑧	治水対策について、ハリケーン・カトリナ災害に代表されるように、現状の治水計画や洪水高水上回る洪水が起こることを前提とし、その対策について検討し、明記すべきです。また、住民の避難計画や、被災者への精神的ケア、復興計画などを加えるべきです。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a. P78	P41,71,72, 120,122, 133,134
21	公述 ⑧	県の管理区間や、関連する電源開発、電力各会社などとの関係や連携を明確にしてほしい。	その他-11 高知県との連携について	a. P176	—
22	公述 ⑧	濁水を流さない方法として、高知とか愛媛とかに流した水利権を一時的にその時期だけ戻して、ダムから濁水を流すのではなく、そういう水で補てんするなど、いろいろな方法がある。	環境-15 早明浦ダムにおける濁水対策について	b. P147	P52,96,127, 134
23	公述 ⑧	できれば地域住民とか関係諸機関を入れた上で、本来は作業部会のような常設委員会を作り、是非常にフィードバックするようお願いしたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	c. P166	—
24	公述 ⑧	ホームページでごく一部の情報が公開になり、この情報が最大で過去3カ月間の情報しか残ってなく、あとはほとんど公開されていません。ホームページも含めて、情報公開の環境整備をお願いします。	調査・検討資料の情報公開について	a. P178	—
25	公述 ⑨	地球温暖化に伴う洪水等水災害に対して、東みよし町加茂地区には壊滅的な被害を回避することのできる堤防がない。早期の加茂第二堤防完成をお願いすると共に、堤防整備と一体となった街づくりをお願いしたい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80

公聴会(中流域) H21.2.15 四国三郎の郷 (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
26	公述 ⑨	景観に配慮した整備として、コンクリート等を極力使用しない盛土方式の堤防をお願いします。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	P131	P75,113,129,130,131,134
27	公述 ⑨	釣り人の多い河原では、川の駅みたいな船着場や河原に行けるような進入路を造って頂きたい。	環境-13 河川空間(堤防)の利用促進について	P144	P131



公聴会(上流域) H21.2.22 土佐町保健福祉センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	公述 ①	治水ダムがありコントロールしているながら、建設以来30年を越える今日においても大豊町内では農地の冠水などの洪水被害が発生している。 この対策について、具体的な取り組みが明記されず、流域住民の不安を解消するような計画となっていない。 これらについて、完全に解消することを「目標」に明記し、住民が理解できる具体的な取り組みを「実施」に明記すべきである。また、解消するまでの間、流域住民に強いる我慢に対して、具体的な対策を明記、国の責任において実施すべきである。	その他-10 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P175	-
2	公述 ①	建設以来、洪水、濁水、いずれの場合も濁水が発生、しかも長期化することから、30数年間にわたり流域住民はその解消について訴えてきたが、一向に解消されず、住民は我慢を強いられてきた。 この対策について、具体的な取り組みが明記されず、流域住民の不安を解消するような計画となっていない。 これらについて、完全に解消することを「目標」に明記し、住民が理解できる具体的な取り組みを「実施」に明記すべきである。また、解消するまでの間、流域住民に強いる我慢に対して、具体的な対策を明記、国の責任において実施すべきである。	環境-15 早明浦ダムにおける濁水対策について	P147	P52,96,127,134
3	公述 ②	過去に重大な災害がなかったが、近年数十年に一度、数百年に一度という異常気象、異常災害が数年に一度という割合で起きるとい見解がございます。もしもの場合、予想を超えたと想定外のというようなことを言われましても、これは住民としては非常に受け入れたいものがあるかと思えます。 また、自然災害による行政裁判の経過から、無過失責任ということで被害人の救済が県だけではどうしても限界があり、できないことも十分考えられます。 したがって、上流域も国の直轄の中に入れていただきたいというふうに私は考えております。法律的な制約があれば、改正も必要ではないか、省令に基づくものであれば、法律より容易にできると考えております。吉野川水系の河川整備計画は、総合的な面、また運営において整合性のとれるような政策を実施していただきたい。	その他-8 県管理区間の直轄化要望について	P173	-
4	公述 ②	洪水時におけるダムの放流量はどのような基準によって決められているのか。その基準は何に基いているのか。	管理-6 ダムの管理規定について	P162	-
5	公述 ②	直轄外の区域は県に任せるといことだが、運営、管理することになったら、国と県の間に行き違い、事柄によっては衝突が起こって流域住民が不利益をこうむることはないか。国と県との間に常設の協議機関を設置し、絶えず調整する必要がある。	その他-11 高知県との連携について	P176	-
6	公述 ③	・早明浦ダムにおいて、流域の保水力を保つため、間伐や植樹、下草刈りなどの活動を行っている。今後とも上下流の多くのの方々に参加してもらいために、ダム湖岸に活動の場を提供してもらいたい。	共通-2 流域内の交流推進について	P57	P133

公聴会(上流域) H21.2.22 土佐町保健福祉センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
7	公述 ④	早明浦ダム下流の県管理区間の問題については治水、河川環境の整備、河川空間の利用など下流域と上流域の整合性を図り、整備計画を公平公正な国策にするため、是非早明浦ダムから池田ダム間の区間を濁水被害の著しい河川環境保全救済流域として国直轄区間に変更していただきたい。	その他-8 県管理区間の直轄化要望について	P173	-
8	公述 ④	濁水対策は発想を変え、ダム上流だけでなく下流でも対策を講ずるべきではないか。具体的には、ダム下流に渾水期専用の河道を設け、濁水をろ過し、きれいな水を本流に戻していただきたい。是非文中に濁水対策として、「早明浦ダム直下に濁水ろ過設備を設置する」の文言追加をいただきたい。	環境-15 早明浦ダムにおける濁水対策について	P147	P52,96,127,134
9	公述 ④	過去の洪水に伴う現状のダム操作にダム直下の住民は不安を持っています。国管理区間では、徳島県岩津地点に目標流量が定められ、ダムの洪水調節がなされています。当然ながら、本整備計画の対象外である県管理区間では、目標流量は策定されていません。したがって、早明浦ダムでは計画最大放流量 $2000\text{m}^3/\text{s}$ 以内であれば、下流の家屋や畑が浸水していてもダム放流は管理上、問題ないことになっています。	その他-9 高知県管理区間の浸水被害について	P174	-
10	公述 ④	岩津地点の目標流量を達成するためにも上流に目安となる目標流量を定め、池田ダムと貯水容量の大きい早明浦ダムで早目に洪水調節を図るべきではないでしょうか。洪水を安全に流下させるための対応策として、本山町汗見川との合流地点に計画高水流量を定めていただきたい。	管理-5 水質の保全について	P160	P48,76,119,126~127
11	公述 ④	魚類、動植物の生息、生育等には水質の確保と適度な水温の保持が重要と考えます。下流の水質や河川環境を守るには上流から河口まで河川環境をモニターし、対策を講じていただきたい。	その他-10 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	P175	-
12	公述 ④	53ページ、「2. 吉野川の現状と課題」では、吉野川上流域は「(源流～池田ダム)」になっています。できれば、県管理区間も河川水辺の国勢調査などを実施し、河川環境の現状把握と附帯対策を講じていただきたい。	環境-15 早明浦ダムにおける濁水対策について	P147	P52,96,127,134
13	公述 ④	特に濁水による環境破壊は吉野川に流入する支流河川の水により希釈されますが、土砂量は変わりません。魚類、動植物の生育・繁殖・レキ河原の再生には濁水による泥の付着、底泥は重大なフアクターです。したがって、「濁水などにより発生した底泥などを除去するためにダム放流による河川環境の改善」の記述追加を要望する。	環境-14 早明浦ダムにおける環境の現状について	P145	P52,127
13	公述 ④	魚類など生息・生育には水温も重要ですが、原案には記述がありません。早明浦ダム下流にサンショウウオや魚類がたくさんいたところは、水は澄み本流のほうが支流より水温が高い状態でした。しかし、現在の水温は本流のほうが低水温です。将来、ダム下部に放流管を完成し放流が開始されれば、さらに本流の水温は下がり、魚類などの生息、生育に重大な影響があると考えられます。現在の基準を再検討するとともに、住民周知、情報共有などの理由により、本整備計画のダム管理の項目に放流水の水温基準を策定していただきたい。			

公聴会(上流域) H21.2.22 土佐町保健福祉センター (公述意見届出書を含む)

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
14	公述④	現在、本山町にはアユの遡上は確認されていません。当然のことながら、本山町上流の直轄区間である早明浦ダム上流にもアユが遡上していないはずで、75ページには「堰等の河川の横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う」となっています。この文言を「概ね魚道機能が整備されているが、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保し、アユが吉野川上流まで遡上できるように整備する」に修正していただきたい。	環境-6 連続性の確保について	b. P125	P56,58,75,113,129,130,134
15	公述④	河川整備計画の見直しについては地方公共団体及び住民の意見に基づくことを要望する。	共通-5 河川整備計画の見直しについて	d. P62	P71,78,112,116,126,128
16	公述外①	下流域の濁水、濁水に伴う河川環境の悪化防止、魚の住める川となる為の考えをお聞かせ下さい。	環境-14 早明浦ダムにおける環境の現状について	b. P146	P52,127

学識者への意見照会

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	鎌田委員	河川環境の記載部分については、「図る」・「努める」の表現が多い。例えば、原案P128に「河川環境の保全に関する項目の実施にあたっては、関係自治体や地域住民との連携・共同を図る」と記載されているが、仕組みが見えてこない。仕組みを作るといふ努力が欲しい。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について	a. P121	P75,132,133
2	鎌田委員	河川の環境行政を行うためには、住民等との合意形成が必要であると思う。「吉野川の自然環境を考える会」を利用して、河川環境についての検討会を常設して欲しい。また、検討会で評価した結果が外部に公表されるシステムを作って欲しい。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について	a. P121	P75,132,133
3	小林委員	流域住民の一人としても、この吉野川水系河川整備計画の策定を期待しております。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	—
4	中村委員	今後、一段と経済情勢、財政事情が厳しくなることが予想される中で、予算の確保と、着実な計画の実施を望む。	共通-6 河川整備計画の事業費について	a. P64	P67
5	中村委員	第十堰の上流数十米の所の巨木を伐採してもらいたいと考えている。美観上もぜひお願いしたい。すぐに実行可能と思うが、なぜとりかかれぬのか教えて欲しい。	管理-3 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	a. P156	P114,116
6	佐藤(晃)委員	吉野川中流の堤防未改修地区は、一般に昔から下流地域を守るための洪水時の安全弁として遊水池機能が期待されてきた。そのため整備順位があとにならざるを得ないのが一般である。大きな河川流域の整備は非常に長期間を要するために、都市化の進展に伴いこれら地域に住宅が建設される場合が増え、河川整備が追いついていない場合がしばしば見られる。もしこのような箇所があったら、ハザードマップなどにより十分に理解を得ると共に、当面の安全対策に十分配慮する必要があると考えられる。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	a. P154	P41,123
7	佐藤(晃)委員	整備計画(原案)にも上流ダム群の統合管理の重要性に触れているが、さすがに吉野川流域には各種ダムが多く建設されているだけに大変重要な課題であり是非実現して頂きたい。特に近年、上流の本・支川流域における気象特性の変化(降雨特性、スポット的な集中降雨など)が、洪水・濁水両面でのダム管理の変化の必要性としても表されているように思う。ダム管理規定改訂などには利用順位など権利問題も含めて難しい問題も多いと存じますが、連結管理が実現するメリットの大きさを考えて早急の取り組みを図るべきであると考えます。	管理-6 ダムの管理規定について	b. P162	—

学識者への意見照会

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
8	田村委員	近年、地球温暖化による気候の変化で、流域住民が水災害や濁水等の被害に見舞われており、治水や利水に重点が置かれる整備計画になるのは当然のことだと思ふ。 しかし、人間文明のエゴ・市場原理主義が地球の生態系を壊し、環境の悪化を招いてきたのは、皆さん承知のとおりであり、環境への配慮はとも大切である。 水は人間が人間であるための最後の砦だという人がいる。森と水の文明を守り、生態系を守り、命を守ることを忘れてはならないと思ふ。	環境-1 河川環境のあり方について	P114	P68,75,126,128～129
9	森本委員	今回の【原案】は134頁にわたっているが、当然の事ながら大部分が治水・利水であって、環境に関する項目は、「3-5-2 河川環境の整備と保全に関する項目」75～76頁の2頁のみで、住民参加に関する項目は133～134頁の「今後にむけて」の中に、『地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が吉野川流域の情報共有し連携・共同して取り組んでいくことが不可欠である』と記されているだけである。不可欠であるならば、今後30年間の整備計画であるので、河川整備の基本理念の中に関係住民を加えた住民参加型のしくみを加えるべきであると考え。 これまで貴省は、流域首長や流域住民の意見を聞く会をのべ約30回行い、貴省の考え方を説明してきたが、住民側からみるといずれも一方的な説明で、「聞きおこし」の姿勢は変わっていない。もっと真摯に対応すべきで、そのためには【原案】の「河川整備の基本理念」(1)安全で安心できる吉野川の実現、(2)河川本来の自然環境を有する吉野川の再生、(3)地域の自然・景観・社会環境に調和した個性ある吉野川の創造、に加えて(4)として関係住民参加の検討会を明文化しておけば、今後必ず関係住民の意見が反映されることになる。このシステムが必要である。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P166	-
10	上月委員	1) 環境用水について 地域での豊かさの基盤となる水辺として、身近な小河川の役割は大きい。 しかし下水道整備率が低い吉野川流域では、生活排水によって汚濁される小河川が多い。 そこで、水質の改善、良好な景観や親水・レクリエーション空間の保全・創出、動植物の生息・生育環境の保全等のために使用される水として「環境用水」を認め、必要とされる地域で利用することを認めていただきたい。	管理-5 水質の保全について	P160	P48,76,119,126～127
11	上月委員	各地方自治体には、今後10年程度の将来計画がある。 国土交通省では全国規模で地域の将来予測が様々な視点でなされている。 これらの計画や将来予測に基づき、必要とされる河川事業といった視点での記述が十分でない。 河川整備計画とそれらの計画、予測との整合性を示すことが望まれる。	共通-4 将来予測を考慮した計画策定について	P61	P71
12	原田委員	将来30年の間には、予想を超える天変地異で不測の事態が発生するかもしれない。周辺地域や諸外国に支援を仰ぐことも含めて臨機応変に対応する事。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	P78	P41,71,72,120,122,133,134

学識者への意見照会

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
13	原田委員	早急に夏の洪水被害のないよう早明浦ダムの治水機能向上が求められるが、この問題は、ダム周辺の山のありようである。国有林・私有林、植林、間伐、林道整備、環境問題など、複雑にからみあう総合的複合的問題解決が急がれ、大きな政治課題である。この地域にマンパワー投入が必要であり、「歳越し派遣村」の事態から、少しは国レベルで考えられるべきである。	共通-10 森林に関する他機関との連携について	P70	P134
14	原田委員	追って出来る『抜本的な第十堰の対策のあり方』との、よりよい調和を計ってほしい。社会情勢が如何に変わろうとも、「国破れて山河あり」。吉野川だけは、「水はいのち」新しい21世紀文明の創造に、この原案で即した事柄が、その優先順位をタイムリーに獲得しながら実行されてほしい。枯渇のない吉野川流域のすべての生命を潤すために一	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P172	—
15	平井委員	加茂第二地区における築堤事業では、当方の試算・シミュレーションでは現状の竹林景観の20%弱が伐採されることにより、自然豊かな河川景観の一部を失うことも予想される。それゆえ、河川整備計画の推進・実施にあたっては、平成20年度に設置された「吉野川中流域文化・景観懇談会」などでの意見も踏まえて、河川工事の実施計画を立案していただきたい。今回はたまたま加茂第二地区が取り上げられているが、無堤地区の築堤事業にあたっては、基本的に地域の景観・環境にも十分に配慮して進めていただきたい。	治水-13 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	P100	—
16	平井委員	築堤されたとしても、排水ポンプなどが整備されないと、平成16年10月台風で浸水した内水災害区域の被害は回避できない。築堤により、かえって内水が長時間湛水してしまいう恐れもある。	治水-13 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	P100	—
17	平井委員	吉野川水系河川整備計画【原案】の策定前に河川流域の歴史や文化、自然環境、河川景観・地域景観を検討する懇談会（「吉野川中流域文化・景観懇談会」）が設置され、そこでの検討内容を整備計画に反映してもらいたかった。このような取組は、環境・景観に配慮した新河川法での河川整備計画の立案・推進にあたって新たなモデルとして評価でき、整備計画立案時のみならず、工事実施計画立案時にもぜひ機能させていただきたい。	環境-11 河川景観について	P138	P60,68, 75~76, 130~131, 133~134
18	平井委員	加茂第二地区の場合には、複数の築堤法定計画線の中から、現居住者の家屋移転問題なども検討された現行の築堤法定計画線が示されているが、こうした場合には、築堤工事費と家屋移転費用の対費用効果なども整備計画立案にあたっての検討材料になるのではないかと思われる。整備計画自体において工事費等は検討項目になっていないようではあるが、事業計画の推進・進捗にあたっては工事費や地元負担額、対費用効果も大きな課題であるため、こうした点について検討する分科会などの設置も必要ではないかと考える。もちろん、これは公共工事のあり方全般と関連することであり、今後の河川行政の中でぜひ検討していただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P166	—

学識者への意見照会

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
19	佐藤(陽)委員	論理流れや構成が適切でないため、ただ漫然と記述してページを増やしているだけの印象を与える。まず、人に見せ読んでもらうつもりで文書なのかどうかを考えた方がよい。ポイントは、論理の流れをきちんと定め、それに基つき適切に構成し、わかりやすく、具体的に記述することにつぎる(言葉の定義にもっと注意を払う必要がある)。	共通-13 文章等表現内容の改善について	a. P76	-
20	佐藤(陽)委員	唐突に温暖化の影響の記述は加えない方がよい。温暖化については、一般にそれについての影響を説明しているようで、実際は何も説明していないことが多い。記述するのであれば、どのような影響が考えられるのか、具体的に記すこと。 また、温暖化の具体的な影響を検出するためのモニタリングは、一般に簡単なことではないので注意。	共通-1 地球温暖化に対する方策について	a. P55	P41,46-1, 56,58,122, 134
21	佐藤(陽)委員	適正な利用とは、流水の正常な機能とは何なのか、この記述ではまったくわからない。漏水被害をどこまで押さえたら最小限なのか、目標がわかる記述となっていない。利水は重要な事項であるにもかかわらず、記述が驚くほど短く、曖昧なのは問題。	利水-1 吉野川の正常流量について	a. P111	P43,126
22	佐藤(陽)委員	ここに記述されているとおりですとすれば、吉野川の環境面における整備の基本理念は、堤内地の樹林化とシナダレスズメマガヤだけとなるが、それでよいのか？ 理念の記述としては、非常に問題があると思う。もっと河川整備の基本理念とは何かを含め、再検討すべきと考える。	環境-2 環境目標の明確化について	b. P116	P53～ 56,57,75, 133～134
23	佐藤(陽)委員	目標を示す記述になっていない。曖昧に努力の方向性を示しただけでは目標とは言えないので、どうしてもこのような記述の仕方をするのであれば、目標という言葉は使うべきでない。目標が具体的に示されないのであれば、評価のしようもなく無意味。 結局のところ、現状の把握、それに基づいた課題の抽出がきちんできていないので、理念も目標も曖昧な記述に終始しているように見受けられる。論理の流れを踏まえた上での再検討を求む。	環境-2 環境目標の明確化について	b. P116	P53～ 56,57,75, 133～134

流域市町村長への意見照会（下流域：徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	徳島市長	堤防のかさ上げによる安全性向上	治水-10 河口周辺堤防の対策の計画反映について	a. P97	P96
2	徳島市長	漏水対策による安全性向上	治水-7 浸透対策について	a. P90	P32,73,88,90,106,117,125
3	徳島市長	地震に対する安全性向上	治水-16 地震対策について	b. P106	P72,74,96,108
4	徳島市長	排水機場の新設・増設	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97,117~118
5	徳島市長	環境保全、地域と川の共生関係の構築	環境-1 河川環境のあり方について	a. P114	P68,75,126,128~129
6	徳島市長	適切な維持管理	管理-4 河川の適正な維持管理について	b. P159	P117
7	徳島市長	住民にわかりやすい防災情報の提供	管理-1 防災情報の充実に ついて	a. P151	P122,123~124
8	徳島市長	四国地方整備局におかれは、一層の予算確保に努められ、吉野川水系河川整備計画の早期策定と事業着手及び早期事業完成を強く希望する。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	-
9	鳴門市市長	旧吉野川の板東谷川合流点下流では、無堤地区があり、整備が遅れています。このたびの、吉野川水系河川整備計画(原案P.99)では、洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策として、新築堤実施工区間となっていることから、できるだけ早く実施計画を策定していただき、一日も早い整備をお願いしたい。継続区間についても、優先的に整備をお願いしたい。	治水-15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	a. P104	P99,102,122
10	鳴門市市長	流域住民の生命財産を守るとともに、安定した水利用を維持するため、現在の第十堰を抜本的に改築することが重要であると考えております。旧吉野川の水を、上水道や農業用水・工業用水の水源としている鳴門市としては、治水、利水の面から、また、環境保全の観点からも、何がベストなのかを、地域住民の意見を早急に取りまとめ、できるだけ早く抜本的な第十堰のあり方について検討していただきたい。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	d. P172	-



流域市町村長への意見照会（下流域：徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
11	吉野川市長	「吉野川水系河川整備計画」の早期の策定をお願いし、その目標に向けた河川整備の実施を強く要望いたします。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168	-
12	吉野川市長	「ほたる川地区」(原案 P93の位置図参照)で、平成16年10月の台風23号において、流域一帯に内水が湛水し、60戸を超える家屋の浸水被害が発生し、住民生活に深刻な影響がありましたことを、先の「流域市町村長の意見を聴く会」で申し上げさせていただきました。排水機場の整備など、内水対策をお願いします。	治水-9 内水対策の進め方について	P95	P92,97,117~118
13	阿波市長	今後は公聴会やパブリックコメントなどでされた、流域住民の意見について計画的に反映されるよう配慮をお願いする。	その他-4 意見の反映方法について	P169	-
14	阿波市長	限られた予算の中、徹底した効率化に取り組んでいただき、整備計画に基づく災害予防対策が計画的かつ着実に実施されるようお願いする。	共通-6 河川整備計画の事業費について	P64	P67
15	石井町長	角ノ瀬排水場の残り $20\text{m}^3/\text{s}$ のポンプを増設することによる加減堰の撤去など、一層の内水対策を強く要望いたします。	その他-12 徳島県管理区間の改修要望等について	P177	-
16	石井町長	流域住民の意見が反映されて治水、利水はもとより環境に配慮された「吉野川水系河川整備計画」を早急に策定していただき、その計画に沿った河川整備をお願い申し上げます。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168	-
17	松茂町長	吉野川水系河川整備計画の速やかな決定し、早期な着工を要望する。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168	-
18	松茂町長	旧吉野川及び今切川は、吉野川本川に比較して堤防整備が遅れている。今回の原案において両河川の一部の堤防強化が盛り込まれたことは評価できるが、なお未整備区間が残ることとなるので、旧吉野川及び今切川の未整備区間を解消する計画となることを要望する。	治水-15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	P104	P99,102,122
19	北島町長	北島町は旧吉野川、今切川に囲まれており、未だ未整備の区間も多いことから、洪水等の水害が発生するおそれ十分あることから、河川整備計画に基づき、予算の確保も含めて、早急な整備を望む。	治水-15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	P104	P99,102,122

流域市町村長への意見照会（下流域：徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
20	藍住町長	第十堰、下流約2.5km左岸の藍住町徳命字小塚地先に古い石積みの護岸が約300mありますので、浸食対策の為早急に護岸の整備を実施して頂きたい。 また、洗掘などが起こっている場所は、応急な修繕はもとより強固な護岸整備を施工して頂きたい。	治水-8 堤防侵食対策について	a. P93	P88,90,117,125
21	藍住町長	吉野川において水辺に近づきやすいような親水護岸を整備する地区を設けて、子供から高齢者に至るまで吉野川に親しめるような整備を実施して頂きたい。	環境-12 河川空間(河川敷)の利用促進について	a. P142	P77,131
22	藍住町長	旧吉野川に関しては、堤防が殆ど無い為築堤や川幅の狭いところは河床掘削を行いスムーズな流れの確保により住民の生命と財産を守って頂きたい。	治水-14 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容	a. P102	P99,102,104,122
23	藍住町長	整備計画の中の吉野川堤防の浸食対策等について、施工計画を整備し、できるだけ早期に着手して頂きたい。	治水-8 堤防侵食対策について	a. P93	P88,90,117,125
24	藍住町長	台風時の内水対策として、正法寺川と前川の排水機場の能力アップを行って頂きたい。	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97,117~118
25	板野町長	旧吉野川の無堤地区及び堤防危険箇所の早期解消。	治水-14 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容	a. P102	P99,102,104,122
26	板野町長	旧吉野川流域の内水対策の積極的な推進。	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97,117~118
27	上板町長	吉野川堤防の「漏水対策工事」を今後も引き続きお願いしたい。	治水-7 浸透対策について	b. P90	P32,73,88,90,106,117,125
28	上板町長	工事をする上で、上水道以外に打ち込み井戸により飲料水を使用している家庭がある。地下水の汚濁・水位の低下の無いような工法で工事をお願いしたい。	治水-7 浸透対策について	d. P90	P32,73,88,90,106,117,125
29	上板町長	洪水ハザードマップ以外にも、パソコンインターネットにおいて台風時に破壊した場合などを想定し、その規模に応じた被害予想のシミュレーションができるような情報整備を図り、事前的に防災対策が講じられるような方法を推進して頂きたい。	管理-2 ハザードマップ等の充実について	a. P154	P41,123
30	上板町長	洪水時流木・増水等の原因となる河床の竹林・立木の伐採をお願いしたい。	管理-3 河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	a. P156	P114,116

流域市町村長への意見照会（下流域：徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
31	上板町長	上板町域には、農水事業により整備された六条排水機場があるが、設備の問題、要領不足もあり地区の浸水が著しい。また、施設老朽化も著しくオーバーホールも必要な状況。排水機場設置当時と異なり、市街化しており工業団地も立地していることを考慮して、国土交通省にて県河川以外の用排水路の樋門管理・修繕を計画に加えていただきたい。	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97, 117~118
32	上板町長	早くこの河川整備計画書を取りまとめいただきたい、計画期間30年の中・長期事業計画書を作成し、具体的な実施予定等を示していただきたいと考えます。	共通-7 河川整備計画の事業工程について	a. P65	P78,86,99
33	上板町長	早期着工・実現を再度お願いいたします。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	—

流域市町村長への意見照会（中流域：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	美馬市長	今後、本整備計画を早急に完成させ、築堤（治水）に取り組んでいただきたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	-
2	三好市長	銅山川には、僅か5キロメートル短い河川に、柳瀬ダムをはじめ5箇所のダムがある極めてダムの多い河川があります。これらのダムに貯水された水は平水時はすべて愛媛県に分水され、最下流にある新宮ダムから下流への放流は、洪水時以外は放流されず、水無し川の様相を呈しており水質悪化、環境悪化は年々深刻になっています。 この改善策として、平成13年に新宮ダムの下流約1.7キロメートルの位置に河川環境保全を目的に影井堰が建設され毎年11月から7月の間は毎秒0.04トン、8月から10月の間は毎秒0.17トンが放流される事となりましたが、こうした僅かな放流量であるためほとんど改善の兆しが見えません。 そこで、今後平水時の安定した水の放流ができる施策を講じて頂きますようお願いするものとあります。	環境-17 銅山川の完全分水問題について	a. P150	P48～51
3	つるぎ町長	早期着工を望む。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	-
4	東みよし町長	地域の文化や歴史・景観に配慮した堤防整備の計画を検討して頂きたい。	治水-3 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策（築堤等）	a. P82	P78,80,83
5	東みよし町長	早期の無堤地区解消に向け、河川整備の促進をお願いしたい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80

流域市町村長への意見照会（上流域：新居浜市、四国中央市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
1	新居浜市長	原案に示されており、水源地域の地域活性化策について配慮していただきたい。	環境-16 水源地域ビジョンについて	a. P149	P115
2	新居浜市長	放流量、降雨予測等、河川に関係する情報の充実及び連携について配慮していただきたい。	管理-1 防災情報の充実について	a. P151	P122,123~124
3	四国中央市長	近年、濁水により毎年のように取水制限が実施されていることから整備計画のとおり、今後も柳瀬ダムの堆砂除去を実施していただき、貯水機能の回復をお願いいたします。	管理-8 ダム堆砂について	a. P164	P120
4	本山町長	直轄化への要望を行ってきたが、計画原案に吉野川上流域の整備計画について盛り込まれなかったことは、遺憾である。 また、直轄管理区間への編入のための条件を示されているが、上流地域は、編入のための条件にいずれも該当しており、編入されなかつたことは理解に苦しむ。	その他-8 県管理区間の直轄化要望について	a. P173	—
5	本山町長	洪水調節容量の増大について、下流との意見調整を第一にされているように感じられるが、上流地域の意見を重視し、洪水調整容量の増大量を示すこと。 ダム本体の改築について、計画内容及び計画目標年度など具体的内容を示すこと。	治水-18 早明浦ダムの改良について	a. P110	P96
6	本山町長	濁水問題は、ダム直下の町として最大の課題だが、国の受け止め方は、極めて不誠実と考える。35年余りになるが、未だに濁水問題は検討課題では、あまりにも住民がみじめである。ダム湖の護岸工を徹底的にやるなど、具体計画を示すこと。	環境-15 早明浦ダムにおける濁水対策について	a. P147	P52,96,127,134
7	大豊町長	異常低温など地域住民を苦しめてきた被害について現時点では何ら解決されていない現状であるにも関わらず、今回の今後30年間の計画においても、その対策が明確に計画に位置づけされていない。 解消に向けて取り組むべきであるし、そのためには「整備計画の目標に関する事項」において「異常低温を解消する。」と明確な目標を明記し、「河川整備の実施に関する事項」において、その実施方法、実施時期、実施による効果等について明記すべきである。	環境-14 早明浦ダムにおける環境の現状について	a. P145	P52,127

流域市町村長への意見照会（上流域：新居浜市、四国中央市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
8	大豊町長	<p>濁水など地域住民を苦しめてきた被害について現時点では何ら解決されていない現状であるにも関わらず、今回の今後30年間の計画においても、その対策が明確に計画に位置づけられていない。</p> <p>解消に向けて取り組むべきであるし、そのためには「整備計画の目標に関する事項」において「濁水を解消する。」と明確な目標を明記し、「河川整備の実施に関する事項」において、その実施方法、実施時期、実施による効果等について明記すべきである。</p>	環境-15 早明浦ダムにおける濁水対策について	P147	P52,96,127,134
9	大豊町長	<p>早明浦ダムの管理を通じて人為的にコントロールされた水が結果として、洪水により、建設以来30数年を経過した今日においても流域住民が被害を被り続けているが、現時点では何ら解決されていない現状であるにも関わらず、今回の今後30年間の計画においても、その対策が明確に計画に位置づけられていない。</p> <p>解消に向けて取り組むべきであるし、そのためには「整備計画の目標に関する事項」において「洪水を解消する。」と明確な目標を明記し、「河川整備の実施に関する事項」において、その実施方法、実施時期、実施による効果等について明記すべきである。</p>	治水-17 ダムの洪水調節について	P108	P37,72,96
10	大豊町長	<p>我々の地域が直轄管理区間でないことは、四国の命として早明浦ダムを管理し、水量、水質、水温等について、ダム管理を通じて人為的にコントロールされた水が流れる結果として、洪水、濁水、異常低温などにより、建設以来30数年を経過した今日においても流域住民が被害を被り続けている現実の認識があるなら、当然のこととしてダム管理に当たるとして責任なる管理をすべきである。これは流域住民として、当然の主張である。</p>	その他-8 県管理区間の直轄化要望について	P173	-
11	土佐町長	<p>「四国のいのち」早明浦ダム直下の地藏寺川合流地点から池田ダムの区間は、毎年の様に洪水時の氾濫により家屋や農地、主要道路が浸水する等、大変危険にさらされており、更に濁水は数ヶ月に及ぶこともあり、ダム建設時に約束された安心・安全な生活条件は、全く覆された状況にあります。四国総合開発の要として建設された早明浦ダムの役割は最も高く、その直下流の流域住民の安全な生活条件は、利水地域同様に確保されるべきであり、一級河川として一体的に国の責任で管理されるべきであります。</p> <p>高知県を源流域として香川用水、徳島河口へと数県にまたがる吉野川は、直轄管理区間への編入条件を完全に満たしているといえます。</p> <p>多くの犠牲のもとに建設された「四国のいのち」早明浦ダム直下流の住民の安全確保は、四国地方整備局が最も周知し、認識しているはずであり、整備局の良識ある権威を持って、健全な整備計画を策定されることを望む。</p>	その他-8 県管理区間の直轄化要望について	P173	-

流域市町村長への意見照会（上流域：新居浜市、四国中央市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町）

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「案」記載ページ
12	大川村長	早明浦ダムは水源地域特別対策措置法制定以前のダムであり、各班におけるインフラ整備もできていない現状である。 早明浦ダム(吉野川)の護岸保全が急務である。 例えて言えば、ダム低床が流入土により上昇し、年々護岸が削られることにより地滑り現象を起こしている。堆砂土を除去し、除去した堆砂土を、県道の拡幅に利用すること。	管理-7 早明浦ダムにおける護岸補修について	a. P163	—
13	いの町長	いの町本川地域は、国有林も含めると97パーセントを森林が占めている。森林は水資源の涵養のほか、国土保全、地球温暖化を防止するCO2の吸収等、様々な公益的機能を有しており、降雨時には河川への流入量を減少させる、緑のダムと呼ばれる機能がある。これらの森林に対する間伐等の森林整備は、林業採算性の悪化により、適切に行われず、公益的機能が十分発揮されていない森林が存在する状況で、森林崩壊を引き起こす危険があり、予防措置を講じる必要がある。 砂防事業の実施は森林と非常に関わりが深いので、今後、森林間伐を重点に積極的に森林整備を、四国地方整備局、森林管理局、各自自治体が共有・連携していく必要がある。	共通-10 森林に関する他機関との連携について	a. P70	P134
14	いの町長	河川敷に堆積している砂利について対策を考えていただきたい。堆砂を取り除き、土壌改良材等として使用している例もある。	その他-10 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	c. P175	—

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
1	パブコ #1	吉野川水系が増水した際、民家や農地に水が入って被害が多くなっております。梓原東の築堤を早急にしてほしい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
2	パブコ #1	築堤後、土谷川が増水して困るので、ポンプアップ計画を立ててほしい。	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97, 117～118
3	パブコ #2	現況の魚道(堰およびダム)では、魚道の遡上・降下が困難であるため、魚道については、さらなる研究を進めて、機能向上につとめてもらいたい。	環境-6 連続性の確保について	b. P125	P56,58,75, 113,129, 130,134
4	パブコ #3	美馬市の春日地区のゴミの対応)	治水-11 協町第一箇所の実施に関する計画内容について	a. P98	—
5	パブコ #3	美馬市の春日地区の堤防の早期着工	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
6	パブコ #3	美馬市の野村地区から東へ堤防	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
7	パブコ #3	新町谷のポンプの設置	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97, 117～118
8	パブコ #4	可動堰で有れば大地震などの災害にも被害も少なくすむと考え、平成13年より国・県と同じくして第十堰・可動堰化の推進を進めてまいりました。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	c. P172	—
9	パブコ #4	吉野川 旧吉野川など漏水箇所は多く有りますが整備など進んでいきますか。	治水-7 浸透対策について	c. P90	P32,73,88,90, 106,117,125
10	パブコ #5	浄化作用が失われ川がドブ川になってしまう。川岸をコンクリートで固めるのはやめて欲しい。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	a. P131	P75,113,129, 130,131,134



第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
11	パブコ #5	可動セキは断固反対する。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	e. P172	-
12	パブコ #6	多額の国の借金をかえり見れば無駄なダム、無駄な橋は中止し財政再建を優先するべし	その他-15 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P179	-
13	パブコ #7	(稲持地区及び下流加茂谷まで)平成17年10月頃二回大水があり稲持地区旧国道、現在県道です が通行不能となり、地元住人も心配しております。安心して生活出来る日が来て欲しく、一日も早く 堤防をお願い申し上げます。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80
14	パブコ #9	早明浦ダム出来た事で台風依る自然の姿はなく荒れほうだいの川岸ができました。 吉野川整備計画で草木の取のけを是非取り上げて戴き、昔の吉野川により返らせて下さい。	管理-4 河川の適正な維持管理について	a. P158	P114,116
15	パブコ #10	徳島市民が反対すると言うので第十堰対策が中止になりましたが、徳島市民の大多数は和喰川の 土手で守られ一部国府、石井、不動、川内町、応神町は出水の時は大損害が出ると思はれますが 他徳島市民の意見は不要と思います。 堰を丈夫にし土手も大きく高く上板町の方面藍住、板野、北島、松茂、鳴門、川内の方面には水害 にならない様に第十堰を又計画を完成することを望みます。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	c. P172	-
16	パブコ #11	☆《地震・津波》 イ、各河川の堤防が疲労を起こし老朽化した所の補強。 ロ、地震の震動で堤防が崩壊し易い箇所を指定。 ハ、地震の際、液状化して水没の危険のある箇所を詳しく点検調査してもし危険性があれば其の場 所を指定し補強の上安全性を確保して欲しい。 ニ、古くなった(橋梁や樋門)なども補強や改修また場所によっては掛け替えなどの対策が必要であ れば直して欲しい。 ホ、津波に対しては海岸線の補強・河口岸の堤防や川底のゴミの撤去や川島等の掃除を実施して 流れを良くしておく。	治水-16 地震対策について	a. P106	P72,74,96, 108
17	パブコ #11	☆《台風・水害・土石流》 イ、浸水の危険性の高い地域を指定して周知。 ロ、災害発生の際は何処に避難したら良いのか避難場所の案内。 ハ、避難方法などを周知案内。 ニ、崖崩れの危険箇所はどこなのか。 ホ、土石流の危険箇所の指定周知。 ヘ、洪水などで決壊しやすい堤防の場所と箇所の指定。	管理-1 防災情報の充実に ついて	a. P151	P122,123~ 124

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
18	パブコ #11	さまざまな課題が有りますが大切な事は(命の安全)です。「川」の流れの中に余分な砂利や構築物は出来るだけ取り除き、堤防に負担をかけない様スムーズな水の流れを確保して頂きたい。	治水-4 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a. P84	P78,83
19	パブコ #12	吉野川水系河川整備計画が前に進まない事に不満を持っております。1日も早く流域住民の合意を得て吉野川水系河川整備計画が実施されることを強く望んでおります。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	—
20	パブコ #12	河道の流れを阻害する固定堰の可動化を強く望む	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	a. P172	—
21	パブコ #12	河道内の樹木を伐採、堆積する砂利の撤去などの対策を強く望むものです。	治水-4 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(河道の掘削)	a. P84	P78,83
22	パブコ #13	上流 植林・間伐を充分に行う (21世紀の公共工事は森林整備)	共通-12 森林による流出抑制について	a. P72	P7,134
23	パブコ #13	中流 遊水地域を作る	治水-3 吉野川の洪水を完全に流下させるための対策(築堤等)	c. P82	P78,80,83
24	パブコ #13	下流 堤防の外に木を植える(吉野川の竹林は海外で有名) オーバーフローした水勢を弱める。	治水-5 水害防備林、竹林等について	a. P85	P75～76, 78,83,113, 114,128
25	パブコ #13	役所仕事はやめて地元の意見を集約して早く決めてください。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	a. P168	—
26	パブコ #14	美馬郡つるぎ町半田字東毛田、松生、小野、中藪地域における堤防の早期着工について 美馬市美馬町においてはここ数年堤防の整備が実施されておりますが、旧半田町では計画がなされていくかどうかかわかりません。保安林である竹林、農地が増水のたび被害を受けております。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
27	パブコ 15	河道内だけの対策工事では限界があるので、総合治水対策と超過洪水対策を具体化すること。つまり、洪水のピーク流量の抑制策、あふれでも壊れない堤防、洪水を想定した土地利用計画、水防と避難計画の見直しなど、流域全体で洪水対応をする新たなしくみを具体的に打ち出す必要がある。	治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について	a. P78	P41,71,72,120,122,133,134
28	パブコ 15	治水対策は環境と調和した工事とし、的確なミティゲーションにより吉野川の自然影響をこれ以上悪化させてはならない。	環境-7 ミチゲーションについて	a. P129	P75,76,90,114,129
29	パブコ 15	日本学術会議には、森林の洪水防止機能、土砂崩壊防止機能、河川流況安定化機能などの定量的評価は可能であると書かれている。これらの定量的評価をし、森林の多面的機能を整備計画に位置づけるべきである。	共通-12 森林による流出抑制について	a. P72	P7,134
30	パブコ 15	日本学術会議によると、土砂災害防止機能、土壌保全機能についても定量的評価は可能とある。現在、早明浦、富郷、柳瀬、新宮ダムで堆砂が進んでおり、特に柳瀬ダムでは計画の1.7倍に相当する量が堆積している。また濁水もダムから流出して多大な損害を与えており、このまま上流の森林を放置しては、無駄な税金の拠出を招くのみならず、環境にも大きな影響を及ぼす事となる。河川と森林は切っても切れない関係にあり、森林の適正管理なしには河川の適正管理はない。	共通-11 森林による土砂流出抑制について	a. P71	P26,134
31	パブコ 15	中下流域の住民にとって内水対策は緊急に実施してほしい治水対策であるにもかかわらず、【原案】には住民の切実な要望・意見は反映されていない。台風23号による内水対策の箇所や被害状況、要因分析などを流域市町村とともに早急に行い、【原案】の4. 河川整備の実施に関する事項において、具体的な内水対策と日程を計画に明記し、(この4年間に終了すべきだったのではないかと)整備の優先順位を明確にし、例えば30年を5カ年ごとに区切って整備箇所を明記するなど、住民の声を取り入れ、堤防整備と内水対策のバランスがとれた整備計画に変更するべきである。	治水-9 内水対策の進め方について	a. P95	P92,97,117～118
32	パブコ 15	これまで行われてきた護岸工事が自然環境を損なってきたことについて、【原案】の2-2-4動植物の生息・生育状況、及び2-2-5河川景観、に的確に記述・総括すること。	環境-10 多自然川づくりの検討について(調査・評価)	a. P137	P75
33	パブコ 15	堤防の位置をどこにするかによって、吉野川の自然環境への影響は大きく異なる。水際近くに堤防を造ると堤防を守るための低水護岸が必要になり、それによって最も大切な水辺環境(エコトーン)が損なわれる。また、吉野川の自然景観の特徴である水辺林が損なわれるだけでなく、堤防によって内と外に分断されることでも自然環境の悪化がおきる。  今、流域住民が求めているのは、吉野川のなかにより多くの自然を残すことであり、国民共有の自然的財産を守ることである。 したがって、「考え方」を開発型から自然環境との調和型に転換し、堤防計画を見直すべきである。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	a. P131	P75,113,129,130,131,134

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
34	パプコ 415	先人が行ってきた水制工法(伝統工法)など環境を損なわない工事方法について、【原案】2-1-2治水事業の沿革の中に記述するとともに、今後はこうした伝統的な工事方法や考え方を取り入れるべきである。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	P133	P75,76,130,131
35	パプコ 415	これからの利水は、i水を流域生命系の基盤ととらえ、ii水需要の抑制を掲げるとともに、iii流域内の新たな水利用計画に転換すべきである。	利水-3 水利用について	P113	P126
36	パプコ 415	自然環境の悪化に懸念を抱いており、こうした自然環境の変化についての評価・分析、総合的な環境保全策や自然環境の保全・復元についてより具体的に記載すべきである。	環境-2 環境目標の明確化について	P116	P53～56,57,75,133～134
37	パプコ 415	目指すべき具体的な環境目標を数値指標(指標動植物、自然の水辺延長等)により設定するべきである。	環境-3 環境目標となる指標の設定について	P120	—
38	パプコ 415	環境目標の評価は専門家および住民参加で行うべきである。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について	P121	P75,132,133
39	パプコ 415	【原案】には築堤や浸食対策等多くの工事が計画されている。このための確なミテイゲーションを行うことにより、吉野川の自然環境がこれ以上悪化することを防ぐ必要がある。整備計画におけるミテイゲーションは、優先順位として回避を先に行い、次に環境への影響を最小化、それでも残る環境影響については代償行為を実施する必要がある。こうした観点で【原案】を点検・検証し、具体的なミテイゲーション処置について記述するべきである。	環境-7 ミチゲーションについて	P129	P75,76,90,114,129
40	パプコ 415	三部会方式は個別に意見を聞きおくだけにとどまった。部会を超えて話し合うことができず、新河川法に基づく新しいテーマについては、議論を深めることがほとんどできなかった。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P165	—
41	パプコ 415	公平性・中立性を担保するために設置されたにもかかわらず、ただの司会の役割を与えられたに過ぎず、ファシリテーター(多様な思いや知識の議論を促進する役割)とは似て非なるものであった。そして結果的にファシリテーターの存在が、住民意見を反映するものではなく、国交省の【原案】を認める役割を担った。	その他-5 ファシリテーターの選定方法について	P170	—
42	パプコ 415	2700件もの意見が出されたが、新たなテーマに関しては【原案】にはことごとく具体化されなかった。	その他-4 意見の反映方法について	P169	—

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
43	パブリックコメント15	平成12年に国交省徳島河川国道事務所によって開催された「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」で、「計画づくりに入る前に、事業の目的、事業スケジュール、市民参加や合意形成の方法・ルールについて十分議論し、市民、行政が互いに納得して計画づくりを進めることが重要です」と指摘しているとおろである。このように住民参加の時期が、非常に重要となってくる。	その他-2 「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について	P167	-
44	パブリックコメント15	整備計画の策定作業においては「吉野川の河川整備」と「抜本的な第十堰の対策のあり方」に分け、「吉野川の河川整備」が先行して検討されている。これまで吉野川の中下流部で洪水時に最も危険な場所が第十堰であるとされてきた。そうであるとすれば、審議を二つに分け、「吉野川の河川整備」を先行して検討することは到底できないはずである。この理由について、国交省は住民に対して納得のいく説明をすべきである。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P172	-
45	パブリックコメント15	別途設置するとされる第十堰の検討の場がいつ頃、どんな方式で開催されるのか、検討のため必要と考えている調査項目の進捗状況についても、早急に明らかにするべきである。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P172	-
46	パブリックコメント15	第十堰は江戸時代からの役割を継続し、また石組み建造物として文化的価値を持っている。地域の人々から「お堰」と愛着をこめて呼ばれる第十堰を保全すべきである。	その他-7 抜本的な第十堰の対策のあり方について	P172	-
47	パブリックコメント16	河川本来の自然環境を有する吉野川再生のための全体構想 これまでの河川工事は自然環境や景観・風景に大きなダメージを与えてきました。その点について整備計画には原因、分析等の記載がなく、「多自然川づくりを基本とする」という言葉だけになっており、河川整備の基本理念に基づいた川づくりの道筋が示されていません。川の自然環境の保全に留まらず復元再生にむけて、河道中心主義から周辺環境を計画の影響範囲に含め、川の循環を考えたい全体構想を打ちたててほしいと考えます。	環境-1 河川環境のあり方について	P114	P68,75,126, 128～129

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
48	パブコ #16	吉野川の風景の再生戦略 今日ほど人間と自然との関係の再構築が叫ばれている時代はありません。地域の骨格である吉野川河川環境を人と自然との生き生きとした応答関係が生み出される地球規模からの以下のような風景・景観の転換戦略が必要であると考えます。 第一に持続可能なランドスケープのシステムづくり、すなわち地球上の生命共同体を破壊せず、持続可能とする土地利用システムと経済管理手法の技術体系の中に位置づけられるべきです。第二にエコロジカルな空間構築のためのデザイン開発が求められます。それは管理された自然美から、野生の自然とその背後にある本質的な自然存在の美へと評価されるものに、河川環境の風景・景観の評価軸とする位置づけがなされるべきです。吉野川を骨格と位置づけられた森林の維持・再生、生態系の回復や再生、伝統工法の積極的評価、ビオトープ、エコトーンを促すことが、生物の多様性を守り、コミュニティ感覚を育成する原動力になります。地域による自然環境の維持・再生や防災意識の向上も育まれます。その実現に向けて、第三に吉野川の河川空間はこれまでの国が管理する公共空間であるという観点から、吉野川の豊かな自然の河川環境が地域の共有空間である認識が強く唱えられるべきだと考えます。	環境-11 河川景観について a.	P138	P60,68, 75～76, 130～131, 133～134
49	パブコ #16	多自然型川づくりについて 現在の整備計画の表現では、多自然は抽象的表現で独善的に落ち入りやすいと危惧しています。自然を相手にする工事は見試しの手法や段階的チェックと検証、様々な専門家、住民の参加が必要でです。適切な多自然型を実践するための技術的理念や目的と具体的方針に踏み込むことが必要と考えます。	環境-9 多自然川づくりの検討について(仕組み)	P136	P75,134
50	パブコ #16	多自然型川づくりについて 地域の風景や環境の骨格を担う吉野川の工事に使う材料は、地場材を原則にし、積極的にその土地の石材や樹木、植生を生かすことが重要です。地域の風景や時間の連続性を維持し、醸し出すからです。その意味と方針が出されるべきです。県外域からの輸入材を替え、外来種を抑制し、その具体的方針を打ち出してほしいと考えます。	環境-8 多自然川づくりの検討について(工法)	P133	P75,76,130, 131
51	パブコ #17	風水害の堤防の決壊で住宅及び生命の希険があることから、吉野川水系河川整備計画の早期着工をお願い致します	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168	-
52	パブコ #17	今後どのくらいの時期に着工が出来るのかお伺い致します	共通-7 河川整備計画の事業工程について	P65	P78,86,99

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
53	パブコ #18	【原案】に対しては意見は述べられないのか。それ以外についてはどう取り扱うのか？	その他-4 意見の反映方法について	P169	—
54	パブコ #18	「この公聴会のやり方に疑問と不満がある。」原案に対し意見を述べたため公述人に応募したが、今回は選ばれなかった。その選定方法は不透明で選ばれなかった理由について理解することはできないものだった。 下流域は人口も多く、流域住民の意見を聴く会の状況でもわかるように、意見を持つ人も他の流域に比べ多いのだから、全員の意見が言えるよう、2回開催すべきである。	その他-6 公聴会について	P171	—
55	パブコ #18	公述した人たちにそれぞれ事前に準備してこの場にきており、その意見内容や使用する資料やポイントについても、事前にもかかわらさずここで国交省からの返答が得られないのはおかしい。 これではパブリックコメントと何らかかわらず、住民の意見を聞いたというアリバイづくりと言われても仕方がない。何のためにこの会議を開催したのかを教えてください。	その他-6 公聴会について	P171	—
56	パブコ #19	今切川・旧吉野川の堤防に関しては、住民の意見において必要性は共通していることから先行して着工し、その他の部分については集中して議論できる場を設けるようにし、優先順位等、より具体的な記載のある案にしていきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P166	—
57	パブコ #19	今回もまた多数の意見が出ましたが、どのような場でも、案に反映するのでしょうか。共通した意見の部分は速やかに進めるとしても、相反した部分に対しては、きちんとした調査に基づいて透明性のある判断をしていただきたいと思っています。	その他-4 意見の反映方法について	P169	—
58	パブコ #20	視野をより広げ、日本国「JAPAN」の財産の1つとしての「吉野川」という吉野川らしい自然保護・整備・維持を特性にした対策案を作って欲しい。 その具体的案や方法・資源とうは既に、1番近くの周り流域やその文化の中にあり、それを活用することで河川の安全保全だけでなく、文化の継承、経済活性化etcがうらおう。 ここでしか無いかけがえの無い景観・水質・森林があるからで、それを残さなければ、来県者も観光客も減る。	共通-9 河川利用における観光開発について	P68	P63,131
59	パブコ #21	計画はいつ決定されますか。 不毛な意見交換をダラダラ続けても無意味。 早く着工してもらいたい。	その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて	P168	—
60	パブコ #22	吉田谷の樋門は現在2機設置されているが、2門では内水が流れない(吉野川へ)の現状である。その結果、内水被害が毎回(洪水時)浸水被害を出している。あと一門造るか、排水ポンプの設置をしなければ解決できない。	治水-9 内水対策の進め方について	P95	P92,97,117～118

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
61	パブコ #23	吉田谷地区は非常に広範な地域の水を1ヶ所の狭い吉田谷樋門で処理している為、台風時集中豪雨時など毎回郡里平野が漏水になり農業被害、住居被害が起こり住民は困窮している。この吉田谷地区の内水処理について国交省はどのような計画をおもちかお返答をお願いしたい。また、何らかの方策を早期に実施してほしい。 吉田谷地区の内水の処理について、以下を提案する。 ・吉田谷川の拡中改修と吉田谷樋門の拡充 ・揚水機の設置 ・郡里小学校南方位に排水路を一本増設し樋門を1ヶ所設置してはどうか。	治水-9 内水対策の進め方について	P95	P92,97,117～118
62	パブコ #24	今回の原案を聞いて池田から岩津まで72%の堤防で出来ているが、野村地区と春日地区の堤防が出来ないので、堤防と排水ポンプ場の1日も早い建設してほしい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P88	P71,78,80
63	パブコ #25	生命が一番でございます。春日地区の堤防をお願い申し上げ、合わせて排水ポンプ場の設置をしてほしい。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P88	P71,78,80
64	パブコ #25	春日地区のゴミは長年に渡りそのままになっておりますが、ゴミはくさってあまり残っておりませんので生コンクリートで伏せてその上に河川防災ステーションを作ってはどうか。原案要旨の15ページを見てそう思いました。	治水-11 脇町第一箇所の実施に関する計画内容について	P98	—
65	パブコ #26	つるぎ町半田の吉野川ぞいの地区(半田毛田～半田川合流地点)の住民は洪水のたび生命をおびやかされ又、家財の流出等の被害にあつて来ました。長年に亘り早期築堤を要望して参りましたが今だ実現に至っておりません。住民が安全・安心に暮らせるよう低水護岸の早期着工を再度要望いたします。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	P88	P71,78,80
66	パブコ #27	自然を生かし、また地域に根づいた整備計画になればいいと思います。	その他-15 その他(河川関係以外、感想・意見)	P179	—
67	パブコ #28	東みよし町毛田第2地区(猪谷川より上流に向け500m区間)に堤防建設のお願い。 ・無堤地区の解消 ・不公平の解消－右岸:無堤、左岸:堤防建設中 ・遊水地帯の解除	治水-12 毛田地区の実施に関する計画内容について	P99	—
68	パブコ #29	濁水による魚族への影響と環境への悪影響に対する対応をせよ。	環境-15 早明浦ダムにおける濁水対策について	P147	P52,96,127,134



第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」 記載 ページ	「原案」 記載 ページ
69	パブコ #29	冷水放流による魚族への影響と環境への悪影響に対する対応をせよ。	環境-14 早明浦ダムにおける環境の現状について	a. P145	P52,127
70	パブコ #29	異常放流により地藏寺川がせき止められ、田井、中島、カバ地区の浸水、田畑の冠水等住民生活がおおびやかされている。ダムのある地域への対応を最優先するべきである。	その他-10 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	a. P175	—
71	パブコ #30	異常気象による大洪水で、下流域で吉野川堤防の決壊が発生しないよう、流域住民である我々も願っています。	その他-15 その他(河川関係以外、感想・意見)	- P179	—
72	パブコ #31	河川整備計画の策定には、「住民の主體的な参加による流域委員会の設置」、「汽水域の重要性の評価、具体的な保全策の検討」を求めてきた。しかし、流域委員会を設置しないばかりでなく、住民・学識経験者・首長と分けて公聴会で意見をききおくだけで、多様な主体の議論・協議による策定プロセスをとらなかつたことは、住民意見の反映が謳われている「改正河川法」の精神から、河川管理者自らが離れるものである。したがって、モニタリング結果の共有や、それに基づいた保全管理を具体的に実施するうえでも、現地で活動する市民団体や調査を行う専門家と交えた会議体を設置し、河川管理施策を進めるべきである。	環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について	a. P121	P75,132,133
73	パブコ #31	吉野川で生物多様性を視点においた環境保全目標の設定がなく、対応が必要である。	環境-2 環境目標の明確化について	b. P116	P53～ 56,57,75, 133～134
74	パブコ #31	汽水域の保全策も盛り込まれていない。河原を還元するにはダムの堆砂など根本的な対応が必要である。	環境-5 河口干潟について	b. P123	P55,75,90, 129,134
75	パブコ #32	貴局の単独の判断により河川の整備が行われた結果、これまで希少種の生息地として長年保全対象にしてきた場所にヘリポートが造成されるなど、河川法の理念に反し自然環境が破壊される事例が発生している。このようなことを再発させないためにも関係住民を加えた河川整備を進めるための継続する仕組みをぜひ加えていただきたい。 河川法および海洋基本法を遵守し、そこに規定されている「河川のつくる自然環境」と「人とのかわり」について保全する仕組みを、明確に記載していただきたい。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	b. P166	—
76	パブコ #32	吉野川を海洋から水源地の森林を結ぶ生態系として位置づけ、統合的かつ計画的に講ずべき河川環境の保全に関する施策および保全目標を明確にすること。	環境-2 環境目標の明確化について	b. P116	P53～ 56,57,75, 133～134

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見主旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
77	パブコ #32	環境の保全に関する目標や施策はおおむね5年ごとに見直しすること。	共通-5 河川整備計画の見直しについて	P62	P71,78,112, 116,126,128
78	パブコ #32	河川と人とのふれあひ、および人の暮らしのなかでの河川利用について歴史・文化との調和をはかり、「賢明な利用(ワイズユース)」の視点を維持しながら、整合性のある施策をすすめること。	環境-1 河川環境のあり方について	P114	P68,75,126, 128～129
79	パブコ #32	「多自然川づくりの基本は重要な環境資源を残すことである。」ことから、吉野川汽水域が人間活動や生物多様性を支える地域資源であることを評価し保全するために、吉野川汽水域をわが国最初の河川のラムサール条約登録地として積極的に進めることを盛り込み、将来展望をもって保全管理計画をたてること。	環境-5 河口干潟について	P123	P55,75,90, 129,134
80	パブコ #33	吉野川の治水・利水・環境を考える時、河川内に留まる整備計画ではなく、流域の循環を踏まえた計画であることが大切です。中でも吉野川流域の地形を考慮すると、森林と河川の関係性ぬきには整備計画は成り立たない。森林が備える洪水緩和、土砂防止、土壌保全、水源涵養などの機能を実地でつぶさに調査し、その結果を計画に反映させ、森林保全の施策として盛り込んだ河川整備計画にしてほしい。	共通-12 森林による流出抑制について	P72	P7,134
81	パブコ #33	私たちは流域の木を使い、流域の産物と食し、流域の風景や自然を守り育むことで吉野川との共生をめざしています。しかし、この河川整備計画原案にいたる過程で出された様々な意見が充分に反映されたとはいえず、このような住民参加のあり方に失望している。「人と川、地域と川が共生する川づくりを行うことが重要」(原案p133)ならば、「地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、吉野川流域の情報を共有し、連携・協働して取り組んでいく」(同)ことを保障するしくみを整備計画に明記して頂きたいと強く望む。	その他-1 住民参加に関する仕組みについて	P166	—
82	パブコ #34	貴省の多自然川づくりに則って、健全な河川生態系を保全するための具体的な保全目標や調査項目を盛り込んでいただきたい。 『(具体的には、貴省の『多自然川づくり』について下記方針に沿った環境保全具体策を期待する。『多自然川づくり』とは個別箇所の工事にあたって留意すべきことではなく、「河川全体の自然の営みの尊重」、「地域の暮らしや歴史・文化との調和」、「河川管理全般での留意」の3つの方向性を持った川づくりを指すものであることを明らかにするため、「多自然川づくり」の定義を変えました。さらに、多自然川づくりは、調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となります。ややもすると工事の際に配慮することとして理解されていた多自然川づくりですが、その目指すところを達成するためには工事だけではなく、調査から維持管理にいたるすべての河川管理において考えていくことが必要であることを明らかにしました。』	環境-2 環境目標の明確化について	P116	P53～ 56,57,75, 133～134
83	パブコ #34	健全な河川生態系を保全するための具体的な保全目標や調査項目について、5年ごとに見直すこと。	共通-5 河川整備計画の見直しについて	P62	P71,78,112, 116,126,128

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
84	パプコ #34	吉野川の水は、現状においてもすでに流域の境界を超えた越境的取水が行われている。このような過度の取水により、汽水域では、塩水化が促進され、その維持がすでに困難な状況にまで立ち至っている。 その上に、更なる取水を伴う農地防災事業が計画されている。農地防災事業への意思決定は、水資源開発にもかかわらず、事業目的が農業中心であるため、通常は、流域の一般市民の意見が反映されない。 環境や生態系の観点から、水の配分は非常に重要であるにもかかわらず、日本では、水の配分に、汽水域や沿岸海域からの視点が入る制度とはなっていない。このように水の配分一つを取り上げても源流から河口を経て沿岸海域までを流域を含めて一体のものとして捉え、川と水を管理・保全・活用することの重要性と必要性が浮き彫りにされてくるのである。 海洋基本法にあるように、森から河川、海洋にいたるまでの流域全体の生態系を考慮した統合的的管理が重要。淡水を河口や海洋まで補給することを盛り込んでいただきたい。	環境-1 河川環境のあり方について	a.	P114 P68,75,126, 128～129
85	パプコ #34	吉野川本川の汽水域には、良好な干潟環境、ワンドが点在している。 再生するよりも今あるこれらのエコトーンを保全することを優先させていただきたい。	環境-5 河口干潟について	a.	P123 P55,75,90, 129,134
86	パプコ #34	護岸工事を行う時には、多自然工法の みかけの工事を施すのではなく、潮下帯～潮間帯～潮上帯の連続性を失わないこと。その際には、冠水頻度を調査するなど具体的な調査項目を検討すること。	環境-5 河口干潟について	e.	P123 P55,75,90, 129,134
87	パプコ #34	吉野川水系にかかわる、歴史や文化の具体的に記載し、地域資源をまもることを明記すること。	共通-9 河川利用における観光開発について	a.	P68 P63,131
88	パプコ #34	(4)「生態系サービス」と「ワイズユース(賢明な利用)」の文言を盛り込んでいただきたい。 貴省河川局多自然川づくりポイントブックには、「上流から下流まで河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを行う」としている。すなわち吉野川のもつ日本最大級の汽水域も含め、海洋から源流域の水源地まで連続した生態系とそのサービスが維持され、河川整備のなかで配慮されつづけることを考慮し、明確に記載していただきたい。	環境-5 河口干潟について	f.	P123 P55,75,90, 129,134
89	パプコ #34	汽水域を将来的にわたって保全するために、現在どのような課題があるのかを議論、記載し、目標、実施事項について、具体的に盛り込むことが必要である。	環境-5 河口干潟について	c.	P123 P55,75,90, 129,134

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
90	パブコ #34	①吉野川汽水域の流速・流量・塩分濃度の継続的な計測と情報の公開の必要性 その際、生物データと併せて、保全策の検証を定期的に実施することが重要。 ②吉野川河口の地理調査の必要性 貴省の『環境行動計画』において河川流域の自然環境を解明するための地理調査を推進する。と盛り込まれている。 都市に隣接した大河川としては、河口域の地形が比較的保全されている。特に、河口域の基盤をなすテラスや、環境の多様性をもたらす砂州の保全や再生は重要である。そのためには河道内の河床変化データと合わせて、河口や河口テラスの地理調査について継続したモニタリングデータが大切である。	環境-5 河口干潟について	d. P123	P55,75,90, 129,134
91	パブコ #34	国土交通省が管轄する河川に関して、条約湿地の登録が進められるべきである。貴省による「汽水域の河川環境の捉え方に関する手引書(平成16年)」においても、汽水域および河口干潟保全は、河川管理上の最重要課題の一つであると位置づけられている。吉野川汽水域は、ラムサール条約の国際基準を満たしており、さらに人の暮らしと環境の保全と賢明な利用を謳う条約の精神に最もふさわしい場所であることから、河川整備計画のなかに、汽水域をラムサール条約登録地として積極的に進めることを盛り込み、その特性に応じた十全な保全策を講じ、地域資源として「湿地の賢明な利用」という目標を実現していくことが重要である。	環境-5 河口干潟について	f. P123	P55,75,90, 129,134
92	パブコ #34	再生事業を優先させるのではなく、今ある自然環境を保持することを最優先させる環境保全目標について盛り込んでいただきたい。そのためには、水辺の国勢調査のデータだけでなく、貴省の持つ膨大な汽水域の環境調査データを有効に活用すべきである。	環境-2 環境目標の明確化について	b. P116	P53～ 56,57,75, 133～134
93	パブコ #34	国交省や農水省といった国の所轄や地域住民に加えて、地方行政のさまざまな部局、漁業者、農業者、商工会、環境NGO、学識者、一般公募の参加者など利害関係者が一堂に会して話し合う場が開かれることが重要である。 住民との連携・協働について、住民参加型検討の仕組みをつくり、それを継続することを盛り込んでいただきたい。	その他-I 住民参加に関する仕組みについて	b. P166	—
94	パブコ #34	レクリエーションの場としての水辺という観点のみならず、日常的な“人と自然との豊かなふれあい”という観点から、具体的な課題および施策を盛り込んでいただきたい。	環境-I 河川環境のあり方について	c. P114	P68,75,126, 128～129
95	パブコ #34	景観について、丁寧に地域住民等の声をひろいあげ、地域資源の継承という観点からも、具体的な保全課題および目標を盛り込んでいただきたい。	環境-II 河川景観について	c. P138	P60,68, 75～76, 130～131, 133～134

第4回 パブリックコメント H20.12.25～H21.3.15

No.	発言者	意見及び質問	テーマ/意見要旨	「回答」記載ページ	「原案」記載ページ
96	パブコ #34	森林の機能は治水だけでなく、河川や海洋へ流域全体の水と栄養供給、土砂供給など漁業、農業などの人間活動、また、河口および沿岸域、海洋の生物資源を支えていることなど流域全体の生態系保全と地域資源を守っている観点から、その保全の重要性を明記していただきたい。	共通-12 森林による流出抑制について	b. P72	P7,134
97	パブコ #35	2月15日の公聴会でも”半日交互に20cm前後の変動があり、自然状態でない”と指摘されており、早明浦発電所、山崎逆調節池の的確な運用管理を実施するために調節池容量の確保もしくは容量にみ合った発電放流量の決定又はゲートの改造を実施すべきである。	その他-14 発電事業について	a. P179	—
98	パブコ #35	内水排除はサービスピ品であった。無堤で軒まで水につかっていたのが、堤防ができ内水で床下がつかれるままでポンプで対応せよと云う。有堤化のありがたさを知らない外部の若い者の大きな声にまどわされず、下流の内水対策よりも岩津上流部の有堤化を優先し実施すべし。勝名地区はB/Cを考えると後まわしになる。	治水-6 吉野川本川堤防の整備の進め方について	a. P88	P71,78,80

## 5. ご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方

## ご意見に対する四国地方整備局の考え方 目次

テーマ		頁
<b>①河川整備計画全般</b>		
共通-1	地球温暖化に対する方策について	55
共通-2	流域内の交流推進について	57
共通-3	治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	59
共通-4	将来予測を考慮した計画策定について	61
共通-5	河川整備計画の見直しについて	62
共通-6	河川整備計画の事業費について	64
共通-7	河川整備計画の事業工程について	65
共通-8	今後の地域住民、関係機関の連携について	67
共通-9	河川利用における観光開発について	68
共通-10	森林に関する他機関との連携について	70
共通-11	森林による土砂流出抑制について	71
共通-12	森林による土砂流出抑制について	72
共通-13	文章等表現内容の改善について	76
<b>②洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減</b>		
治水-1	河川整備において目標とする流量について	77
治水-2	施設能力を上回る洪水への対応について	78
治水-3	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)	82
治水-4	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)	83
治水-5	水雪防備林、竹林等について	85
治水-6	吉野川本川堤防の整備の進め方について	88
治水-7	浸透対策について	90
治水-8	堤防侵食対策について	93
治水-9	内水対策の進め方について	95
治水-10	河口周辺堤防の対策の計画反映について	97
治水-11	脇町第一箇所の実施に関する計画内容について	98
治水-12	毛田地区の実施に関する計画内容について	99
治水-13	加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	100
治水-14	旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	102
治水-15	旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	104
治水-16	地震対策について	106
治水-17	ダムの洪水調節について	108
治水-18	早明浦ダムの改良について	110

テーマ		頁
<b>③河川水の適正な利用</b>		
利水-1	吉野川の正常流量について	111
利水-2	地下水の経年変化について	112
利水-3	水利用について	113
<b>④河川環境の整備と保全</b>		
環境-1	河川環境のあり方について	114
環境-2	環境目標の明確化について	116
環境-3	環境目標となる指標の設定について	120
環境-4	環境保全に対する地域住民等との連携について	121
環境-5	河口干潟について	123
環境-6	連続性の確保について	125
環境-7	ミチゲーションについて	129
環境-8	多自然川づくりの検討について(工法)	131
環境-9	多自然川づくりの検討について(仕組み)	136
環境-10	多自然川づくりの検討について(調査・評価)	137
環境-11	河川景観について	138
環境-12	河川空間(河川敷)の利用促進について	142
環境-13	河川空間(堤防)の利用促進について	144
環境-14	早明浦ダムにおける環境の現状について	145
環境-15	早明浦ダムにおける濁水対策について	147
環境-16	水源地域ビジョンについて	149
環境-17	銅山川の完全分水問題について	150
<b>⑤維持・管理</b>		
管理-1	防災情報の充実について	151
管理-2	ハザードマップ等の充実について	154
管理-3	河道の維持管理について(樹木伐採・河積確保)	156
管理-4	河川の適正な維持管理について	158
管理-5	水質の保全について	160
管理-6	ダムの管理規定について	162
管理-7	早明浦ダムにおける護岸補修について	163
管理-8	ダム堆砂について	164

テーマ		頁
<b>①吉野川水系河川整備計画の進め方について</b>		
その他-1	住民参加に関する仕組みについて	165
その他-2	「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について	167
その他-3	河川整備計画の策定スケジュールについて	168
その他-4	意見の反映方法について	169
その他-5	ファンリテータの選定方法について	170
その他-6	公聴会について	171
<b>②抜本的な第十堰のあり方について</b>		
その他-7	抜本的な第十堰の対策のあり方について	172
<b>③直轄管理区間外の整備等について</b>		
その他-8	県管理区間の直轄化要望について	173
その他-9	高知県管理区間の浸水被害について	174
その他-10	高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	175
その他-11	高知県との連携について	176
その他-12	徳島県管理区間の改修要望等について	177
<b>④国土交通行政へのご意見・ご質問について</b>		
その他-13	調査・検討資料の情報公開について	178
その他-14	発電事業について	179
<b>⑤その他</b>		
その他-15	その他(河川関係以外、感想・意見)	179

「考え方に対応した河川整備計画【案】内容」の表示説明
・ゴシック体及び取り消し線文字：整備計画【案】文章の修正箇所
・下線付き文字：意見要旨に対応する記述内容



共通 一 1 地球温暖化に対する方策について

意見  
要旨

要旨 a. 温暖化による異常気象は計画の中に含むのか。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

平成20年6月に社会資本整備審議会より「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変動への適応策のあり方について」の答申がなされ、基本的な方向が示されました。地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮、渇水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、今後、吉野川水系においても「適応策」について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性に照らして、必要なものから取り組んでいくことを、河川整備計画案P41,46-1,56,58,122,134に記載しております。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

2-1 治水の現状と課題  
【河川整備計画案P41】  
(4)浸水被害軽減策及び危機管理

吉野川では、これまでも工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。しかしながら、これら水災害のすべてを完全に防御することは難しいことから、洪水は氾濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えばそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要がある。

2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題  
【河川整備計画案P46-1】  
2-2-2 現況の流況

このように渇水が頻発している状況に加え、今後、地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に努め、平成14年2月に改訂された「吉野川水系における水資源開発基本計画(通称マルチプラン)」と整合を図り、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。

共通 1 地球温暖化に対する方策について

2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況

【河川整備計画案P56】

(1) 吉野川

これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境の変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化等に取り組みが必要がある。

2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況

【河川整備計画案P58】

(2) 旧吉野川

これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境の変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化等に取り組みが必要がある。

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

【河川整備計画案P122】

(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を実施する。

また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。

【河川整備計画案P134】

5-4 河川整備の調査・研究

吉野川等における管理上の課題の解決や河川管理に関わる新しい技術の開発等に向け、水位・流量・雨量・海象・水質等の水文データ及び環境情報の蓄積を行い、調査・研究を進める。また、今後は地球温暖化に伴う気候変化により、洪水・高潮の増大、濁水リスクの増大、河川環境の変化等が見込まれており、研究の状況も踏まえ、吉野川の地域特性等に照らして、その影響について検討を実施する。

環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。

## 共通-2 流域内の交流推進について

要旨a. 吉野川は一つの思想に立って、上流・中流・下流の交流を推し進めて欲しい。

### 四国地方整備局の考え方

平成14年度より実施している「吉野川現地(フィールド)講座」では、流域住民の方にご参加いただき、上流のダム事業や砂防事業、下流の内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策事業や環境事業などを現地でご説明し、事業の状況を紹介しています。

また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民のみならずご協力で毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っています。

さらに、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めています。

今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を活用し、地域の身近な情報を提供していただき、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信すると共に、既存施設の活用や新たな河川防災ステーション及び地域交流拠点等の整備を図り、地域づくり活動を支援していきたいと考えており、その旨を河川整備計画P133～134に記載しています。

なお、上流・中流・下流域の交流についても、重要と考えているため、河川整備計画P133.5.今後に向けてに記載を追加しました。

また、四国地方整備局及び徳島河川国道事務所などでは、地域づくり相談窓口を設置しており、地域づくりについて相談があれば、ご利用ください。

### 【河川整備計画案P133】 5. 今後に向けて

吉野川流域では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ることが重要である。

また、河川は多様な生物の生息・生育・繁殖の場であり、河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みを流域全体で推進し、自然と共生する川づくりを行うことが重要である。

さらに、人と川との豊かなふれあいの場やレクリエーション、環境学習の場など多くの人々が、より一層川に親しめるように適正に河川利用を図り、人と川、地域と川が共生する川づくりを行うことが重要である。

そのためには、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、吉野川流域の情報を共有するとともに、上流・中流・下流域の交流も含め、連携・協働して取り組んでいくことが不可欠である。

また、大学、研究機関、行政等が連携し、科学的に十分解明されていない事項の調査・研究に取り組んでいくことが求められる。

### 【河川整備計画案P133】 5-1 情報の発信と共有

吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、流域講座・現地(フィールド)講座等の開催、ホームページや広報誌等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有化を図るとともに、今後より一層地域への情報提供に努める。

また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民と協働で毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っている。さらに「吉野川交流推進会議」事務局の一員として「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。

今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報の提供を受け、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進するよう努める。

また、過去の災害について地域住民と情報共有を図り、災害文化を継承できるように努める。

### 考え方に対応した河川整備計画【案】内容

共通-2 流域内の交流推進について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P133～P134】  
5-2地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に関する計画を相互に調整しつつ取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適する計画を相互に調整しつつ切に活用するためには「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

一方、河川は多様な生物を育むとともに自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化していく。

また、外来生物については、モニタリングにより侵入状況を把握したうえで専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても地域づくり相談窓口等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行うものとして引き続き推進していく。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

共通一3 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について

意見  
要旨

要旨a. 河川整備計画の中に盛り込まれている事項(例えば治水面の整備)は、環境などの他の分野の課題も考慮された案となっているのか疑問である。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

今後とも、河川工事等の際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じてミチゲーション等を実施することや、「多自然川づくり」を基本とし、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び、多様な河川景観の保全・創出に努めていきたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P67】

3-1 河川整備の基本理念

このとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは環境に係る課題を解決するにあたっては、他の分野への影響を十分に配慮しながら調和のとれた施策を実施する。

【河川整備計画案P75】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。とととも、また、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等々関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

(1) 吉野川

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。

共通一3 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>【河川整備計画案P83】</p> <p>③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請など状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせざるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際環境の保全に努める。また、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これら機能を考慮し、竹林の伐採を最小限に止めるように努める。</p>

共通一4 将来予測を考慮した計画策定について

意見  
要旨

要旨a. 30年先の社会の将来予測について取りまとめ、その情報を皆で共有して議論することが重要ではないか。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

河川整備計画案では、地域の将来予測・展望や住民のニーズなどを踏まえて徳島県がとりまとめた県政推進方策である「オンラインワン徳島行動計画」や各市町の総合計画に示される施策の方向性なども念頭におきながら、現在の吉野川において存在する各種課題の解決に向け、実施する施策の方針・内容を整理しています。

また、河川整備計画案P71 3-3河川整備計画の対象期間等では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けています。

なお、将来の情勢変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来た段階で必要な見直しを行いたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P71】

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるように河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

共通 ー5 河川整備計画の見直しについて

下  
マ

要旨a. 河川整備計画の見直しの時期について、具体的に記しておくべきではないか。

要旨b. 河川整備計画は、途中で見直しすることができるとか。

要旨c. 生物のモニタリング結果で計画変更が可能なくらい柔軟な姿勢をもっていただきたい。

要旨d. 住民や関係機関の意見を踏まえた見直しについて

見 意 要 旨	四国地方整備局の考え方
<p>要旨a 要旨b 要旨c 要旨d</p> <p>河川整備計画は、フォローアップを行い、その時点で河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況や流域の社会情勢等の大きな変化や、新たな課題の顕在化等があれば、計画の変更を適切に行うことを河川整備計画P71,78,112,116,126,128に記載しています。</p>	<p>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p> <p><b>【河川整備計画案P71】</b>  <b>3-3 河川整備計画の対象期間等</b>            本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p><b>【河川整備計画案P78】</b>  <b>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</b>            吉野川の国(直轄)管理区間における治水上の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。            なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況など河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。</p> <p><b>【河川整備計画案P112】</b>  <b>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項</b>            吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。            なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況など河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。</p>



共通一5 河川整備計画の見直しについて

意見 要旨	
<p>四国地方整備局の考え方</p>	<p style="text-align: center;">考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p> <p><b>【河川整備計画案P116】</b>  <b>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</b>          吉野川及び旧吉野川における洪水、高潮等による災害発生防止または軽減に関する現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念、目標の達成を目的として河川維持管理を計画する。</p> <p>河川維持管理の項目と内容については、吉野川及び旧吉野川の河川特性を十分に踏まえ、概ね3～5年間で河川管理上の重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理計画(案)を作成するとともに、年度ごとに1年間の維持管理実施計画を策定し、それに基づく調査、点検を実施する。その結果を評価し、次年度の実施計画を見直しサイクル型維持管理を実施する。</p> <p>なお、これらの調査、点検結果については、河川カルテに記録して整理し、データベース化を図ることと今後の適切な維持管理を図るものとする。</p> <p><b>【河川整備計画案P126】</b>  <b>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</b>          吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働に努める。</p> <p><b>【河川整備計画案P128】</b>  <b>4-2-3 河川環境の保全に関する事項</b>          吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川環境の保全に関する項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングによる動植物の生息・生育・繁殖環境等の変化の状況や新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。</p>

共通一6 河川整備計画の事業費について

意見  
要旨

要旨a. 河川の整備や管理にあたっては、限られた予算を有効かつ効果的に使ってほしい。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

河川整備計画案における整備内容を着実に推進するため、維持管理や環境整備等も含め必要な予算の確保に努めるとともに、浸水被害の頻度が大さい箇所等に重点投資すること、事業効果の早期発現を図り、更に、コスト縮減に努め、限られた予算を効果的に執行する旨を、河川整備計画案P67 3-1河川整備の基本理念に記載しております。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P67】  
3-1 河川整備の基本理念

これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を効果的かつ総合的に展開する。

共通 ー7 河川整備計画の事業工程について

マ

要旨a. 30年間の事業の計画一覧表のようなものがあれば、目標になると思う。  
 要旨b. 吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨a                      現在、吉野川では、岩津～池田間の無堤地区である脇町第一一箇所(美馬市脇町)、芝生・太刀野箇所(三好市三野町)、加茂第一箇所(東みよし町)で堤防整備を進めており、これらの事業は数年後の完成予定です。また、河口～岩津間では平成16年10月の台風23号で内水により大きな浸水被害が発生した飯尾川内水地区(徳島市国府町)及び桑村川内水地区(吉野川市川島町)で排水ポンプ場整備を進めており、これらの事業は平成21年に完成の見込みであり、その他に上板箇所(上板町)等で浸透対策を進めています。</p> <p>旧吉野川では、治水安全度が低く市街地等への大規模なはん濫被害が想定される新喜来地区(北島町)、中喜来地区(松茂町)で堤防整備を進めています。</p> <p>今後の堤防の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。</p> <p>吉野川は、無堤部においてははん濫による浸水被害が頻発していることから、早期の無堤地区解消を目標としています。その手順については、事業効果の早期発現の観点から、過去の被害状況を勘案し、事業実施中の区間(脇町第一、芝生、太刀野、加茂第一)の堤防縮切の完了を目指すとともに、未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい加茂第二箇所の縮切の完了を目指したいと考えております。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(つづく)</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項                      (1) 吉野川                      【河川整備計画案P78】                      1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量<math>16,600\text{m}^3/\text{s}</math>(岩津地点)を安全に流下させることのできる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>① 堤防の整備</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狭隘地区を除く)においては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画案P86】</p> <p>コラム⑧ 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果                      に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>	

共通一七 河川整備計画の事業工程について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい区間から順次堤防締切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後も事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。また、その他の区間については、上下流・左右岸バランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。</p> <p>なお、河川整備計画案P86《コラム⑧》及びP104《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p>	<p>4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画案P99】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策</p> <p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤防等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間においては、堤防整備や河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。</p> <p>旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p> <p>整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画案P104】</p> <p>コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果 に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>	

共通 ー8 今後の地域住民、関係機関の連携について

意見 要旨	<p>要旨a. パートナーシップを図りながら、実際に川づくりを協働的にやっていく仕組み、個別の工事についての合意形成の仕組みを、景観のマニュアルなどを参考に書いてほしい。</p> <p>要旨b. 河川整備計画と、他分野の整備計画が相互に補完しつつ、それぞれが連携を図ること</p>
----------	--

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨a	<p>具体的な工事の実施にあたっては、地域住民等への説明会などを開き、内容の説明など、具体の説明を、それぞれ個別の工事箇所ですべて実施をさせていただいているところから、今後進めていく工事におきましても、地域住民等の皆様と、より一層の連携を図りながら、このような取り組みを続けていきたいと考えています。</p>	<p><b>【河川整備計画案P133～P134】</b>  <b>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</b></p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に関する計画を相互に調整しつつ取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と「知る努力」が重要である。</p> <p>そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介することにより、地域の防災力の強化に努める。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化していく。</p> <p>また、外来生物については、モニタリングにより侵入状況を把握したうえで専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を推進する。さらに、地域住民や川づくりに関する関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても地域づくり相談窓口等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。</p>
要旨b	<p>今後も関係機関における計画等を考慮しつつより一層連携を図り、整備計画における具体的な取り組みを進めていきたいと考えており、河川整備計画案P133 5-2地域住民、関係機関との連携・協働に追加しました。</p>	

共通一9 河川利用における観光開発について

要旨a. 吉野川を1つの財産として対策案を作ってほしい。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

吉野川の歴史や文化等を認識し調和を図りたいと考え、その旨を河川整備計画案P14,60,63,64,65,131に記載しております。

観光開発に関連した取り組みについては、関係市町の河川利用計画も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたいと考えております。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P14】

コラム④ 洪水遺産

に、洪水に対する歴史や住民の知恵等の洪水遺産を追加

2-2-5 河川景観

【河川整備計画案P60】

(1) 吉野川

吉野川上流域(源流～池田ダム)は、大歩危・小歩危をはじめとして渓谷美の豊かな四国有数の景勝地となっており、多くの観光客で賑わっている。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、広いレキ河原や藩政時代から水害防備林として植林されてきた竹林が広がっており、吉野川の歴史や文化と関わりのある河川景観を醸し出している。一方、水害防備林(竹林)の多くは放置された状態となっており、河川景観を悪化させる一因ともなっている。

吉野川の河口部には広大な干潟が広がっており、雄大な河川景観を呈している。  
このような河川景観は、自然の力により形成されたものであるとともに、地域社会の歴史の中において形づくられた吉野川の特徴的な景観となっていることから、河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

(2) 旧吉野川

第十樋門から今切川分派点までは、水際に生育するオギ群落やハチクマ・マダケケ林等と穏やかに流れる水面が一体となり、自然度の高い景観となっている。

今切川分派点から旧吉野川、今切川両河口堰までは、市街化が進んでいる平野部を緩やかに流下しており、川沿いには住宅地や工場が点在している。

また、両河口堰から河口までの間は、大部分がコンクリート護岸を有し、比較的単調で人工的な景観を呈している。このため、旧吉野川や今切川については、河川周辺の建築物、市街地空間の多様な表情や河川の利用形態等を考慮した河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

2-2-6 河川空間の利用

【河川整備計画案P63～64】

(1) 吉野川

吉野川では、アユ等の漁業やシジミ等の採捕が行われている。河川敷(高水敷)は、農地として利用されているほか、各種イベントの会場や野球、サッカー等のスポーツ大会会場として利用されており、特に景勝地となっている「美濃田の淵」は、観光客が多く訪れ遊覧船も運航するなど、吉野川の自然を感じることができる水辺空間となっている。

吉野川上流域の早明浦ダム、池田ダム、富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムの5ダムには、公園施設や展望広場、親水施設等が設置されており、地域イベントの会場や四季折々の来訪者の憩いの場として利用されている。

また、自然豊かなダム湖周辺における環境学習や、水源地域と受益地域の人たちの交流の場としても有効に活用されている。

2-2-6 河川空間の利用

【河川整備計画案P65】

(2) 旧吉野川

旧吉野川・今切川の河口堰上流は、住宅地が広がる平野部を緩やかに流れる豊かな自然空間となっている水面は釣りや漕艇の練習に利用されているほか河川敷(高水敷)にある公園等では散策や野外活動等、多くの人々に利用されている。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画案P131】

(3) 河川空間の整備と適正な利用

吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々に「おいややすらぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を整備する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を整備する。」

ト マ 共通 ー 10 森林に関する他機関との連携について

意見 要旨 a. 林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立てて欲しい。  
 要旨 要旨 b. 上流域の森林の整備は、今すぐにも取りかかなければならぬ事業と思います。

意見要旨	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨 a 要旨 b</p> <p>四国地方整備局の考え方</p> <p>国の各機関が行う森林整備、砂防、河川整備等の事業は、各々根拠法令に基づいて実施されています。森林整備については、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため森林管理者が整備・管理を行います。砂防については、砂防法の目的である土砂流出防止を図るため、砂防事業者が、砂防設備の整備を行います。河川整備については、河川法の目的である洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用されるよう、また、流水の正常な機能が維持されるところにも、河川環境の整備・保全を図るため、河川管理者が整備・管理を行います。</p> <p>森林整備に関する要望・意見は多くいただきました。今後とも砂防治山地方連絡調整会議等を活用し森林整備を担当する関係機関とより一層の連携を図っていきたいと思います。</p>	<p>【河川整備計画案P134】                      5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>



## 共通 11 森林による土砂流出抑制について

**要旨 a.** ダムの濁水対策のために、ダム上流域での人工林の荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取り組むこと。  
**要旨 b.** 土砂災害防止のため、住民や自治体等とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p><b>要旨 a</b></p> <p>早明浦ダム周辺等で実施中のグリーンベルト事業は、ダム貯水池の水質改善を目的として植栽等を行い、流入土砂の抑制を図っています。これらの事業は、早明浦ダムの濁水対策の一助になっているものと考えています。</p> <p>なお、河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としています。従って、森林の機能は、重要と考えますが、河川管理者が、直接実施できる内容には限界があるため、関係機関との連携強化を図ることとしています。</p> <p>また、崩壊や表面流出に関して森林がどのように機能しているかというのには、いまだ研究上の課題であり、今後、研究の進展を注視しつつ、濁水対策、堆砂対策に活用出来る状況になれば、その知見を計画に取り込んでいきたいと考えております。</p>	<p><b>2-1-2 治水事業の沿革</b>  <b>【河川整備計画案P26】</b>  <b>(3) 砂防事業</b></p> <p>吉野川の砂防事業は、明治18年に曾江谷川で国(直轄)による砂防工事に着手したのが始まりである。昭和40年9月に、豪雨により祖谷川筋大西地先の12万<sup>3</sup>におよぶ地すべり性大崩壊をはじめ、各所に崩壊が発生した。これを契機に祖谷川と南小川流域を国(直轄)の砂防区域として、昭和46年4月から国(直轄)による砂防事業を開始し、その後、昭和53年4月には、とうじ山をはじめとした崩壊、地すべり箇所が多い赤根川においても国(直轄)による砂防事業に着手した。</p> <p>吉野川上流域でも、昭和50年の台風5、6号、51年の台風17号という2年連続の豪雨により山腹崩壊が多数発生し、著しく荒廃した。これを契機に、昭和54年4月より国(直轄)の砂防区域とし、国(直轄)による砂防事業を開始した。</p> <p>また、昭和57年4月には、地すべり地帯である祖谷川の善徳地区、南小川の怒田・八畝地区で、国(直轄)による地すべり対策事業に着手した。</p>	<p>このように、吉野川流域では、土石流対策等の地先対策と崩壊地等からの急激な土砂流出の防止等を目的として砂防事業を実施しており、国(直轄)の事業としての、砂防えん堤、護岸工、溪流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、赤根川流域、吉野川上流域(汗見川流域、地蔵寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置するとともに、県の事業として、吉野川水系内各地で、砂防えん堤、床固工、溪流保全工、護岸工、山腹工等が設置されている。</p> <p><b>【河川整備計画案P134】</b>  <b>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</b></p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
<p><b>要旨 b</b></p> <p>森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している関係機関と調整・連携に努めたいと考えております。</p>		

共通 12 森林による流出抑制について

意見 要旨	<p>要旨a. 洪水対策・渇水対策として、森林の整備について検討し、整備計画に盛り込んでほしい。</p> <p>要旨b. 森林状態によって渇水時や洪水時の河川流量が変化することから、吉野川流域においても検証すること。</p> <p>要旨c. 緑のダムとか、山のことを非常に高く、治水・利水に買っておられますけれども、実はそんなに効果がないんです。大きな治水効果を発揮するような錯覚をお持ちになっているのではないかと思っています。</p>
----------	--

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>一般的に、森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上も重要と考えています。</p> <p>降雨が河川へ流出する際に影響する要素は、多様かつ複雑であり、厳密に計算することは困難です。このため、河川への流出量を算定するためには、実測される降雨量と河川流量の関係を適切に捉えることが重要です。</p> <p>治水計画に用いる流出計算では、流域に降った実際の降雨と下流河道での観測流量により再現性を確認しており、森林を含む流域の流出特性を反映しています。</p> <p>また、吉野川流域では、過去から見ても森林面積は流域面積の約8割を占めており、他の土地利用を考えるとこれ以上の森林増加は難しいと思われれます。</p> <p>従って、現計画で見込んでいる以上に洪水緩和機能の増大を期待することができません。</p> <p>一般的に、河川への洪水緩和に寄与すると考えられている森林地域の構成要素は、主に地表樹木、森林土壌、基岩(母岩)の3つと言われています。</p>
【河川整備計画案P7】	<p>＜コラム①＞森林への降雨について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残りは一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つに分けられます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域への雨水は、降水量・地形条件や森林の状態により、溪流への流出量と地下深部への浸透の量が変動するほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われる量が変動するなど複雑な現象が生じています。</p> <p>【河川整備計画案P134】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>



共通 12 森林による流出抑制について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

森林に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透の他、蒸発散により水蒸気として流域から失われるなど複雑な現象が生じています。

このように、複雑な森林の水利現象を理解いただくために、河川整備計画案P7《コラム①》森林への降雨についてを記載しています。

なお、その状況により洪水緩和機能への影響は様々ですが、人為的な影響は少なく、洪水緩和機能を変化させているものではないと考えられます。また、基岩の上に形成されている森林土壌は、浸透能力が大きく、降雨の大部分は一旦、森林土壌に浸透することから森林の洪水緩和機能を考える上で森林土壌が最も重要です。しかし、地表面に近い部分の森林土壌が1cm発達するのに約100年(文献によっては約500年)もの長期間を要すると言われており、流域の森林土壌の洪水緩和機能はほとんど変化しません。

以上のことから、流域の森林面積の変化がなければ、吉野川流域の計画上の洪水緩和機能について、現在見込んでい  
る以上に見込むことが出来ませんが、現状の洪水緩和機能は森林保全を行い、森林土壌が保全されることにより維持されるものであり、森林を保全することは重要です。



(つづく)

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

共通 12 森林による流出抑制について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

なお、農林水産大臣の諮問による日本学術会議答申（平成13年11月）では、「治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状態となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。」「森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。」とされています。

森林保全への取り組みについては、河川整備計画案P134 5-2地域住民、関係機関との連携・協働に記載しております。

また、同答申では、水資源貯留機能について、「森林が流出を遅らせることは、無効流量を減少させ、利用可能な水量を増加させることを意味し、水資源確保上有利となる」が、「濁水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が長く続く）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかんりの水を消費するからである。」とされており、「降雨が河川に流出するまでには地形条件や地質条件の影響を受ける。それらを森林の機能と誤解しないように注意する必要がある。さらに、森林は水を生み出すわけではないこと、濁水流量が減少する場合もあること、しかしながら、水資源確保上有利であること等、一見矛盾する事実を含めて、森林の水資源涵養機能を正しく理解することが必要である」と述べられています。



考え方に対応した河川整備計画【案】内容

共通 12 森林による流出抑制について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【参考】

日本学術会議(平成13年11月)抜粋(地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について; 農林水産大臣諮問)

○森林の水源かん養の限界について

・洪水緩和機能

治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。

・水資源貯留機能

流況曲線上の濁水流量に近い流況では(すなわち、無降雨日が長く続くと)、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかかやりの水を消費するからである。

○治水・利水計画について

あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。

トーマ 共通 13 文章等表現内容の改善について

意見  
要旨  
要旨 a. 分かりにくい表現等の修正、専門用語の解説など、誰にでも分かるようにしてほしい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>再度文献及び学識者の方々のご意見を伺い、歴史的背景を確認した結果、歴史的事実のみを記載する事とし、河川整備計画案P15 2)明治初期の改修を修正しました。</p>	<p>2-1 治水の現状と課題 2-1-2 治水事業の沿革 (1) 吉野川 【河川整備計画案P15】 2) 明治初期の改修</p> <p>しかしながら、その後も洪水被害は相次ぎ、堪えかねた徳島県は改修工事を中止したことを後悔して、一国に対し改修工事の再開を要請したが、工事再開は明治40年の第一期改修工事の着手を待たねばならなかった。</p>	
<p>再度文献及び学識者の方々のご意見を伺い、確認した結果、高地蔵に関しては、洪水遺産という説以外に諸説あることが確認されたため、河川整備計画案P14《コラム④》高地蔵の記述を修正しました。</p>	<p>2-1 治水の現状と課題 【河川整備計画案P14】 《コラム④》洪水遺産 高地蔵(たかじぞう) (洪水で浸からないように土台を高くした地蔵という説もある。)</p>	
<p>河川整備計画案については、ご意見を頂きながら、分かりやすい表現や見やすいように努めます。</p>		

## 治水一1 河川整備において目標とする流量について

意見  
要旨

要旨a. (吉野川の治水対策の)目標は、平成16年10月の台風23号と同規模でよいと考えます。

意見  
要旨

### 四国地方整備局の考え方

吉野川における最終的な治水対策の目標は、河川整備基本方針(H17.11策定)において定められています。基本方針は、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津(河口より41.1km)で、基本高水のピーク流量を24,000m<sup>3</sup>/sとし、このうち既存ダム及び流域内の洪水調節施設により、6,000m<sup>3</sup>/sを調節して、河道への配分流量を18,000m<sup>3</sup>/sとすることが定められています。

しかしながら、無堤地区が多く残る岩津～池田間の堤防整備(完成堤防とH.W.L以上の暫定堤防)率は62.8%(H21.3現在)で、全国平均の84.7%(H19.3現在)に比べ低い状況であることも踏まえると、河川整備基本方針の対策を完了させるには、長期間を要します。そこで、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定しています。

具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とし、基準地点岩津で目標流量19,400m<sup>3</sup>/s、このうち既存の洪水調節ダム(早明浦ダム、富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム、池田ダム)の治水容量を用いて、現在の操作規則により、2,800m<sup>3</sup>/sを調節し、河道整備流量を16,600m<sup>3</sup>/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっています。

また、この整備内容は河川整備基本方針で定めた整備目標である計画高水流量に対して手戻り無く、整合性のとれた内容となっておりますので、その旨を河川整備計画P71,73に追加しました。

### 考え方に対応した河川整備計画【案】内容

#### 3-4 洪水、高潮による災害の発生の防止または軽減に関する目標

##### (1) 吉野川

##### 【河川整備計画案P71】

##### 1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m<sup>3</sup>/sとし、このうち既存ダム及び流域内の洪水調節施設により16,000m<sup>3</sup>/sを調整して、河道の配分流量を18,000m<sup>3</sup>/sと定められているが、その目標を達成するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m<sup>3</sup>/sとし、このうち既存ダムにより2,800m<sup>3</sup>/sを調節して、河道への配分流量を16,600m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、**河川整備基本方針に沿った無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。**

##### (2) 旧吉野川

##### 【河川整備計画案P73】

##### 1) はん濫被害軽減に向けた対応

旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量及び河道の配分流量1,500m<sup>3</sup>/sと定められているが、その目標を達成するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水や昭和36年9月第二室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で1,100m<sup>3</sup>/s、このうち既存ダムにより100m<sup>3</sup>/sを調節して、河道への配分流量を1,000m<sup>3</sup>/sとし、旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川沿いの必要区間について、**河川整備基本方針に沿った築堤等の対策を行うこと**で、主要な市街地の旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

## 治水一2 施設能力を上回る洪水への対応について

**要旨a.** これからの洪水(対策)は、過去の記録にないような大洪水が起きるといふことを想定し、こうした状況に耐えられるような整備計画を作っていたきたい。

意見  
要旨

### 四国地方整備局の考え方

堤防が決壊するなど重大な災害の発生に対しては、段階的に施設能力の向上を図るとともに、浸水被害軽減策への取り組み及び危機管理の充実を図っているところ。しかし、現在の堤防は、拡築・高上げを繰り返してきたため様々な危険性を内包しています。そのため、施設能力を上回る洪水の発生時はもちろんのこと、施設能力以下の規模であっても洪水が長時間継続すると、最悪の場合、計画高水位以下で堤防の決壊が生じることも危惧されます。

「河川堤防設計指針(国土交通省河川局治水課、平成19年3月23日)」では、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対しての安全性を確保することとして、堤防設計の考え方が示されており、河川整備計画案では、この指針に基づき、堤防補強強化対策(浸透対策、侵食対策)を実施することとしています。

吉野川においても、堤防の浸透や侵食作用に対する河川堤防の点検を完了し、破堤等重大な災害を未然に防ぐ措置を講じてきているところです。

なお、施設能力を上回る洪水への対策としての危機管理や被害軽減策に関しては、今後とも様々な調査研究が必要です。

自治体との防災情報の共有、洪水時の確かな情報伝達等に向けた施設整備やハザードマップの作成支援、危険箇所の市町等への周知、防災訓練の実施、災害情報協議会を活用した市町との連携体制の強化等ソフト面での対策については、これまでも実施してきたところです。

(つづく)

### 考え方に対応した河川整備計画【案】内容

#### 2-1 治水の現状と課題

##### 【河川整備計画案P41】

##### (4)浸水被害の軽減策及び危機管理

吉野川では、これまでも工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。しかしながら、これら水災害のすべてを完全に防衛することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えばそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とする適応策の実施に努めていく必要がある。

洪水はん濫が発生した場合にも人的被害の発生を回避するためには、的確な避難を可能とすることが必要である。そのためには、住民が的確な避難行動を取るために役立つ情報を分かりやすく提供する必要があります。国土交通省では、自治体による避難勧告・避難指示の発令を支援するため、洪水予報により洪水時に予測される水位情報等を提供している。

また、国土交通省は、浸水想定区域図の公表により、自治体による洪水ハザードマップ作成の支援を行っている。平成17年5月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの公表が義務付けられているが、**現在公表済みの吉野川流域(国管理区間沿川)のすべての自治体は、である6市78町であり、公表されている。今後は残る町についても早急に公表できるようにも河川情報等の普及に対し支援していくとともに、まるごとまちごとハザードマップ等の施策を推進・支援することにより、住民にとって身近でわかりやすい情報として定着を図る必要がある。**



治水一2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

今も迅速かつ効率的な水防活動や住民の円滑な避難の支援、被災時の応急的な対応により洪水の被害を最小限に抑えることを目的とした、河川防災ステーション、排水ポンプ車の作業場、側帯等防災関連施設の整備等を実施することと  
しています。

こういった危機管理や防災に関する内容は、河川整備計画案P41,72,74,122,133,134に記載しています。

また、危機管理施設の適正な維持管理について、河川整備計画案P120 ⑥危機管理施設の維持管理を修正し記載しました。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

さらに、甚大な被害を発生させる堤防の決壊(破壊)はん濫の発生を防ぐためには、適切な水防活動が不可欠である。現在、洪水時には昼夜を問わず水防団等が出動し、必要に応じて水防工法を実施している。国土交通省では、水防警報の発令により、水防団等による水防活動の確かな実施を支援している。現在、水防団等の高齢化が進んでいるが、訓練等を通じ、水防体制の強化を図る必要がある。

加えて、浸水による被害を最小限に抑えるためには、浸水の危険性がある地域において、浸水に強いまちづくりを進めていく必要がある。国土交通省では、浸水想定区域図の公表により、浸水の危険性のある地域の周知を図っているが、今後とも、自治体や関係機関と連携をとりつつ、総合的な浸水対策の推進を図る必要がある。

国土交通省では、洪水、水質事故及び地震等の緊急時には、昼夜を問わず組織体制を組み、被害の軽減を目的として、迅速・的確な河川情報等の収集・提供を図るとともに、毎年、緊急時の対応の迅速化等を目的とした訓練を実施している。今後とも災害情報協議会等を通じて関係機関と連携し、防災情報・災害情報の共有化、災害発生時の危機管理体制の強化を図る必要がある。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画案P72】

5) 浸水被害の軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や分かちやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、計画規模を上回る洪水等が発生した場合、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合においても、被害の軽減に努める。

治水一2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画案P74】

4)浸水被害の軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効果的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、計画規模を上回る洪水等が発生した場合、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合においても、被害の軽減に努める。

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1)河川の維持管理

【河川整備計画案P120】

⑥水防資機材の確保危機管理施設の維持管理

危機管理施設となる防災ステーション等の防災拠点等については、災害発生時に活用できるように適切に維持管理をすともにも、水防活動や河川管理施設の被災など不測の事態に対応するため、機材、土砂、土のう袋、シート、根固めブロック等の水防資材の備蓄を行う。また、平常時には貴重なオープンスペースとなることから、地域と連携し、適正な利用を推進する。

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

【河川整備計画案P122】

(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を実施する。

また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。

治水一2 施設能力を上回る洪水への対応について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P133】

5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に関する計画を相互に調整しつつ取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

そこで、河川情報の収集・提供等について改善を図るとともに、関係機関と連携しつつ、洪水ハザードマップ作成・利活用や防災教育・訓練等を通じて、災害時要援護者も含めた地域住民へ、防災に関する知識や情報を紹介するとともに理解を醸成することにより、地域の防災力の強化に努める。

【河川整備計画案P134】

5-3 IT(情報技術)の活用

防災に関する河川の情報については、河川水位、映像など各種情報の提供体制が整いつつある。一方、流域の浸水状況や道路(避難路等)の浸水(冠水)状況、住民の避難状況等の被害に関する情報の収集・共有は、技術的に難しい課題を有していることから、自治体河川管理者等が協力して、リアルタイムの収集・共有体制について調査・研究を進める。

治水一3 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（築堤等）

**要旨a.** 堤防位置を後退できる場所は、引いて建設し、川にあそびをもたせた方がいいのではないかと。自然環境や歴史・文化的景観への配慮が必要ではないか。  
**要旨b.** 後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を残さない。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。  
**要旨c.** 流れを河道に押し込むという考え方が以外に遊水地や竹林などのような方法をやわらげられるような方法などの代替案も考えるべき。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p><b>要旨a</b> 河川整備計画案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高水流量に対して手戻りが無く、現在の河道の能力を基本に上下流一連の間で無理なく流下能力が確保可能となるよう設定をしています。</p> <p>例えば岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現況の河岸より堤防の居住地側(堤内側)の位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないものとなっております。また、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込むような河道計画にはなっていません。</p> <p>また、歴史・文化的景観の面でも岩津池田間の河岸沿いに植えられ守られてきた竹林の大半を存置出来る計画とするなど配慮しています。</p> <p>なお、現在の無堤地区に対して遊水池を整備すべきのご意見については、無堤地区では吉野川のはん濫による浸水被害が頻発しており、現状でも安全度が著しく低いこと、そこに居住され、社会活動が行われていること、堤防の早期締切に関するご意見が多いことを考慮すれば、河川整備計画案への反映は困難と考えられています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項            (1) 吉野川  <b>【河川整備計画案P78】</b>            1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m<sup>3</sup>/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>① 堤防の整備            吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狭隘地を除く)においては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。</p> <p><b>【河川整備計画案P80】</b>            ② 輪中堤・宅地嵩上げ等</p> <p>岩津上流(池田～岩津間)の狭隘地区においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減することなどを目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤の設置や宅地嵩上げ等を行う。なお、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を行う。</p>	

治水一4 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（河道の掘削）

**意見** 要旨 a. 現状で大水が発生した場合、どのように対処していくか。木を切るとか方法はあるが、そのような対策を全面的に推進を頂くことが、我々住民にとって、一回の台風や大水のときに安心ができます

<p><b>意見</b> 要旨 a</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>整備計画の目標流量に対して断面が不足する箇所は掘削を行います。なお、掘削を行うにあたっては自然環境への影響を極力小さくします。</p> <p>また、樹木についても流下能力を阻害しているものは伐採を行います。この河道掘削等の考え方については、河川整備計画案P83に記載しています。</p> <p>また、河道掘削等を実施する箇所については、河川整備計画案P83～85,102～103に記載しています。</p>	<p>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画案P78】</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m<sup>3</sup>/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>【河川整備計画案P83】</p> <p>③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請などの状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際域環境の保全に努める。また、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これらの機能を考慮し、竹林の伐採を最小限に止めるように努める。</p>
---------------------------	--	--

治水一4 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（河道の掘削）

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(2) 吉野川</p> <p>【河川整備計画案P99】</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤防等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間において、堤防整備や河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。</p> <p>旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p> <p>整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画案P102】</p> <p>② 河道の掘削等</p> <p>旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等の対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間において、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の低減のため河道の掘削を行う。</p> <p>なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。</p>

## 治水一5 水害防備林、竹林等について

**要旨a.** 歴史的な景観である水害防備林は、それなりの意味や機能があるので、必要性を含め、十分にその役割を考えてほしい。

### 意見 要旨a

#### 四国地方整備局の考え方

河川の堤防に沿った樹林(樹林帯)には、洪水時の越水による堤防裏法尻部の洗掘の防止や破堤時における氾濫流の抑制による破堤部の拡大防止といった治水上の機能が期待されており、樹林帯の円滑な整備を進めるために、平成9年の河川法改正時に、「樹林帯制度」が創設されました。

しかしながら、整備にあたっては、破堤時の減災等治水上の効用について十分に検討する必要があり、また無樹林地への植林等長時間を要することも考えられます。

なお、吉野川の竹林も含め、放置された水害防備林については、地域住民との連携のもと、適切な管理に努めます。

#### ※「樹林帯制度」

治水上の機能を有する樹林を、樹林帯として河川管理施設に明確に位置づけるとともに、樹林帯の区域の指定及び公示、河川区域における規制の緩和等所要の措置を講ずることにより、樹林帯の整備及び管理の円滑な推進を図る制度。

#### 考え方に対応した河川整備計画【案】内容

#### 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

##### (1) 吉野川

#### 【河川整備計画案P75～P76】

##### 1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等に産卵場や生息場として利用されている瀬・淵の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等に繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策として、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際の直立化については、なだらかで連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。

##### 2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域の歴史・文化等とともに、吉野川の優れた河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するように努める。

#### 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

##### (1) 吉野川

#### 【河川整備計画案P78】

##### 1) 洪水を安全に流下させるための対策

吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量 $16,600\text{m}^3/\text{s}$ (岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。

【河川整備計画案P83】

③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取業者の採取要請などの状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせざるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水際域環境の保全に努める。また、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、歴史的・文化的な価値や吉野川の代表的な景観であること、さらに竹林を生息・育成の場とする動植物が存在することなどから、これらの機能を考慮し、竹林の伐採を最小限に止めるように努める。

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

【河川整備計画案P113】

2) 水際環境の保全・再生

吉野川では、昭和50年から平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では今も拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所ではヤナギ類の伐採を実施する。なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることにより河川環境の保全に努める。



治水一5 水害防備林、竹林等について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

【河川整備計画案P114】

3) 河道内樹木の取扱い

吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大が洪水の安全な流下の支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所において、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。

樹木管理を実施するにあたり、当面の対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点から評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立を調整するために回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置を実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画案P128】

②竹林(水害防備林)の保全

吉野川の竹林(水害防備林)は、吉野川固有の河川景観を形成しているとともに、鳥類のねぐらや営巣地に利用されるなど、動植物にとって良好な生息・生育・繁殖環境となっている。そのため、堤防の整備、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、竹林の保全に努める。

治水一6 吉野川本川堤防の整備の進め方について

意見  
要旨

要旨a. 無堤地区の堤防整備を早期に実施してほしい。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

吉野川は、無堤部においてははん濫による浸水被害が頻発していることから、早期の無堤地区解消を目標としています。

そこで、吉野川の川沿いに残る無堤地区における堤防整備については、河川整備計画に位置付け、対象期間内に整備を実施することとしており、河川整備計画案P71,78～87に記載しています。

その手順については、事業効果の早期発現の観点から、過去の被害状況を勘案し、事業実施中の区間(脇町第一、芝生、太刀野、加茂第一)の堤防縮切の完了を目指すとともに、未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい加茂第二箇所(縮切の完了を目指したい)と考えております。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

3-4 洪水、高潮による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画案P71】

1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m<sup>3</sup>/sとし、このうち既設ダム及び流域内の洪水調節施設により6,000m<sup>3</sup>/sを調整して、河道の配分流量を18,000m<sup>3</sup>/sと定められているが、その目標を達成するには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m<sup>3</sup>/sとし、このうち既設ダムにより2,800m<sup>3</sup>/sを調節して、河道への配分流量を16,600m<sup>3</sup>/sとする。この流量を安全に流下させるため、河川整備基本方針に沿った無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画案P78】

1) 洪水を安全に流下させるための対策

吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m<sup>3</sup>/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。

治水一6 吉野川本川堤防の整備の進め方について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>① 堤防の整備</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狭隘地区を除く)においては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画案P80】</p> <p>② 輪中堤・宅地嵩上げ等</p> <p>岩津上流(池田～岩津間)の狭隘地区においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減することなどを目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤の設置や宅地嵩上げ等を行う。なお、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を行う。</p>

## 治水一7 浸透対策について

- 要旨a.【素案】に示されている箇所以外にも、浸透対策が必要な箇所があるため、整備を行ってほしい。  
 要旨b. 堤防の浸透対策をやっていたら良かったが、引き続き堤防の強化に力を入れていただきたい。  
 要旨c. 国交省は強度不足36%の都市部を重点改善とありました。堤防の強化対策について伺いたい。  
 要旨d. 浸透対策における地下水への影響についてお聞きしたい。

### 意見 要旨

要旨a 浸透に関する整備箇所については、堤防整備済み区間を対象として浸透に対する危険度を定量的に評価し、平成16～17年度に学識者らにより構成された「吉野川堤防強化委員会」の場において審議いただいたところであり、危険度に応じて段階的に対応しております。

要旨b 対策必要区間の中で、より危険度の高い一連区間を整備計画期間中の浸透対策実施区間として計画的に対策を実施していくこととしており、河川整備計画案P88 2)浸透・侵食対策に記載しています。

要旨c また、それ以外の区間についても、今後、重要水防箇所と位置づけ増水時等の堤防点検を充実させるなど、被害の状況を注視し、必要に応じて緊急的に対策を講じます。

要旨d 浸透対策による地下水への影響に関しては、従来より実施前に各対策箇所の地質状況、地下水利用状況等を調査し、悪影響が予測される場合には影響の無い工法の組み合わせにより具体的な対策内容を決定することとしており、河川整備計画案P90に整備に際しての配慮事項を記載しております。

### 考え方に対応した河川整備計画【案】内容

#### 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

##### (1) 吉野川

##### 【河川整備計画案P88, 90】

##### 2)浸透・侵食対策

堤防整備済み区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、左岸では約30.8km、右岸では約28.7kmの区間において対策が必要となっている。

浸透については、漏水被害の実績のある区間を優先的に整備をするとともに、その他の浸透対策必要区間においても、被害状況を注視しつつ、被災規模、現在の堤防が有している安全度等から総合的に判断し、必要に応じて、浸透対策を実施する。

堤防整備済み区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、左岸で約25.2km、右岸で約21.8kmの堤防において対策が必要となっている。

侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の安全度、背後地の社会的条件から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。

護岸等の整備にあたっては、背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握し、必要に応じて回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施すること及び「多自然川づくり」などにより河川環境の保全に努める。

治水一7 浸透対策について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項  
 【河川整備計画案P106】  
 2)浸透対策

堤防整備済区間を対象に、浸透に対する安全性を点検した結果、旧吉野川では左岸1.0km、今切川では左岸約0.6km、右岸約0.6kmの区間において対策が必要となっている。  
 浸透については、被害状況を注視しつつ、被災規模、現在の堤防が有している安全度等から、総合的に判断し、必要に応じて浸透対策を実施する。

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所  
 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項  
 (1) 河川の維持管理  
 【河川整備計画案P117】  
 ② 堤防・護岸の維持管理

堤防や護岸については、洪水時に機能を維持できるよう、平常時の点検と必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。  
 また、洪水時においても、河川巡視等による漏水や護岸損傷等の状況把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災の有無を巡視・点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。

なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩による堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などのリサイクル・コスト削減に努める。

護岸については、その変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる巡視のほか、吉野川河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。

特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域の中で過去から漏水が頻発している区間については、巡視や堤防に設置した間隙水圧計等の計器を使用したモニタリングの結果から、浸透対策工の効果把握し、今後の浸透対策に反映するとともに必要に応じて適切な追加対策を行う。

さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理用通路の適切な整備・補修を実施する。

治水ー7 浸透対策について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所            4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項            【河川整備計画案P125】            (4) 災害復旧</p> <p>増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p> <p>特に堤防の決壊(破堤)など大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂等を使用し緊急的な対策を行う。</p> <p>さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。</p>

治水一8 堤防侵食対策について

意見  
要旨

要旨a. 第十堰下流の藍住町地先の護岸や旧吉野川の洗掘箇所は、侵食対策を兼ねて早急に護岸の整備を実施してほしい。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

堤防侵食に関する整備箇所については、堤防整備済区間を対象として堤防侵食に対する危険度を定量的に評価し、平成16～17年度に学識者らにより構成された「吉野川堤防強化委員会」の場において審議いただいたところであり、堤防の安全性の低下が懸念される箇所は、計画的に整備を行う対策実施区間として位置付けており、河川整備計画案P88 2) 堤防漏水・侵食対策に記載しています。

また、それ以外の区間についても今後も洪水時等の堤防点検を充実させ、被害の状況を注視し、必要に応じて緊急的な対応を講じていきます。

なお、藍住町の石積み護岸の区間につきましては、整備計画期間中の実施区間として位置付けています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画案P88, 90】

2) 浸透・侵食対策

堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、左岸では約30.8km、右岸では約28.7kmの区間において対策が必要となっている。

浸透については、漏水被害の実績のある区間を優先的に整備するとともに、その他の浸透対策必要区間においても、被害状況を注視しつつ、被災規模、現在の堤防が有している安全度等から総合的に判断し、必要に応じて、浸透対策を実施する。

堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、左岸で約25.2km、右岸で約21.8kmの堤防において対策が必要となっている。

侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の安全度、背後地の社会的条件から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。

護岸等の整備にあたっては、背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握し、必要に応じて回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施すること及び「多自然川づくり」などにより河川環境の保全に努める。

治水一8 堤防侵食対策について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画案P117】</p> <p>② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能を維持できるように、平常時の点検と必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による漏水や護岸損傷等の状況把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災の有無を巡視・点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩による堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などのリサイクル・コスト削減に努める。</p> <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画案P125】</p> <p>(4) 災害復旧</p> <p>増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p>



**治水一9 内水対策の進め方について**

**意見** **要旨** **要旨a.** 内水被害対策について、必要なハード面での投資については前倒しでの対応も必要ではないかと思う。**【素案】**に示されている箇所以外にも、内水対策の充実を図ってほしい。  
**要旨b.** 内水対策について、多くの被害箇所の対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<b>要旨a</b> 内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策等については、河川に関する内水被害への対応は、家屋浸水被害の防止を目的として、必要に応じ、河川管理者等(国土交通省又は都道府県等)が実施し、都市排水等の雨水排水対策は下水道事業者(市町等)、農地・農業施設の湛水防除はかんがい事業者(県等)など、いくつかの行政機関等が、それぞれの目的に応じて実施しています。	吉野川流域では、平成16年洪水による大規模な内水被害の発生を受け、四国地方整備局では家屋浸水被害の大きかった美馬市城の谷地区の排水ポンプ場増設及び飯尾川内水地区角ノ瀬排水機場新設を完了し、平成21年度の吉野川市川島排水機場の増改築の完成に向け、重点投資しているところ です。	<b>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</b> <b>【河川整備計画案P92】</b> <b>3)内水対策等</b> 吉野川の国(直轄)管理区間の川沿いには、現在34の地区において内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害が発生する可能性があり、実際に平成16年10月台風23号等の洪水で内水被害が発生している。 内水被害の発生する可能性がある地区については、内水被害の軽減及び拡大防止のため、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であることから、ハザードマップの公表や水害展による啓発活動等のソフト対策を <b>や流出抑制、土地利用誘導、河川情報の提供などの対策</b> について地元自治体と連携して積極的に行う。 また、内水はん濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。 吉野川沿いには、現状で <b>1516箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)(国(直轄)管理144164m<sup>3</sup>/s)</b> が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じ適切な対策を実施する。 また、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、 <b>内水の発生要因等を勘案した上で、関係機関と連携の上、支川の改修や排水ポンプ場の新設・増設など、総合的な内水対策を検討し、必要に応じて適切な排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設など必要な対策を実施する。</b>

(つづく)

治水一9 内水対策の進め方について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方
<p>また、内水被害を軽減するため、被害の規模、頻度、浸水被害の発生要因等を把握し、内水対策の実施の可否、整備の優先順位等を適切に判断していきたいと考えています。その旨、河川整備計画案P92において、記載内容を充実しました。</p> <p>吉野川では限られた予算の中で浸水被害の発生状況や背後地の資産集積状況等を考慮しながら、効果的な河川整備を行っており、内水対策についても、必要に応じて適切な対策を実施していきます。</p> <p>新規の築堤事業箇所においては、締切り時の内水による影響も考慮して、詳細な堤防法線位置や支川処理方式等を検討していくこととしており、事業着手時に関係機関や地元と調整しながら事業を進めていきたいと考えています。</p>	<p>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項            (1) 吉野川            7)防災関連施設の設備            【河川整備計画案P97】            ② 排水ポンプ車等の作業場の整備</p> <p>内水(河川に排水できずはん濫した水)はん濫時に応急的な対策としての排水ポンプ車及びクレーン車等の作業場を現地状況・内水被害実績等を考慮し、必要な箇所を整備する。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項            (1) 河川の維持管理            【河川整備計画案P117～P118】            ③ 施設の維持管理</p> <p>なお、排水門(樋門・樋管)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門・樋管)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは自動操作等への転換等の対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、施設の状況を点検し、総合的に診断を行い、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。</p>

治水一10 河口周辺堤防の対策の計画反映について

意見  
要旨

要旨a. 吉野川の河口付近から5km前後の両岸周辺では、現在の堤防高が計画の堤防高よりも低いところがあるが、嵩上げをしなくても対応できるのか。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

河口部は洪水と高潮の作用を受ける区間であることから、その計画堤防高は一般に2つの外力に対する必要高を勘案して設定する必要があります。

吉野川河口部では、昭和36年9月の第二室戸台風でA.P.+3.286mと極めて高い潮位を記録した履歴があること及び紀伊水道に面し台風時には大きな波浪が侵入することから高潮(高波)による必要高が洪水による必要高を大きく上回ります。このため高潮による影響を考慮して計画堤防高A.P.+7.3mと決定しています。

ご意見のように吉野川下流部(四国三郎橋(8キロ)付近まで)の現況堤防高は、鮎喰川合流部の導流堤部分を除き、計画堤防高に対して、最大1.4m(概ね0.5m程度)の高さ不足が生じています。

しかしながら、河川整備計画の目標となる戦後最大規模の洪水位に対しては、十分な高さとなっていることから、洪水対策としては、当面、整備の必要性が低いものと判断し、本整備計画での対象事業とはしておりませんが、洪水時の河川巡視等により状況把握に努めています。

なお、高潮・高波対策としては、被害実績を考慮しつつ整備を進めることとし、河川整備計画P96に記載しています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画案P96】

5) 高潮等対策

吉野川河口部においては、高潮による浸水や河道内侵入波浪の越浪による被害の防止・軽減のため、被害の発生状況を考慮し必要に応じて高潮堤防等の整備を実施する。

なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者など関係機関との調整を図る。

治水一11 脇町第一箇所の実施に関する計画内容について

**意見  
要旨** 要旨a. 脇町第一箇所で、焼却場の後のごみを除けなければ、築堤をしないという噂を聞いたことがあるが、このごみは、合併前の5町村が持ってきたものであるため、焼却場跡を除けないと築堤は完了しないと言わないと早く完結して頂きたい。

**意見  
要旨** 要旨a

四国地方整備局の考え方

揖原処分場は当時の厚生省（現在は環境省所管）通達において「共同命令の適用はないが処分基準違反のおそれが強い処分場」として位置付けられ、徳島県を通じて改善指導がなされているため、美馬環境整備組合で撤去するのが基本と考えています。

このため、美馬市が主体となって「揖原最終処分場適正処理検討委員会」を設置し、適正処理の方法について検討を行い、現在の計画が立案されています。

四国地方整備局では今後とも美馬市が実施する適正処理の早期実現のため、出来る限りの支援を行うとともに、その計画の進捗状況を見ながら築堤事業を進めたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

治水一12 毛田地区の実施に関する計画内容について

意見  
要旨

要旨a. 三野から東に堤防ができると遊水地が少なくなり、毛田の水位が一段と高くなるので、対岸と同時に整備して欲しい。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

河川整備計画案において、洪水被害を軽減するための対策として築堤等(輪中堤・宅地高上げ等を含む)を位置つけている対象は、河川整備計画の目標流量の流下により住家の浸水被害が発生する地区としております。  
堤防整備にあたっては、下流や対岸の無堤地区に被害の拡大が無いよう、上下流、左右岸のバランスを考慮して進めていきたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

治水一13 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について

意見  
要旨

要旨a. 加茂第二箇所では、【素案】の堤防法線で工事が行われると、高島の歴史的な景観や水害防備林が保全できなくなるため、堤防法線を見直ししてほしい。  
要旨b. 築堤されたとしても内水ポンプが整備されないと、内水被害区域の被害は回避できない。築堤により返って長時間湛水する恐れがある。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方【案】内容

河川整備計画案で提示している川幅は、河川整備基本方針で決められた計画高水流量を対象として、将来実施する追加の河川整備に対して手戻りが生じないよう、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるよう設定しています。また、同時に上流域の平野部は狭く、貴重な社会活動の場であるため、極力、堤防の居住地側(堤内側)の土地面積が確保できるよう設定しています。その堤防位置は、概ね毎年発生する程度の洪水位より、堤防の居住地側(堤内側)の高い位置になっています。

なお、これまでに堤防位置の代替案として、竹林等の存置に極力配慮した「引堤案」及び「高島存置案」の比較検討も行っております。

「引堤案」は、堤防の位置を堤防の居住地側(堤内側)に後退させることによるため、堤防が水の流れに直交する向きになることから、水衝部(67k2付近)となり、堤内地への危険性が増大することになります。また、河道幅の急変区間となるため、流速が遅くなり、水位の上昇や土砂の堆積を招くことが懸念されます。

「高島存置案」については、新たに90戸程度の移転家屋が生じるようになります。

なお、河川整備計画案の堤防法線案で計画している堤防位置は、堤防の居住地側(堤内側)に潜水橋を渡って島へ渡るような景観が保全できる計画となっており、且つ川側に竹林を残すことで堤防が目立たず、対岸からの景観を大きく改変する計画とはなっておりません。

(つづく)

治水一13 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

このようなことから、河川整備計画案の築堤法線案を採用したいと考えっております。

また、平成20年度より専門家や地域住民等による「吉野川中流域 地域文化・景観懇話会」を設置し、地域文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行う取り組みを行っているところであり、さらに必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。

今後とも、新規の築堤事業箇所においては、締め切り時の内水による影響も考慮して、詳細な堤防法線位置や支川処理方策等を検討していくこととしており、事業着手時に地元と調整しながら事業を進めていきたいと考えています。

治水－14 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について

意見  
要旨

要旨a. 旧吉野川の板東谷川合流点上流部は、無堤地区が多いため、早急に堤防の整備を実施してほしい。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の向上を図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等を進めてきました。

河川整備計画では、河川整備基本方針で定められた目標の達成に向けた段階的な対策として、上流部・下流部ともに戦後最大規模である昭和50年8月洪水と同規模の洪水(増水)に対し家屋浸水被害が概ね解消することを目標として整備を進めます。

目標達成のための方策として、板東谷川合流点より上流区間については、板東谷川付近の開削と既存用地買収区間における河道内の掘削を行い水位を下げる改修を実施します。整備計画目標対応の改修方式としては、将来実施する築堤等を先行する方法も考えられます。しかし、この場合長い延長の築堤及び河道拡幅のための用地を確保する必要があり達成までに長い年月を要することとなるため、早期に効果発現が可能な掘削方式を採用しました。

今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。

事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。また、その他の区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。

なお、河川整備計画P104《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しています。

(つづく)

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-1洪水、高潮等による災害の発生のは軽減に関する事項  
(2)旧吉野川

【河川整備計画案P99】

1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策

旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤防等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間において、堤防整備や河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。

旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

【河川整備計画案P102】

② 河道の掘削等

旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等の対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間において、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の低減のため河道の掘削を行う。

なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。



治水一14 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
	<p>また、堤防の整備等ハード面以外の対策の1つとして、平成19年3月末に浸水想定区域図を作成・公表致しました。今後、各市町でハザードマップの作成等にご活用いただければと考えております。</p> <p>また、特に堤防の整備が遅れている地域については、市町等関係機関と連携し、ソフト面での対策に取り組んでいきたいと考えています。これらに関しては、河川整備計画案P122(3)浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に記載しています。なお、具体的な地盤高データなどにつきましては、災害情報普及支援室(徳島河川国道事務所内)にお問い合わせください。</p>	<p>【河川整備計画案P104】</p> <p>コラム① 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果</p> <p>に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画案P122】</p> <p>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</p> <p>浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を実施する。</p> <p>また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。</p>

治水一15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について

意見  
要旨

要旨a. 旧吉野川の板東谷川合流点下流部では、無堤地区や弱堤地区が残っているため、早急に堤防の整備を実施してほしい。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の向上を図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。

河川整備計画では、河川整備基本方針で定められた目標の達成に向け早期に治水安全度を向上させるための段階的な対策として、旧吉野川下流(板東谷川合流点下流)及び今切川については、戦後最大規模の昭和50年8月洪水と同規模の洪水に対して、流下断面や堤防高が不足し、川治いに残る旧堤の有効利用等を考慮した場合にも、市街地への大規模なはん濫被害が想定される区間について、堤防整備、河道掘削等を実施し、旧吉野川・今切川のはん濫による大規模な家屋浸水被害を概ね解消します。

今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。

事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。また、その他の区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。

なお、河川整備計画P104《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しています。

(つづく)

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

(2)旧吉野川

【河川整備計画案P99】

1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策

旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川治いに残る旧堤防等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間において、堤防整備や河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。

旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

①堤防の整備

流下断面や堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備や水門新設等の対策を実施する。

また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害が生じる区間については、消波工を整備する。

治水一15 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方 また、堤防の整備等ハード面以外の対策の1つとして、平成19年3月末に浸水想定区域図を作成・公表致しました。今後、各市町でハザードマップの作成等にご活用いただければと考 えております。 また、特に堤防の整備が遅れている地域については、市町等関係機関と連携し、ソフト面での対策に取り組んでいきたいと考 えております。これらについては、河川整備計画案P122(3)浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に記載していま す。なお、具体的な地盤高データなどにつきましては、災害情報普及支援室(徳島河川国道事務所内)に相談してくださ	考え方に対応した河川整備計画【案】内容 【河川整備計画案P102】 ② 河道の掘削等 旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等の対策を実施してもなお、 流下断面が不足する河道区間において、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。ま た、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫に よる家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の低減のため河道の掘削を行 う。 なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保 全・再生に努める。 【河川整備計画案P104】 コラム① 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果 に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画案P122】 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互 の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・ 協力を実施する。 また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小 化を目的とする適応策について、研究や全国的な施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性 等に照らして、必要なものから取り組んでいく。
----------	--	--

治水－16 地震対策について

<p>要 見 要 旨</p>	<p>要旨a. 大規模地震が予測されていることを前提に検討すべき。                  要旨b. 地震対策・高潮対策等について、大規模地震が予測されていることを前提に、直轄管理樋門の耐震補強のみではなく、堤防全体の安全性を検討してほしい。                  要旨c. 地震による液状化現象の対策について。</p>
----------------------------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨a 要旨b 要旨c</p>	<p>平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に、四国地方整備局は吉野川河口部及び旧吉野川下流部・今切川において、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震を目標外力とした河川堤防の耐震対策を平成7年度から実施しています。平成8年度には吉野川の対策を完了し、現在、今切川、旧吉野川の対策を継続して実施しています。                  また、平成16年度からは東南海・南海地震に伴い来襲する津波の監視を行うため、吉野川、旧吉野川及び今切川の河口に津波監視施設を整備するとともに、吉野川河口部の国管理の8排水門を対象とした、ゲート閉鎖の高速化及び自動化、付属の設備改良を実施しました。</p> <p>東南海・南海地震を対象として、吉野川では、津波による浸水被害が懸念される河口部の国管理の排水門の耐震対策について、耐震性を検証し、必要に応じて耐震補強等の対策を実施するとともに、河口部の堤防についても被害状況等の検討を行い、必要な対策を行うこととしています。また、旧吉野川・今切川の堤防等河川管理施設の耐震対策についても、必要に応じて被害状況と地震後の浸水被害状況等の検討を行い、対策を行います。このような予想される大地震に対する整備の考え方を、河川整備計画案P72 4) 大規模地震等への対応、P74 3) 大規模地震への対応、P96 4) 地震対策及びP108 3) 地震対策に記載しています。</p>	<p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標                  (1) 吉野川                  【河川整備計画案P72】                  4) 大規模地震等への対応</p> <p>今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)により甚大な被害の発生が予想される河口部の堤防及び国管理の排水門(樋門・樋管)等の河川管理施設に対して必要な対策を実施することにより被害を軽減する。                  また、河口部では台風時の高潮や波浪による被害を防止する。</p> <p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標                  (2) 旧吉野川                  【河川整備計画案P74】                  3) 大規模地震への対応</p> <p>地震等による被害の軽減に向けて、下流部における堤防整備を推進するとともに、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、地震後の潮汐等による甚大な浸水被害を防止する。</p> <p>また、今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)による浸水被害が危惧される堤防及び下流部に位置する国管理の排水門(樋門・樋管)や河口堰に対しては、関係機関と調整を図りつつ必要な対策を実施することにより被害を軽減するよう努める。</p>

治水一16 地震対策について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

【河川整備計画案P96】

4) 地震対策

東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、その結果、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される河口部の堤防及び国管理の排水門(樋門・樋管)等の河川管理施設に対して耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)による被害状況、社会的状況等を検討し、その影響の程度が著しい河川管理施設についても必要な対策を実施する。

さらに、対策完了以前の地震発生を想定し、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(2) 旧吉野川

【河川整備計画案P108】

3) 地震対策

地震等による河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せて河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対する耐震対策を実施する。

東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。その結果、地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水(出水)による浸水被害が危惧され、耐震・津波対策として対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防御する海岸堤防・支川堤防・港湾施設等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施する。

さらに、対策完了以前の地震発生を想定して、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。

## 治水一17 ダムの洪水調節について

**要旨a.** ダム下流域の降雨や支川の流出量、浸水被害を考慮した、早明浦ダムの操作をしてほしい。  
**要旨b.** 早明浦ダムがあるにも関わらず洪水被害が発生している。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p><b>要旨a</b></p> <p>近年、降雨予測の精度向上が図られていますが、予測に添じたダム操作を実施できる程の精度には至っていません。しかしながら、今後、さらに降雨予測の精度が向上してくれば、より効果的な洪水調節が出来るよう検討していきたいと考えています。</p>	<p>2-1-3 治水の現状と課題                      (3) ダム管理                      【河川整備計画案P37】                      1) 洪水調節</p> <p>吉野川における洪水調節では、吉野川総合開発計画の中核をなす早明浦ダム役割が大きく、計画最大流入量4,700m<sup>3</sup>/s、計画最大放流量2,000m<sup>3</sup>/sで、洪水調節容量は9,000万m<sup>3</sup>(洪水期)を有している。</p> <p>早明浦ダムは昭和50年4月の管理開始以降、87回(平成2021年3月現在)の洪水調節を実施し、池田ダム、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与している。</p> <p>特に、平成17年9月の洪水では、大喝水により早明浦ダムの貯水量が枯渇していたため、利水容量を含め、洪水のほぼ全量の約2億5千万m<sup>3</sup>を早明浦ダムに貯留することで、本来持っている治水機能以上の効果を発揮し、洪水被害の軽減に寄与することができた。一方で早明浦ダムは、80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できるよう計画されているものの、管理開始以降33年間で、流入量が計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、そのうち2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされた経緯があり、早明浦ダムの治水機能の向上が求められている。</p> <p>また、池田ダムでは平成16年に2度も計画最大流入量を超える洪水が発生し、池田ダム貯水池周辺で、浸水被害が発生した。このため、白地地区及びビイタノ地区において堤防の新設、地盤の嵩上げ、家屋の移転等の対策を実施している。</p> <p>銅山川では、新宮ダム・柳瀬ダムにおいてそれぞれ3度の計画最大放流量を超える放流を実施している。</p> <p>なお、柳瀬ダムでは、洪水放流設備がダム上部のクレストゲートのみであることから、濁水等によりクレストゲート敷高(放流可能水位)よりも水位が低い場合に発生する洪水の初期においては、放流ができず、治水機能を十分発揮できない状態を招くこととなる。このようなことから、柳瀬ダムについても治水機能向上が求められる。</p>	
<p><b>要旨b</b></p> <p>早明浦ダムでは、洪水期には洪水調節容量を用い、下流域間の広い範囲で効果を発揮できるよう定めた施設管理規程に基づき、適正な洪水調節に努めており、管理開始以降全ての洪水に対し、ダムが無い場合に比べて、下流の浸水被害の軽減に寄与しています。</p> <p>また、洪水調節機能の確保に向け、放流設備の改築により低い水位からの放流を可能とし洪水調節容量を有効に使用するとともに、洪水調節容量を増大させることとして、河川整備計画案P96(6)上流ダム群の改良に記載しています。</p>		

治水一17 ダムの洪水調節について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画案P72】

6) ダム管理

上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、早明浦ダムでは洪水調節機能の確保を図る一方、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び堆砂除去等により治水・利水機能の回復及び向上を図る。

【河川整備計画案P96】

6) 上流ダム群の改良等

上流ダム群の洪水調節機能の確保に向け、関係機関と調整・連携しつつ、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。

また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。

池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量 $12,500\text{m}^3/\text{s}$ の安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を行う。

治水一18 早明浦ダムの改良について

意見  
要旨

要旨a. 早明浦ダムの改良内容を教えてほしい。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

洪水調節容量や、施設の改築につきましては、関係機関と連携して具体的に検討していきます。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

- 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項  
 (1) 吉野川  
 【河川整備計画案P96】  
 6) 上流ダム群の改良等

上流ダム群の洪水調節機能の確保に向け、**関係機関と調整・連携**しつつ早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。

また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。

池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量 $12,500\text{m}^3/\text{s}$ の安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を行う。



利水一1 吉野川の正常流量について

意見  
要旨

要旨a. 吉野川全体での維持流量をより多く確保するとともに、第十堰下流の環境を守るために必要な維持流量を確保すること。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

「流水の正常な機能の維持」について、河川整備基本方針で定められている、吉野川の正常な機能を維持するために必要な流量(正常流量)を河川整備計画案P43に記載しました。

また、吉野川における流水の正常な機能の確保については河川整備計画案P126(1)適切な流水管理に記載しているところであり、今後も適切な流水管理に努めていきたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

2-2-1 水利用  
【河川整備計画案P43】  
(1) 現状

吉野川の水利用については、徳島平野等において古くから行われ、農業用水としての本格的な水利用は、大正元年に完成した麻名用水、板名用水にはじまり現在では、水道用水、工業用水、農業用水等に幅広く利用されている。

また、流域外への分水としては、支川銅山川より愛媛県東予に、吉野川上流域より高知県中部に、池田ダムから香川県にそれぞれかんがい用水や都市用水として分水されるなど、四国4県にわたり広域的に利用されている。

農業用水については、総かんがい面積約54,000haにおよぶ耕地のかんがいに利用され、発電用水については、32箇所発電所で利用され、総最大出力約946,000kWの電力供給が行われている。

河川整備基本方針では、池田地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、水質等を考慮し、かんがい期におおむね47m<sup>3</sup>/s、非かんがい期におおむね29m<sup>3</sup>/s、旧吉野川地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、水質等を考慮し、おおむね16m<sup>3</sup>/sとされている。ただし、当該流量には、水利流量が含まれているため、池田地点下流の水利使用の変更に伴い増減する。

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

【河川整備計画案P126】  
(1) 適切な流水管理

四国の社会基盤を支えている都市用水や農業用水等の安定した取水と流水の正常な機能を維持するため、河川の水量・水質を常時監視するとともに、既存の分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行うものとする。また、利水者に対しては、取水量を的確に計測するための流量計または水位計等の設置を指導するなど、適切な流水管理を行う。

利水-2 地下水の経年変化について

意見  
要旨

要旨a. 吉野川の地下水は、河川改修や地域開発などの影響で、変化しているのではないかと。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

吉野川水系の地下水位の動向については、継続的に地下水位を観測することによって変動状況の把握に努めているところと見られます。また、地下水位の観測結果については、地域毎に傾向が異なっており、明確な変動傾向は示しておりませんが、今後も地下水位状況を把握するために、地下水観測を継続してまいります。

地下水規制については、日本の高度成長の時に企業が立地し、そういって地下水を過剰に利用した結果、地下水の塩水化、また一部地盤沈下という問題が発生しました。このような状況のもと、徳島県では昭和58年から地下水の取水要綱により、また平成17年10月1日からは徳島県生活環境保全条例により、地下水取水について規制されているところです。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

利水一3 水利用について

意見  
要旨

要旨a. 今までは、人間のためにどんどん工業用水、生活用水を使って、利用し尽くせという考え方でやってきたが、そういった考え方は変えるべきではないか。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

吉野川の水は、維持流量(動植物の保護等を考慮)の安定的な確保や、四国4県の広域的な水利用を支えていることから、都市用水や農業用水等の安定した取水等のために、適正な流水管理に努めております。  
また、渇水時においては、「吉野川水系水利用連絡協議会」等を通じて流況等の情報を共有し、円滑な渇水調整を行うなど、迅速な対応に努めております。  
なお、広域的水利用及び危機管理の観点から、既存水源開発施設の有効利用も含めた異常渇水への対応についても行いたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項  
【河川整備計画案P126】  
(2) 渇水への対応

吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、渇水による取水制限は、その程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産、工業生産等に大きな影響を及ぼす。このため「吉野川水系水利用連絡協議会」や「銅山川渇水調整協議会」等を通じて、流況等の情報を共有し、渇水時は円滑に渇水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水利用者に対して節水を呼びかける等、啓発に努める。あわせて、広域的水利用及び危機管理の観点から、既存の水資源開発施設の有効利用も含めた異常渇水への対応について検討を行う。

環境一1 河川環境のあり方について

- 要旨a. 環境については、環境保全、地域と川の共生関係の構築に努めてほしい。  
 要旨b. 昔から住民が川と親しんできた豊かな自然環境歴史環境を保全して欲しい。  
 要旨c. 川辺に生息する生物や景観に配慮した河川整備を心がけてほしい。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
意見 要旨		
要旨a	<p>河川環境のあり方については、河川整備計画案P68の基本理念に記載しているように、吉野川に残る良好な自然環境や景観等を保全するとともに、地域の自然環境・景観や社会環境に調和した河川空間を創出するための施策を展開していきます。</p>	<p><b>【河川整備計画案P68】</b>  <b>3-1 河川整備の基本理念</b>  <b>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念</b></p> <p>○安全で安心できる吉野川の実現                  上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、洪水、内水（河川に排水できずにはん濫した水）被害、高潮、地震等のさまざまな水害から川沿いの地域住民の人命と財産を守り、人々が安全で安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする。このため、基本方針で定めた目標に向け、関係機関と連携しつつ段階的に整備を進めることとして、各種の治水対策を展開し推進するとともに、既設の河川管理施設の機能維持と向上を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、渇水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。</p> <p>○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生                  吉野川に残る良好な自然環境や景観を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレギ河原や水際の際のなだらかな連続性（エコトーン）、清らかな吉野川の流水など自然環境の再生を図るための施策を展開する。</p> <p>○地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造                  地域の自然環境や景観や社会環境に調和した河川空間を創出し、流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の利用を促進するための施策を展開する。</p>
要旨b	<p>河川整備計画案P126 (3)水質の保全、P128～129 4-2-3 (1)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全 (①瀬・淵の保全、③河川の連続性の確保、④河口干潟の保全)を記載しているように、河川環境の保全に努めていきます。</p> <p>また、河川整備計画案P75 3-5-2河川環境の整備と保全に関する目標に記載しているように、治水・利水・河川利用と整合を図りながら、良好な河川環境の保全に努めていきたいと考えています。さらに、河川環境の保全に関しては、良好な自然環境や景観等を後世に継承していくために、より一層、地域住民や関係機関等と連携して進めていきたいと考えています。</p>	
要旨c	<p>河川環境の保全に関しては、良好な自然環境や景観等を後世に継承していくために、より一層、地域住民や関係機関等と連携して進めていきたいと考えています。</p>	<p><b>【河川整備計画案P75】</b>  <b>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</b></p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用と整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。とともに、<u>また、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</u></p> <p>なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。</p>

環境一1 河川環境のあり方について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項  
【河川整備計画原案P126】  
(3)水質の保全

吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題である。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(1)動植物の生息・生息環境の保全

【河川整備計画原案P128～129】

1)吉野川

①瀬・淵の保全

吉野川には、アユ等の産卵場や採餌場となる瀬や淵が多く分布していることから、魚類、底生生物の良好な生息環境となっている瀬・淵の保全に努める。

③河川の連続性の確保

吉野川には、アユをはじめ溯上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めて魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検を行い、池田ダム、柿原堰等にある魚道の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。

④河口干潟の保全

河川と海からの影響を同時に受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアシ等の植物が生息・生育・繁殖しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。また、オオヨシキリ等にとっては、良好なヨシ群落が繁殖や餌場となっているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育・繁殖場となっていることから、良好な干潟環境の保全に向けて継続的なモニタリングを行う。

## 環境一2 環境目標の明確化について

下  
マ

意見	要旨a. 河川環境に関しては、ほとんどが「努める」という表現になっており、具体的な計画が作成されていない。
要旨	要旨b. 河川環境に関しては、目標が明確でない。現状の把握に努めた上で、吉野川の特徴を活かした保全目標をしっかり盛り込んで頂きたい。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
意見		
要旨		
要旨a	環境に関する事項については、その現状や因果関係について定量化等が困難なものが多く、また過去からの経年的な調査資料も少ないため、これまでに実施されている河川水辺の国勢調査等の結果を基に、河川区分や河川区分毎の環境の変化及び現状と課題の整理を行っています。	
要旨b	環境目標の設定にあたっては、今後も河川水辺の国勢調査による長期的なモニタリング等を行うことにより、洪水等の様々な要因によって変化する自然環境を把握していき、河川溪流・環境アドバイザー等のご指導、助言を頂きながら、環境情報の蓄積および調査研究を進めることとしています。	
	また、生物多様性国家戦略の中で多自然川づくりや河川水辺の国勢調査等の行動計画が記載されていますので、河川整備計画P75,133で記載しているように生物の多様性の確保を前提として地域の歴史・文化・景観の観点を含めて、河川環境の整備等に取り組んで行きたいと思っております。	
	河川環境の問題点の原因と対応策が、学識者等による検討会、現地実驗等である程度明確になっているものについては、実施に関する事項において具体的に記載しています。	
	なお、意見を聴く会やパブコメ等で、皆様から環境に関する様々なご意見をいただいております。河川整備計画の策定に当たっては、そのような皆様からのご意見も踏まえて、できる限り内容の充実を図っています。	
		<p>また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されています。一方、ヤナギ類の樹林化に伴う水際の直立化が進行しており、水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、水際環境の保全・再生に向けた取り組みが必要である。</p> <p>また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されています。一方、ヤナギ類の樹林化に伴う水際の直立化が進行しており、水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、水際環境の保全・再生に向けた取り組みが必要である。</p> <p>吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)における汽水域は、河川と海の影響を受ける特有の環境であり、多くの生物にとって良好な生息・生育・繁殖の場となっている。また市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じることができると豊富な空間となっている。特に、河口干潟は日本の重要湿地500等に選定されており、シオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。</p>
		<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画案P53～56】 (1) 吉野川</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、瀬・淵にアユ等の魚類が多く生息し、アユの産卵場となっている瀬も多く存在するなど、魚類にとって良好な生息環境となっている。</p> <p>また、中流域に見られる広いレキ河原は、かつてコアジサシ等の鳥類の繁殖地として利用されていた。しかし、吉野川では、多くの外来生物(植物)が繁殖してきており、特にシナダレスズメガヤについては平成12年度及び平成15年度の調査によって、西条大橋地区、柿原地区等の河原の約50%を覆っていたことが確認されている。シナダレスズメガヤが繁殖することにより、吉野川本来の河川環境であるレキ河原が消失し、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響や微地形変化等、環境と治水の両面に係わる問題を引き起こすことが懸念されている。なお、河原に繁殖したシナダレスズメガヤは、平成16年度の度重なる洪水により大部分は消失したものの、現在も河道の樹林化等、シナダレスズメガヤが繁殖しやすい状況となっていることから、侵入・定着しにくい河道環境となるように、レキ河原を保全・再生する必要がある。</p> <p>また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されている。一方、ヤナギ類の樹林化に伴う水際の直立化が進行しており、水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、水際環境の保全・再生に向けた取り組みが必要である。</p> <p>吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)における汽水域は、河川と海の影響を受ける特有の環境であり、多くの生物にとって良好な生息・生育・繁殖の場となっている。また市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じることができると豊富な空間となっている。特に、河口干潟は日本の重要湿地500等に選定されており、シオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。</p>

環境一2 環境目標の明確化について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

また、第十一堰上流部は、緩やかに流れる湛水域となっており、水際にはアカメヤナギ群落等が分布し、水域にはタナゴ類イチョモンジタナゴ等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。

なお、吉野川においては、特定外来生物として、植物ではアレシウリ、オオブサモ、オオカワヂシヤ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にも多くの外来生物が確認されており、在来の生態系への悪影響が懸念されている。したがって、今後も河川水辺の国勢調査等による継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除作業等を行う必要がある。

絶滅危惧種等の特定重要種の確認状況は、表-2.2.1に示すとおりである。これらについても、継続したモニタリングの結果を見ながら、生息・生育・繁殖環境の保全に努める必要がある。

河口から池田ダムまでの堰等の河川横断構造物には、魚道が設置され、アユの遡上も確認されていることから、それらの移動の連続性が概ね確保されている。しかし、増水(出水)の際には、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。

これら、現状における動植物の生息・生育・繁殖に関する課題への対応に加え、近年、地球温暖化に伴う気候変化のおよぼす河川環境の変化が懸念されており、今後、モニタリングの強化等に取り組みが必要がある。

【河川整備計画案P57】  
(2) 旧吉野川

旧吉野川・今切川の河口堰上流は淡水域であるとともに、かんがい期には3湛2落の操作を行うなど堰の運用によって緩やかな流れとなっており、ワンド・よどみ等のある多様な河川環境を有している。水域には、イチョモンジタナゴ等の魚類、クロモ・イバラモ等の沈水植物等が生息・生育・繁殖しているほか、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地として利用されている。また、水際には、オギ群落やハチクマケケ林等が分布しており、チュウサギ等の鳥類等が生息している。

環境一2 環境目標の明確化について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

なお、旧吉野川・今切川においては、特定外来生物として、植物ではアレチウリ、ボタンウキクサ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にもホテイアオイ等、多くの外来生物が確認されており、在来の生態系への悪影響が懸念されている。したがって、今後も河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除作業等を行う必要がある。

【河川整備計画案P75】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。ととも、また、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画案P75】

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等に産卵場や生息場として利用されている瀬・淵の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等に繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策として、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際の直立化については、なだらかな連続性のある水環境の再生に必要な対策を実施する。



環境一2 環境目標の明確化について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

吉野川の河口部には、潮位変化等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境がある。とくに、河口干潟を含む汽水域については、そういった特有の場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっていることから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるようにモニタリングを行い維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。

【河川整備計画原案P133～134】  
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

環境一3 環境目標となる指標の設定について

意見  
要旨

要旨a. 環境保全のための数値指標を設定し、その指標によって管理してもらいたい。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

平成9年に河川法が改正され、法律の目的として「治水」、「利水」に、「環境」が加えられ、これまで多自然川づくり等の様々な取り組みを行ってきました。河川環境の目標については、治水、利水のように具体的な目標を設定する必要があらると考えていますが、現時点ではその具体化には至っておらず、河川整備計画案においても定性的な表現にとどまっております。今後、生態学及び河川工学等の進展も踏まえながら、具体的な環境目標の設定に向けて調査・研究に取り組んでいきたいと考えており、その旨を河川整備計画案P134に掲載しています。

環境目標の設定については、本省での検討状況や、河川溪流・環境アドバイザーのご指導、助言をいただきながら、環境情報の蓄積および調査研究を進めることとしています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画原案P134】  
5-4 河川整備の調査・研究

環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。

環境一4 環境保全に対する地域住民等との連携について

要旨a. 河川環境の保全を具体的に進めるには、住民と一緒に議論するとともに、専門家、NPO、市民団体とも連携して進めて頂きたい。

意見 要旨a	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>河川環境の保全に関しては、「吉野川流域一斉水質調査」、「水生生物調査」、「吉野川現地(フィールド)講座」、「吉野川流域講座」等の取り組みについて、地域住民等と連携して実施しているところ。また、河川環境の保全・再生を目的とした自然再生事業やモニタリングを行う際には、「シナダレスズメガヤ対策」等のように地域住民やNPO等とより一層、連携して進めていきたいと考えており、その旨を河川整備計画案P75に追記しました。</p>	<p>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p> <p><b>【河川整備計画原案P75】</b>  <b>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</b></p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。ととも、また、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。</p> <p><b>4-2-3 河川環境の保全に関する事項</b>  <b>【河川整備計画原案P132】</b>  <b>(4) 川に親しむ取り組み</b></p> <p>水生生物調査等の身近な自然である吉野川に親しめる自然体験活動等、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援や地域住民等との連携した河川愛護活動等を実施し、地域住民の吉野川等に対する関心を高めるさまざまな活動を行う。</p>
-----------	---	---

環境一4 環境保全に対する地域住民等との連携について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画原案P133】  
5-1 情報の発信と共有

吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、流域講座・現地(フィールド)講座等の開催、ホームページや広報誌等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有化を図るとともに、今後より一層地域への情報提供に努める。

また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民と協働で毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っている。さらに、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。

今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報の提供を受け、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進するよう努める。

【河川整備計画原案P134】  
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化していく。

また、外来生物については、モニタリングにより侵入状況を把握したうえで専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても地域づくり相談窓口等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行うものとして引き続き推進していく。

環境一5 河口干潟について

要旨a.	河口干潟だけでなく、汽水域にある多様な生態系の保全対策について盛り込んで下さい。
要旨b.	河口の多様な生態系を保つことが重要であるため、河口の河川流量の確保、土砂管理が必要である。
要旨c.	汽水域の環境保全のために、多方面の専門家、関係機関、地域住民を含めて協議を行い、管理計画を作成して頂きたい。
要旨d.	汽水域には多くの生物データがあり、どこが重要なポイントであるか分かっていると思う。その中で、環境上の重要な場所や劣化した場所を地図に落とすことは、ある程度は可能であると思う。
要旨e.	汽水域や河口干潟の環境に配慮した工事をして頂きたい。
要旨f.	吉野川の汽水域は、日本の河川の中でも非常に優れた場所だと思うので、その目標設定がきちりと述べられて、どう実現するのか考えて頂きたい。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨a	汽水域に生息・生育する動植物や干潟・ワンド等の水域環境の変動状況を把握するために、長期的なモニタリングである河川水辺の国勢調査を行っています。今後も河川水辺の国勢調査を行う際には、関係機関や地域住民の方等から聞き取り調査を行い環境調査データの充実等を図っていきたくて考えています。	2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画案P55】 (1) 吉野川 吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)における汽水域は、河川と海の影響を受ける特有の環境であり、多くの生物にとって良好な生息・生育・繁殖の場となっている。また、市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じる事ができる貴重な空間となっている。特に、河口干潟は日本の重要湿地500等に選定されており、シオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。
要旨b	吉野川の環境に関する目標については、河川整備計画案P134に記載しています。	また、第十堰上流部は、緩やかに流れる湛水域となっており、水際にはアカメヤナギ群落等が分布し、水域にはタナゴ類イナゴシタナゴ等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。
要旨c	多様な河川環境となっている汽水域に配慮するために、河川工事や維持管理等をはじめとする改変を受けると考えられる際には、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら、河川環境への影響を評価したうえで施工方法等についても検討していきたいと考えています。	3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画案P75】 1) 動植物の生息・生育環境
要旨d	吉野川下流域における汽水域は、生物生息場として貴重な空間であると認識しており、その旨を河川整備計画案P55に記載しております。	吉野川の河口部には、潮位変化等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境がある。とくに、河口干潟を含む汽水域については、そういった特有の場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっていることから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。
要旨e	ラムサール条約登録については、関係省庁の連携の下、関係地方自治体等の理解と協力を得たものについて、条約及び関連法令を踏まえ適切に対応していくものと考えております。	
要旨f	なお、多様な河川環境となっている汽水域に配慮するため、河川工事や維持管理等をはじめとする改変を受けると考えられる際には、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら、河川環境への影響を評価したうえで施工方法等についても検討していきたいと考えています。	

環境一5 河口干潟について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画案P90】</p> <p>2)浸透・侵食対策</p> <p>堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、左岸で約25.2km、右岸で約21.8kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の安全度、背後地の社会的条件から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。</p> <p>護岸等の整備にあたっては、背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握し、必要に応じて回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施すること及び「多自然川づくり」などにより河川環境の保全に努める。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項</p> <p>(1) 動植物の生息・生育環境の保全</p> <p>1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画案P129】</p> <p>④河口干潟の保全</p> <p>河川と海からの影響を同時に受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアリアシ等の植物が生息・生育・繁殖しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。また、オオシキリ等にとっては、良好なヨシ群落が繁殖や餌場になっているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育・繁殖場となっていることから、良好な干潟環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。</p> <p>【河川整備計画案P134】</p> <p>5-4 河川整備の調査・研究</p> <p>環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。</p>

## 環境一6 連続性の確保について

**意見** 要旨a. 山崎ダム等の河川横断許可工作物が魚等の溯上を阻害している場合は、設置者が魚道の改善等の対策を実施すべきである。  
**要旨** 要旨b. 素案において魚道機能の維持に修正されているが、技術も進化するであろうから「向上」を目指してほしい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨a 要旨b	<p>本川と支川等の連続性の確保については、定期的なモニタリングを継続し、必要に応じて関係機関、地域と連携を図りながら、改善等についても検討並びに指導していきたいと考えており、モニタリングの実施については、河川整備計画案P75に追加しました。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況  <b>【河川整備計画原案P56】</b>            (1) 吉野川</p> <p>河口から池田ダムまでの堰等の河川横断構造物には魚道が設置され、アユの溯上も確認されていることから、それらの移動の連続性が概ね確保されている。しかし、増水(出水)の際には、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。</p> <p><b>【河川整備計画原案P58】</b>            (2) 旧吉野川</p> <p>河口から第十樋門までの堰等の河川横断構造物には魚道が設置され、アユの溯上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の際には、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。</p>

環境一6 連続性の確保について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P75】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。とともに、また、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

(1) 吉野川

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等に産卵場や生息場として利用されている瀬・淵の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等に繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物(植物)対策として、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際の直立化については、なだらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。

吉野川の河口部には、潮位変化等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境がある。とくに、河口干潟を含む汽水域については、そういった特有の場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっていることから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるようモニタリングを行い維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。



環境一6 連続性の確保について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

【河川整備計画案P113】

2) 水際環境の保全・再生

吉野川では、昭和50年から平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では今も拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所ではヤナギ類の伐採を実施する。なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることにより河川環境の保全に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

1) 吉野川

【河川整備計画案P129】

③ 河川の連続性の確保

吉野川には、アユをはじめ遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めて魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検を行い、池田ダム、柿原堰等にある魚道の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。

2) 旧吉野川

【河川整備計画案P130】

② 河川の連続性の確保

旧吉野川・今切川には、アユをはじめ遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めて魚類等の移動の連続性を確保する。このため、定期的な点検を行い、第十樋門等にある魚道の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。

環境一6 連続性の確保について

見  
要  
旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

【河川整備計画案P134】

5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

また、外来生物については、モニタリングにより侵入状況を把握したうえで専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・研究を進める。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても地域づくり相談窓口等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。

## 環境一7 ミチゲーションについて

要旨a. 河川工事の際にはミチゲーションを行い、環境面にマイナスとならないようにしてもらいたい。

要旨b. ミチゲーションを実施するには評価するシステムが必要である。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨a	河川工事等の際に実施するミチゲーションについては、その工事による河川環境への影響を考慮しながら実施したいと考えています。	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画案P75】</p> <p>1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等(ミチゲーション)を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。</p>
要旨b	工事等を実施する際には、河川整備計画案P75 1) 動植物の生息・生育・繁殖環境及びP76 1) 動植物の生息・生育・繁殖環境等に記載のとおり、今後も専門家等の意見を伺いながら、動植物の生息・生育・繁殖、環境の現状把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等(ミチゲーション)の措置を講ずることで良好な自然環境の保全に努めていきたいと考えています。	<p>(2) 旧吉野川</p> <p>【河川整備計画案P76】</p> <p>1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等(ミチゲーション)を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画案P90】</p> <p>2) 浸透・侵食対策</p> <p>護岸等の整備にあたっては、背後地の社会状況や動植物の生息・生育・繁殖環境等の現状を把握し、必要に応じて回避・低減・代償等(ミチゲーション)を実施すること及び「多自然川づくり」などにより河川環境の保全に努める。</p>

環境一7 ミチゲーションについて

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項            (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生            【河川整備計画案P114】            3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立を調整するために回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置を実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項            (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全            2) 旧吉野川            【河川整備計画案P129】            ①水域・水際環境の保全</p> <p>旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンドやよどみは、魚類や沈水植物等の生息・生育・繁殖の場となっていることから、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とし、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際植生への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置を講じることを基本として、適正な管理計画を検討する。</p>

## 環境一8 多自然川づくりの検討について（工法）

**意見** 要旨 a. 河川工事においては、捨石等を使用することにより、親水性や景観の回復、生物生息空間の質的向上等を図ってもらいたい。  
**要旨** 要旨 b. 伝統工法を整備計画に盛り込んで、今後の河川工事に活用してほしい。

### 四国地方整備局の考え方

**意見** 要旨 a  
 河川整備計画案P75,113,129,130,131に記載しているように、河川工事等の際には今後多自然川づくりを基本として計画することにより、河川環境に配慮していきたいと考えております。

河川整備計画案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高水流量に対して手戻りがなく、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるよう設定しています。

このため、例えば、岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現況の河岸より堤防の居住地側(堤内側)の位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないものとはならず、また、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込めるような河道計画とはならないものと考えています。

なお、河道内の樹木につきましては、治水との整合を図りながら竹林の伐採を最小限に行い、保全に努め、環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として管理を行っていききたいと考えております。

### 考え方に対応した河川整備計画【案】内容

#### 【河川整備計画案P75】

#### 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。とともまた、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

#### 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

##### (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生

#### 【河川整備計画案P113】

##### 2) 水際環境の保全・再生

吉野川では、昭和50年から平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では今も拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所ではヤナギ類の伐採を実施する。なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることにより河川環境の保全に努める。

環境一8 多自然川づくりの検討について（工法）

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項            (1) 動植物の生息・生育環境の保全            2) 旧吉野川  <b>【河川整備計画案P129】</b>            ① 水域・水際環境の保全</p> <p>旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンドやよどみは、魚類や沈水植物等の生息・生育・繁殖の場なっていることから、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とし、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際植物への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等（ミチゲーション）の措置を講じ、これを基本として、適正な管理計画を検討する。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項            (2) 河川景観の維持・形成  <b>【河川整備計画案P130】</b>            1) 吉野川</p> <p>河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。</p> <p>吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）は、水害防備林（竹林）やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の水際植物の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもと放置された水害防備林の適切な管理に努める。</p> <p>吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とするとともに、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、<b>材料の使用についても配慮していく。</b></p>

環境一8 多自然川づくりの検討について（工法）

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
	<p>「多自然川づくり」については、関係機関等と情報共有や意見交換等を行っており、今後も継続して実施するとともに、地域住民や川づくりに関わる関係者等に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めていきたいと考えています。</p> <p>伝統工法については、多自然川づくりの中で検討、実施する場合には構造等について専門家等の意見を伺いたいと考えています。</p> <p>その旨を河川整備計画P75,76,130,131に追記しました。</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画案P131】 2) 旧吉野川</p> <p>ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこで、河道の掘削が必要な箇所、多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているが、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらに、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、<u>材料の使用についても配慮していく。</u></p> <p>【河川整備計画案P134】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>また、外来生物については、モニタリングにより侵入状況を把握したうえで専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、<u>魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・研究を進める。</u>なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても地域づくり相談窓口等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画案P75】 1) 動植物の生息・生育・繁殖環境</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したりええで、河川環境への影響を軽減するために、<u>必要な回避・低減・代償等（ミチゲーション）を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。</u></p>

環境一8 多自然川づくりの検討について（工法）

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

(2) 旧吉野川

【河川整備計画案P76】

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等（ミチゲーション）を実施するとともに、「多自然川づくりを基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(2) 河川景観の維持・形成

【河川整備計画案P130】

1) 吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）は、水害防備林（竹林）やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもと放置された水害防備林の適切な管理に努める。

吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくりを基本とするとともに、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、材料の使用についても配慮していく。



環境一8 多自然川づくりの検討について（工法）

意見 要旨	四国地方整備局の考え方
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画案P131】 2) 旧吉野川</p> <p>ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこで、河道の掘削が必要な箇所、多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているが、河川工事等の際には「多自然川づくり」を基本とすることにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらに、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、<u>材料の使用についても配慮していく。</u></p>

環境一9 多自然川づくりの検討について（仕組み）

要旨a. 多自然川づくりについては、住民や専門家の意見を聞き、議論できるシステムづくりが大切である。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨a</p> <p>「多自然川づくり」については、関係機関等と情報共有や意見交換等を行っており、今後も継続して実施するとともに、地域住民や川づくりに関わる関係者等に対して、「多自然川づくり」の啓発により一層努めていきたいと考えています。今後必要に応じて専門家や地域住民の方のご意見も伺えるような仕組みづくりについても検討を進めることとしています。</p>	<p>【河川整備計画案P75】</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくりに努める。」</p> <p>【河川整備計画案P134】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>また、外来生物については、モニタリングにより侵入状況を把握したうえで専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を推進する。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、<u>魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・研究を進める。</u>なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても地域づくり相談窓口等を通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。</p>	

環境一10 多自然川づくりの検討について（調査・評価）

下  
マ

意見  
要旨  
要旨  
要旨  
要旨

要旨a. 環境への影響について検証を行い、工事に活かすべきではないか。  
要旨b. 既に行われた工事箇所において、自然環境を回復して欲しい。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
意見 要旨 要旨a	吉野川における河川環境の把握のために、定期的な河川水辺の国勢調査を行っています。また、河川工事を行うにあたっては、環境への影響について配慮するとともに、今後このような調査を継続して行うことにより、河川の自然環境の把握及び保全に努めていきたいと考えています。また、多自然川づくりについては、施工事例等の情報を蓄積し、今後の河川工事に活かしていきたいと考えています。	<p><b>【河川整備計画原案P75】</b>  <b>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</b></p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。ととまた、また、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。</p>
意見 要旨 要旨b	既に護岸等のある箇所については、変形・損傷等の状況に応じて、適切な補修方法を検討していきたいと考え、河川整備計画原案P75 3-5-2河川環境の整備と保全に関する目標に記載しています。	

環境一11 河川景観について

- 要旨a. 河川景観の分析がなされていない。風土・地域の資源として残したい風景について、地域住民と共有する必要がある。  
 要旨b. 景観を保全するための委員会や協議会を設けることを明記して頂きたい。  
 要旨c. 河川景観ガイドラインに従って景観の計画を立てて、整備計画の中に入れて頂きたい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨a 要旨b 要旨c</p>	<p>河川景観については、河川整備計画案P68、○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生及びP75 3-5-2河川環境の整備と保全に関する目標において記載しているとおり、広大で自然豊かな河川景観の保全に努めていきたいと考えています。</p> <p>なお、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p> <p>また、今後、地域文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、河川景観ガイドライン『河川景観の形成と保全の考え方』を参考としながら取り組みを行っていくとともに、検討の内容などを踏まえ、工事を実施していきたいと考えています。</p>	<p>2-2-5 河川景観  <b>【河川整備計画案P60】</b>                  (1) 吉野川</p> <p>吉野川上流域(源流～池田ダム)は、大歩危・小歩危をはじめとして渓谷美の豊かな四国有数の景勝地となっており、多くの観光客で賑わっている。</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、広レキ河原や藩政時代から水害防備林として植林されてきた竹林が広がっており、吉野川の歴史や文化と関わりのある河川景観を醸し出している。一方、水害防備林(竹林)の多くは放置された状態となっており、河川景観を悪化させる一因ともなっている。</p> <p>吉野川の河口部には広大な干潟が広がっており、雄大な河川景観を呈している。</p> <p>このような河川景観は、自然の力により形成されたものであるとともに、地域社会の歴史の中にあって形づくられた吉野川の特徴的な景観となっていることから、河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。</p> <p>(2) 旧吉野川</p> <p>第十樋門から今切川分派点までは、水際に生育するオギ群落やハチクーマダケ林等と穏やかに流れる水面が一体となり、自然度の高い景観となっている。</p> <p>今切川分派点から旧吉野川、今切川両河口堰までは、市街化が進んでいる平野部を緩やかに流下しており、川沿いには住宅地や工場が点在している。</p> <p>また、両河口堰から河口口までの間は、大部分がコンクリート護岸を有し、比較的単調で人工的な景観を呈している。このため、旧吉野川や今切川については、河川周辺の建築物、市街地空間の多様な表情や河川の利用形態等を考慮した河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。</p>

環境一11 河川景観について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

3-1 河川整備の基本理念

【河川整備計画案P68】

○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生

吉野川に残る良好な自然環境や景観を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原や水辺のなだらかな連続性(エコトーン)、清らかな吉野川の流水など自然環境の再生を図るための施策を展開する。

【河川整備計画案P75～76】

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物の侵入等、さまざま要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種特定種の分布状況も含めて把握し評価する。とともに、また、必要に応じて自然再生事業の実施やその後のモニタリング等にあたっては、等々関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域の歴史・文化等とともに、吉野川の優れた河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するように努める。

環境一11 河川景観について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

- (2) 旧吉野川
- 【河川整備計画案P76】
- 2) 河川景観

旧吉野川・今切川の河川景観は、第十樋門から今切川分派点に見られるオギ群落等の植生がもたらすことによる比較的自然的な景観の多い景観から、旧吉野川、今切川両河口堰から河口の市街地における人工的な景観まで多様に変化している。このため、そこに流れている豊かやかな水の流れは、川岸と水面が一体となった自然度の高い景観や市街地空間の中にあつては安らぎを感じることのできる景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するように努める。

【河川整備計画案P130～131】

- (2) 河川景観の維持・形成
- 1) 吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やレキ河等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもと放置された水害防備林の適切な管理に努める。

吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とするとともに、排水門(樋門・樋管)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、材料の使用についても配慮していく。

環境一11 河川景観について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

2)旧吉野川

ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこで、河道の掘削が必要な箇所、多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているが、河川工事等の際には「多自然川づくりを基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらに、排水門（樋門・樋管）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、材料の使用についても配慮していく。

【河川整備計画案P133～134】

5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

一方、河川は多様な生物を育むとともに自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

良好な生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携を強化していく。

## テーマ 環境－12 河川空間（河川敷）の利用促進について

**意見要旨** 要旨a. 水辺に近づきやすい親水護岸等を整備するなど、多くの人々が親しみを持てるように河川空間を活用してほしい。

意見要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨a 河川空間の利用促進や子供たちが自然と親しめる水辺を提 供できるよう、関係市町の河川利用に関する計画・調整等も 踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたく と考えています。 なお、河川整備計画P77 3-5-3河川空間の利用に関する 目標及びP131 (3)河川空間の整備と適正な利用に記載して いるとおり、河川空間の整備にあたっては、河川環境との調和 を図っていききたいと考えています。	河川空間における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々に おいややすらぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を整備する。また、豊かな自然と 美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を整備する。 吉野川上流域(直轄ダム管理区間)は、ダム湖周辺の豊かな自然環境と調和を図りながら、ダム 湖周辺をスポーツ・レクリエーション等の行える水辺空間となるよう管理する。	<p><b>【河川整備計画案P77】</b>  <b>3-5-3 河川空間の利用に関する目標</b>            人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多く の人々がより一層川に親しむことができるように努める。            また、関係機関や地域住民等と連携して、人々が貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験            できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流            の促進に努める。</p> <p><b>4-2-3 河川環境の保全に関する事項</b>  <b>【河川整備計画案P131】</b>  <b>(3) 河川空間の整備と適正な利用</b></p>



環境－12 河川空間（河川敷）の利用促進について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

吉野川中流域(池田ダム～第十堰壩水域上流端)は、水辺に残された水害防備林(竹林)等の自然植生との調和を図りながら、限られたオープンスペースとしての河川敷(高水敷)を活かし、川沿いの地域に密着した多目的な広場等として管理する。また、河川敷(高水敷)を利用した耕作地等の生産緑地との調整を図りつつ、河川敷(高水敷)をスポーツ・レクリエーション等の行える快適な河川空間となるように管理する。

吉野川下流域(第十堰壩水域～河口)は、河口部に位置する広大な河川空間を持っていることから、ふるさとのシンボルとなる河口部の広大な自然景観や自然環境を活かした親水空間として管理するとともに、市街地に接した河川として河川敷(高水敷)における利用度を高め、スポーツやレクリエーションの場となるよう管理する。

旧吉野川・今切川は、吉野川左岸部に位置し、工業地域を含む市街化が進行する地区となっていることから、川沿いの地域住民にうれしい憩いを与える身近な水辺のオープンスペースとなるよう管理する。

環境一13 河川空間（堤防）の利用促進について

意見  
要旨

要旨a. 道の駅のような施設があれば、サイクリングなどの目的地的になり、憩いの場になると思う。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

河川空間の利用促進や子供たちが自然と親しめる水辺を提供できるよう、関係市町の河川利用に関する計画・調整等も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画案P131】

(3)河川空間の整備と適正な利用

吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々に親しみやすいややすぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を整備する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を整備する。

## 環境一14 早明浦ダムにおける環境の現状について

意見 要旨	<p><b>要旨a.</b> (早明浦ダムには)冷水温の放水の問題がありますが、【素案】では、「冷水温」について、一言も触れられていません。これまでの状況と、分析と、対策について明記ください。</p> <p><b>要旨b.</b> 濁水・濁水に伴う河川環境の悪化について</p>
----------	---

▽	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p><b>意見要旨</b></p> <p><b>要旨a</b></p> <p>ダム湖の水温は、通常春から秋にかけては表面付近は暖かく、深部になるほど冷たくなっています。早明浦ダムにおける用水補給では、選択取水設備により、基本的には表面から水深4m部分の、ダムの流入水や支流の河川水温より温かい水を下流に放流しておりますので冷水問題はありませぬ。</p> <p>しかし大濁水になると、ダムの下流の支川の流量も極端に少なくなることから、早明浦ダムから下流へ補給する流量は膨大となります。その結果、貯水位が下がり、深部の冷水温の水しか補給できない事態がまれに発生することがあります。</p> <p>この冷水温の水を放流することの改善策として、「第9回早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」により「温水温存放流」の試行を決定し、平成20年4月より冷水温の放流と異なる操作に努めています。</p> <p>また、低温放流について、河川整備計画P52 (2)早明浦ダムの濁水等に現状を、P127 (3)水質の保全に実施に関する事項を記載しました。</p>	<p><b>2-2-3 水質</b></p> <p><b>【河川整備計画案P52】</b></p> <p><b>(2)早明浦ダムの濁水等</b></p> <p>これらの技術的な検討結果を受け、昭和54年からは国(直轄)による砂防事業、昭和62年からはグリーンベルト事業(早明浦ダム貯水池水質保全事業)及び高知県による特定貯水池流域保全事業も着手された。</p> <p>平成11年には、表面取水設備から選択取水設備に改造を完了し、「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」を開催しその検討結果を受けて、洪水時における貯水池内の濁水の早期排除を目的とした操作ルール策定など、濁水軽減効果を発揮させるための改善対策を続けています。また、濁水時においては冷水温の放流が発生することから、温水温存放流を平成20年4月から試験的に実施している。</p> <p><b>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</b></p> <p><b>(1) 吉野川</b></p> <p><b>【河川整備計画案P96】</b></p> <p><b>6)上流ダム群の改良等</b></p> <p>上流ダム群の洪水調節機能の確保に向け、関係機関と調整・連携しつつ、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m<sup>3</sup>/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地嵩上げ等の対策を行う。</p>

環境一14 早明浦ダムにおける環境の現状について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>早明浦ダムの濁水対策としては、国の砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、濁水時における濁水発生原因となつてゐる堆砂の除去、選択取水設備の運用等を実施してきたところです。</p> <p>さらに、選択取水設備の運用については、年1回程度下流自治体、学識経験者、漁協関係者に参加いただき「選択設備操作に関する検討会」により、選択取水設備の運用方法の改善に努めています。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、河川整備計画案P52(2)早明浦ダムの濁水に記載するとともに、P96(6)上流ダム群の改良において実施について記載しています。</p> <p>また、濁水対策のため引き続き検討及び対策は今後も引き続き行つていきます。</p> <p>濁水時においては、ダムから流水を供給しており、ダムが無い場合に比べ流況の安定化を図っています。</p>	<p>4-4-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する項目【河川整備計画案P127】</p> <p>(3)水質の保全</p> <p>ダムについては、淡水赤潮の発生もあることから引き続き定期的な水質観測により、水質・底質の動向を監視していく。</p> <p>また、早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水長期化を軽減するために、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。また、選択取水設備の運用や底泥除去を継続するとともに、<b>温水温存放流等を実施することで低温放流が発生しないよう努め、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。</b></p> <p>銅山川についても、関係機関と連携し、さらなる環境改善について検討する。</p>	<p>4-4-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する項目【河川整備計画案P127】</p> <p>(3)水質の保全</p> <p>ダムについては、淡水赤潮の発生もあることから引き続き定期的な水質観測により、水質・底質の動向を監視していく。</p> <p>また、早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水長期化を軽減するために、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。また、選択取水設備の運用や底泥除去を継続するとともに、<b>温水温存放流等を実施することで低温放流が発生しないよう努め、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。</b></p> <p>銅山川についても、関係機関と連携し、さらなる環境改善について検討する。</p>

環境一15 早明浦ダムにおける濁水対策について

下  
マ

意見 要旨a. 早明浦ダムに起因した濁水問題に対して、抜本的な対策を講じてほしい。

要旨 要旨b. 高知分水は、単なる発電の分水なので、異常な大濁水期においては、ダムの濁水の放水を減らすために、この水を戻すような処置はできないのか。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨a</p> <p>早明浦ダムの濁水対策としては、国の砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、濁水時における濁水発生原因となっている堆砂の除去、選択取水設備の運用等を実施してきたところです。</p> <p>さらに、選択取水設備の運用については、年1回程度下流自治体、学識経験者、漁協関係者に参加いただき「選択設備操作に関する検討会」により、選択取水設備の運用方法の改善に努めています。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、河川整備計画P52(2)早明浦ダムの濁水に記載するとともに、P96(6)上流ダム群の改良において実施について記載しています。</p> <p>尚、実施方法、時期等の詳細については今後具体的な検討を行っていきます。</p> <p>濁水対策に関するさまざまな検討及び対策は今後も引き続き行なっていきます。</p>	<p>2-2-3 水質</p> <p>【河川整備計画案P52】</p> <p>(2)早明浦ダムの濁水等</p> <p>これらの技術的な検討結果を受け、昭和54年からは国(直轄)による砂防事業、昭和62年からはグリーンベルト事業(早明浦ダム貯水池水質保全事業)及び高知県による特定貯水池流域保全事業も着手された。</p> <p>平成11年には、表面取水設備から選択取水設備に改造を完了し、「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」を開催しその検討結果を受けて、洪水時における貯水池内の濁水の早期排除を目的とした操作ルール策定など、濁水軽減効果を発揮させるための改善対策を続けている。また、濁水時においては低水温の放流が発生することから、<u>水温温存放流を平成20年4月から試験的に実施している。</u></p> <p>平成14年度からは、濁水時の濁水への対策として堆砂除去を実施しているが、平成16年、17年においても、放流濁度10度以上の延べ日数が50日を超えるなど濁水放流が長期化したため、さらなる対策が必要と考えられる。</p> <p>なお、平成15年より開催している「早明浦ダム濁水対策技術検討会」では、治水機能向上のための放流設備の増設が濁水を早期に放流することで濁水軽減にも効果があるとされており、今後実現に向けた検討が必要である。</p>	
<p>要旨b</p> <p>分水を一時的に止め、吉野川・銅山川に流すことは、水利権が設定されており、濁水対策の手法として用いることは困難であると考えています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画案P96】</p> <p>6)上流ダム群の改良等</p> <p>上流ダム群の洪水調節機能の確保に向け、<u>関係機関と調整・連携しつつ、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。</u>なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p>	

環境一15 早明浦ダムにおける濁水対策について

意見 要旨	<p>四国地方整備局の考え方</p>
<p>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画案P127】 (3)水質の保全</p> <p>また、早明浦ダムにおける洪水後及び渇水時の濁水長期化を軽減するために、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。また、選択取水設備の運用や底泥除去を継続するとともに、<u>温水温存放流等を実施することで低温放流が発生しないよう努め、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。</u></p> <p>銅山川についても、関係機関と連携し、さらなる環境改善について検討する。</p> <p>【河川整備計画原素案P134】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>さらに、<u>森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している林野庁四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</u></p>	

環境一16 水源地域ビジョンについて

意見  
要旨

要旨a. 河川整備計画は、銅山川3ダム水源地域ビジョンとの連携協力体制で臨んでほしい。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

銅山川3ダムの水源地域ビジョンについては、関係機関と連携しながら活性化につながるよう支援を行っていくことを、河川整備計画案P115 2)ダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

- 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項
- (2) 河川空間の整備と適正な利用  
【河川整備計画案P115】
- 2) ダム貯水池周辺整備の推進

ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の整備や、利便性の向上を図る。また、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」に基づく施策の推進に対して関係機関と連携し、積極的な支援を行う。

環境-17 銅山川の完全分水問題について

意見  
要旨

要旨a. 銅山川の完全分水の問題についても配慮して頂きたい。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

銅山川における環境用水は、水利権等の範囲で、利水者の協力を得て放流しているものであり、富郷ダム建設に伴い設置された「影井堰」を活用した河川環境の保全のための放流を行っています。

新宮ダムや影井堰の運用によって流量は増加しており、水面幅や水深が増す傾向にあります。今後とも影井堰からの環境用水のより効果的な放流方法や富郷ダム等の活用により、影井堰下流のさらなる環境改善について検討していくとともに関係機関と連携したモニタリングを引き続き実施していきま

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

2-2-3 水質  
【河川整備計画案P48～51】  
(1)水質状況

また、ダム湖の環境基準は、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは湖沼A類型、富郷ダムでは河川AA類型、池田ダムでは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD 75%値、COD75%値は環境基準を達成しており、水質は良好と言える。なお、一部のダム湖では淡水赤潮が発生することもあり、水質・底質の動向を監視していく必要がある。

銅山川では、富郷ダム建設に伴い設置された「影井堰」を活用した河川環境保全のための放流を試行的に行うとともに、関係機関と連携したモニタリングを実施している。



<p style="text-align: center;"><b>維持管理 ー 1 防災情報の充実について</b></p>	<p><b>意見要旨</b></p> <p>要旨a. 防災情報が正確かつ迅速に伝わるように、分かり易い情報の整理と伝達方法の改良をしてほしい。</p>	<p style="text-align: center;"><b>四国地方整備局の考え方</b></p> <p>徳島河川国道事務所では、昭和32年度より徳島地方気象台と共同で吉野川の洪水予報の発表・通知を行うとともに、昭和33年度より継続して、洪水時における水防・避難情報として水防警報・主要観測所の水位予測を徳島県水防本部を通じて沿川各市町や報道機関等へ伝達しています。</p> <p>また、現在整備中の光ファイバー網を活用して、沿川市町との間を接続し、防災情報等を直接伝達するための整備を順次進めており、これまでに3市2町(鳴門市、吉野川市、美馬市、北島町、藍住町)への接続を完了しています。</p> <p>加えて、流域住民の皆様へは、報道機関を通じた情報提供の外にインターネットや携帯電話による情報配信の手段を整える等、徳島県、沿川市町、報道機関等関係機関や流域住民の皆様への防災情報の提供を積極的に行ってきています。</p> <p>その他に、事前の対応として、水防連絡会や重要水防箇所合同パトロールによる沿川市町・水防団体への危険箇所の周知、水防演習・水防技術講習会などの各種訓練や防災情報の普及・啓発活動、技術的支援など、関係機関と連携して防災体制の充実にも努めています。</p> <p>四国地方整備局は、浸水想定区域を公表しており、これをもとに市町村が洪水ハザードマップを作成して、洪水時における避難場所や避難経路等の情報を事前に地域住民の皆様へ周知することで、円滑な避難を支援する取り組みを進めており、全ての関係市町村において洪水ハザードマップが作成されています。</p> <div style="text-align: right;">(つづく)</div>
		<p style="text-align: center;"><b>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</b></p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項  <b>【河川整備計画案P122】</b>  <b>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</b></p> <p>浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進するとともに、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を実施する。</p> <p>また、今後、地球温暖化に伴う気象変化等により激化する水災害への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、研究や全国的施策展開の状況を踏まえ、吉野川の流域特性等に照らして、必要なものから取り組んでいく。</p> <p>1) 河川情報の収集・提供</p> <p>四国地方整備局防災業務計画書に基づき、洪水、水質事故、地震等の緊急時には、組織体制を執り、迅速かつ的確に河川情報等を収集し、地域住民の避難、防災活動のための情報として県を通じて関係市町に周知する。また、報道機関、インターネット、携帯電話等を通じて地域住民への情報提供に努める。</p> <p>なお、吉野川(国(直轄)管理区間)は「洪水予報河川」に指定されており、气象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努める。</p> <p>また、旧吉野川・今切川は、平成17年5月の水防法改正に伴い、「水位周知河川(水位情報周知河川)」として指定されたら、これにより、浸水被害が始まるおそれのある水位情報は、関係機関に迅速かつ確実に連絡するとともに報道機関等を通じて地域住民への情報の周知に努める。</p> <p>同様にダムに関しても関係機関への情報連絡を行うとともに、インターネット、携帯電話等を通じて地域住民への情報提供に努める。</p>

維持管理－1 防災情報の充実にについて

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
	<p>平成21年4月1日より水災害予報対策を円滑に推進することを目的とし、水災害予報センターを設置しました。水災害の監視・予測の高度化、水災害の監視・予測・予警報・水位情報等に関する情報収集や情報提供、地球温暖化に伴う気候変化による水災害への影響分析・評価、防災関係機関に対する支援、その他必要な対策を講じていきます。</p>	<p>さらに、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援、災害の軽減を図るとともに、出水期前には関係機関と連携して、情報伝達訓練を行う。</p> <p>防災情報の提供にあたっては、住民等の受け手側が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、提供を行った情報で共通した危険性を認識できるように情報の内容や発信法の改善と充実を努める。</p> <p><b>【河川整備計画案P123～124】</b>  <b>2) 地震及び洪水への対応</b></p> <p>地震や洪水の際には、河川巡視等により堤防・護岸など河川管理施設等の被災状況を把握し、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧など緊急的な対応等を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出動要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p> <p><b>【河川整備計画案P123～124】</b>  <b>3) 洪水ハザードマップ整備の促進活用</b></p> <p>洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表・改善、まるごとまちごとハザードマップ等施策の推進など水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。</p> <p>さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日頃から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自立的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対して必要な支援・協力をを行う。</p> <p><b>4) 水防団等との連携</b></p> <p>洪水時の水防活動は水防団が主体となって実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況など関連する情報について共有化を図る。また出水期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実に努める。</p>

さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。

5)水害防止体制の構築

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、洪水時に、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

このため、国土交通省と地元自治体が洪水時の河川の状況やはん濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の活動を効果的に行うことができるよう、雨量や水位等の河川情報をより分かりやすい形で伝達する。また、地域の実情に詳しい住民等から現地の情報収集を行うなど、さまざまな情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水害防止活動を支援するよう努める。

【河川整備計画案P124】

6) 浸水に強いまちづくりの支援

浸水の危険性がある地域の周知や洪水やはん濫及び水害対策に関する知見の提供等により、市町による浸水に強いまちづくりを支援する。

7) 水質事故への対応

不法投棄や事故等により油類あるいは有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出の阻止や拡散防止の対策を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制を充実させる。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた啓発や情報提供を行う。

維持管理－2 ハザードマップ等の充実について

意見  
要旨  
要旨  
a. 地形の特殊なところについては、いろいろな形でシミュレーションをし、地域の特性を踏まえ、本当に役に立つハザードマップを作成するための支援をしてほしい。

意見 要旨 要旨 a	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>四国地方整備局では、今後ともまちごとまちごとハザードマップの推進も含め、各市町村別の課題に関する相談や解決に向けて必要な情報等に関して、できる限り技術的支援・協力をしていきたいと考えており、その旨河川整備計画案P41,123 3)洪水ハザードマップ整備の促進を記載しています。</p> <p>なお、吉野川・旧吉野川・今切川における浸水想定区域図については、徳島河川国道事務所のHP  <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/bousai.html">[http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/bousai.html]</a>                      に掲載を行っています。</p> <p>また、各市町村の洪水ハザードマップについては、国土交通省HPハザードマップポータルサイト  <a href="http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html">[http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html]</a>                      からご覧いただけます。</p>	<p>2-1 治水の現状と課題  <b>【河川整備計画案P41】</b>  <b>(4)浸水被害の軽減策及び危機管理</b></p> <p>吉野川では、これまでも工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。さらに、今後、地球温暖化に伴う気候変化による洪水・高潮の増大等のリスクの増大が見込まれる。しかしながら、これら水災害のすべてを完全に防衛することは難しいことから、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行して、例えばそのような洪水が発生した場合でも、壊滅的な被害を回避するとともに、被害の最小化を目的とす適応策の実施に努めていく必要がある。</p> <p>洪水はん濫が発生した場合にも人的被害の発生を回避するためには、的確な避難を可能とすることが必要である。そのためには、住民が的確な避難行動を取るために役立つ情報を分かりやすく提供する必要があります。国土交通省では、自治体による避難勧告・避難指示の発令を支援するため、洪水予報により洪水時に予測される水位情報等を提供している。</p> <p>また、国土交通省は、浸水想定区域図の公表により、自治体による洪水ハザードマップ作成の支援を行っている。平成17年5月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの公表が義務付けられているが、<u>現在公表済みの吉野川流域(国管理区間沿川)のすべての自治体は、である6市78町であり、公表されている。今後は残る町についても早急に公表できるようにも河川情報等の普及に対し支援していくとともに、まちごとまちごとハザードマップ等の施策を推進・支援することにより、住民にとって身近でわかりやすい情報を図る必要がある。</u></p>	

維持管理-2 ハザードマップ等の充実について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
		<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項            (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備            【河川整備計画案P123】            3) 洪水ハザードマップ整備の促進活用</p> <p>洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表・改善、まるごとまちごとハザードマップ等施策の推進など水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。</p> <p>さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日頃から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自立的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対して必要な支援・協力をを行う。</p>

<p>下 マ</p>	<p>維持管理－3 河道の維持管理について（樹木伐採・河積確保）</p>	
<p>意見 要旨</p>	<p>要旨a. 川の中にどんどん木が増えて、洪水時に流水を妨げるので、計画を早めにして、早く取り除いてほしい。</p>	<p>四国地方整備局の考え方</p> <p>洪水の疎通能力及び低水路の安定化を図るため、河床変動及び竹林の繁茂状況について定期的にモニタリング調査を行い、必要に応じ、河道整正及び樹木伐採を実施していきたいと考えており、そのことについては、河川整備計画案P116に記載しています。</p>
<p>意見 要旨</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項  (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生  【河川整備計画案P114】  3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大が洪水の安全な流下の支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所において、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p> <p>樹木管理を実施するにあたり、当面の対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点から評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立を調整するために回避、低減、代償等(ミチゲージョン)の措置を実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p>	<p>考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p>

維持管理－3 河道の維持管理について（樹木伐採・河積確保）

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

【河川整備計画案P116】

① 河道の維持管理

事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。

洪水の流下能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。

洪水を安全に流下させるための施策として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。

また、増水（出水）後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れが見られる箇所については、その進行状況の点検を実施し、必要に応じて、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。

旧吉野川のホテアイアオイやボタンウキウサ等への対応としては、河川巡視により早期に発見するとともに、「ホテアイアオイ等対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。

維持管理－4 河川の適正な維持管理について

意見 要旨 a. 河道内の清掃活動、樹木や竹の伐採などを行い、水の流れや景観を守ってほしい。  
 要旨 要旨 b. 適切な維持管理について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨 a                      河川の清掃や樹木伐採については、河川整備計画案 P114,116,119に記載しているとおり、河川の良好な状態を保ち、また、本来の機能が発揮されるよう適切に実施していきます。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項                      (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生                      【河川整備計画案P114】                      3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大が洪水の安全な流下の支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所において、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p> <p>樹木管理を実施するにあたり、当面の対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点から評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、派生する矛盾や対立を調整するために回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置を実施することを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項                      (1) 河川の維持管理                      【河川整備計画案P116】                      ① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の流下能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>洪水を安全に流下させるための施策として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p>	



維持管理－4 河川の適正な維持管理について

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨b	<p>河川巡視等による点検およびモニタリングを行い、必要に応じて対処するなど、これからも適切な河川の維持管理に努めていきます。</p>	<p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深堀れが見られる箇所については、その進行状況の点検を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテイアオイや<b>ボタンウキサ</b>等への対応としては、河川巡視により早期に発見するとともに、「ホテイアオイ<b>葎</b>対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。</p> <p><b>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</b></p> <p>(1) <b>河川の維持管理</b>  <b>【河川整備計画案P119】</b>  <b>⑤河川美化</b></p> <p>河川の監視体制の強化や河川愛護モニター制度の積極的な活用等により、地域住民や関係機関と連携・協働し、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、地域と一体となった一斉清掃を実施しゴミ土砂等の不法投棄に対しては、河川巡視の強化や関係機関との連携により不法投棄行為者に対し撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても同様な対策を実施する。</p> <p><b>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</b></p> <p>(1) <b>河川の維持管理</b>  <b>【河川整備計画案P117】</b>  <b>② 堤防・護岸の維持管理</b></p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能を維持できるよう、平常時の点検と必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による漏水や護岸損傷等の状況把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災の有無を巡視・点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩による堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などのリサイクル・コスト削減に努める。</p>

維持管理－5 水質の保全について

意見 要旨a. 水質悪化の著しい地域やその生物環境を保全再生するために、環境水利権の考えを取り入れてほしい。  
 要旨 要旨b. 具体的に水質の基準や保全の行動の指針を示してほしい。

意見 要旨 四国地方整備局の考え方

環境用水については、居住地区の親水性の向上等公共の福祉の増進に資するものであれば、地方公共団体等に許可できるものとなっています。今後、環境用水の申請があれば、上水道など生活に関わる利水状況や取水を優先させたいうえで、取水が行われる河川の水質保全に必要な水量とのバランスを考慮しながら、適正に対応していきたいと考えています。

また、環境用水は水利権の一つであり、環境用水の許可受主体である市町村などから申請があった際、流水の状況、利水状況を勘案して許可されるものでありますが、許可の基準について河川整備計画P119「許認可事務」にあるように、河川法に基づき適正に実施していきたいと考えています。

今後も定期的な水質の監視を行うとともに、下水道事業等と連携して水質の保全に取り組んでいきたいと考えています。また、河川整備計画P126,127(3)水質の保全に記載しているように、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続していくとともに、今後も水質調査結果を公表することなどにより、良質な水質の維持・改善に向けた広報・啓発等に努めていきたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

2-2-3 水質  
 【河川整備計画案P48】  
 (1) 水質状況

吉野川の環境基準の類型指定の状況は、大川橋上流ではAA類型、大川橋直下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を達成しており、良好な水質が維持されている。また、旧吉野川・今切川は、第十一樋門から旧吉野川河口堰まではA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流でB類型、今切川河口堰上流ではC類型となっており、いずれの区間も環境基準(BOD75%値)を達成している。ただし、徳島県における汚水処理施設の整備率は全国的にも低く、下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。吉野川の水は、流域に暮らす多くの人々の生活や産業を支える水道用水やかんがい用水等として、また、河川で生物が生育・繁殖するための水として重要であることから、関係機関と連携のもと、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等の促進により、工場や家庭排水からの汚濁負荷量の低減による良質な水質や河床の環境の維持に向けた取り組みが必要である。

また、ダム湖の環境基準は、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは湖沼A類型、富郷ダムでは河川AA類型、池田ダムでは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD75%値、COD75%値は環境基準を満足しており、水質は良好と言える。なお、一部のダム湖では淡水赤潮が発生することもあり、水質・底質の動向を監視していく必要がある。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標  
 【河川整備計画案P76】  
 3) 水質

良好な水質を維持することは、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生育・繁殖している生物にとって重要であることから、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する。

維持管理－5 水質の保全について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項  
 (1) 河川の維持管理  
 【河川整備計画案P119】  
 ④許認可事務

河川区域内の土地の占用、工作物の新築・改築、土地の形状変更、砂利採取等の許認可事務については、河川法に基づき適正な処理を行う。

とくに、砂利採取は、砂利資源の枯渇傾向ならびに河川管理施設や河川環境への影響に十分に配慮しながら砂利採取法等に基づき適正な処理を行う。

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項  
 【河川整備計画案P126～127】  
 (3) 水質の保全

吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題である。

水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を達成しているが、引き続き定期的な観測により水質の状況を監視する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適正に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査による地域住民等と一体となった水質を保全する取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等との連携のもとで現況水質の維持に努める。

ダムについては、淡水赤潮の発生もあることから引き続き定期的な水質観測により、水質・底質の動向を監視していく。

**下 ー マ**

**維持管理－6 ダムの管理規定について**

**意見** 要旨 a. ダムの運用は、どこが管理しているのですか。また、管理規程は公表されているのですか。  
 要旨 b. 上流ダム群の統合管理の重要性について

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<b>意見</b>		
<b>要旨</b>		
要旨a	<p>早明浦ダムの放流量は、特定多目的ダム法により作成が義務づけられた基本計画に定められており、実運用について「施設管理規程と管理規程細則」に従い決定しています。</p>	
要旨b	<p>吉野川2ダム(早明浦ダム、池田ダム)と銅山川3ダム(富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム)については、統合管理により流域全体の視点にたった、効果的な流量調節を行っています。            また、異常渇水への対応については、広域的水利用及び危機管理の観点から、既存の水資源開発施設の有効利用も含めた検討を行うとともに、上流ダム群の治水機能向上を行うこととしていきます。</p>	

維持管理一7 早明浦ダムにおける護岸補修について

意見  
要旨

要旨a. 早明浦ダムの護岸の保全を実施してほしい

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

ダム貯水池周辺の河岸の保全は重要であると認識しています。また、堆砂については渾水時の濁水の発生原因となっています。これらの整備の必要性の高い箇所の護岸整備や堆砂撤去はダム管理者が適宜実施しています。

一方、堆砂土については有効利用を図る必要があると考えていますが、道路への利用については、道路管理者が事業主体となります。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

維持管理－8 ダム堆砂について

要旨a. 近年の度重なる出水によってダム堆砂が進み、ダムの洪水調節効果が減少しているのではないですか。早く何かの処置を考えてほしい。  
 要旨b. ダムの堆砂を除去し、利水容量を確保してほしい。

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨a	柳瀬ダムでは、利水容量と洪水調節容量などの有効容量内の堆砂率は約1割となっており、平成3年度より堆砂除去等の対策を検討・実施しています。今後とも引き続き容量回復の為、ダム貯水位が低下した時などにおいて堆砂除去を行う予定であり、河川整備計画P120(2)ダムの維持管理に記載しています。	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項                  【河川整備計画案P120】                  (2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、統合管理により流域全体の視点に立った、効果的な流量調節を行う。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設について基準に従って適正に点検し、管理するとともに、流木処理や堆砂対策等を適切に行い、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要である。除去した流木や土砂は、可能な限り有効活用を図る。また、吉野川上流ダム群においては、貯水池内の地すべり滑動の監視を継続し、必要に応じて、適切な対策を行う。</p> <p>尚、ダムの安全性を確認するために、堤体等における必要な観測を適切に行うと共に、施設の維持補修、ゲート、機械・電気設備等の維持補修については適宜実施していく。</p> <p>柳瀬ダムでは、治水機能の向上等を目的に、平成17年度よりえん堤改良事業として堆砂除去等に着手しており、適切に事業を進める。</p>
要旨b	早明浦ダムの堆砂については、有効容量内の堆砂率はごくわずかであり、現在のところ利水上の機能に影響を与えていません。 貯水位が下がった際の堆砂除去は、堆砂が濁水時の濁水の原因となっているため実施しているものです。	

その他ー1 住民参加に関する仕組みについて

- 要旨a. 住民が参加し、有識者と意見交換できる流域委員会を設置するべきである。  
 要旨b. 住民参加型の仕組みを実現してほしい。  
 要旨c. テーマごと、分科会方式で意見を交換する場が必要である。

四国地方整備局の考え方

四国地方整備局としては、これまでに素案、修正素案、再修正素案、原案をお示しして、「意見を聴く会」「公聴会」やパブリックコメント等を通じ、みなさまから幅広く丁寧かつ公平にご意見をお聴きする取り組みを進めてきました。  
 お聴きしたご意見については、そのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表し、意見の共有を図っています。  
 これまで3年間にわたるこれらの取り組みは、頂いたご意見をもとに練り直し、それに対して再度ご意見を頂く、そのような修正を繰り返すことで、流域の皆様のご意見を十分に反映していけると考え、継続して行ってきたものです。

これまでに頂いたご意見は、約2,900件に及びその内容は、吉野川は流域が四国4県にわたり流域面積が広く、抱える課題や関心事項が地区毎に異なることから、「ダムに関すること」と、「無堤地区の解消」、「環境の保全」等と会場毎に特色があるなど、地域や立場により異なる多様なご意見を伺うことができており、丁寧幅広くかつ公平にご意見を聴くという考えに沿った形で、整備計画策定作業が進められたものと認識しています。  
 また、「吉野川流域住民の意見を聴く会」「吉野川市町村長の意見を聴く会」「公聴会」を各地域毎に実施したこれまでの取り組みは、妥当であったと考えられています。

今回実施した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」「公聴会」を公開のもと実施すること、また、お聴きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめ公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できたと考えています。

<p style="text-align: center;">その他ー1 住民参加に関する仕組みについて</p>	
<p>チーム</p>	
<p>意見 要旨</p>	<p style="text-align: center;">四国地方整備局の考え方</p> <p>今後、河川整備計画の具体的内容を進めるに当たっては、地域住民、関係機関等とより一層連携、協働を強化し実施していくと共に、必要に応じて、地域住民、関係機関や専門家の方々からご意見を伺いながら、実施していきたいと考えています。</p> <p>また、河川整備計画の変更を行う際には、河川法第16条の2の規定に基づき適切に実施します。</p>
	<p style="text-align: center;">考え方に対応した河川整備計画【案】内容</p>



その他ー2 「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について

意見  
要旨

要旨a. 国交省がまとめた「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言をなぜ採用しないのか。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。

河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。

「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会(H12.2.12)」の提言も貴重な意見として受け止めています。学識者、住民、市町村長よりそれぞれ意見を聴く取り組みは、丁寧幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

その他ー3 河川整備計画の策定スケジュールについて

意見  
要旨

要旨a. 一日も早い整備計画の策定により、流域住民の生命、財産を守り、安心して過ごせる吉野川にしてほしい。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

吉野川水系河川整備計画については、今後、関係知事協議、関係機関協議を行い、出来る限り早期策定を目指して進めていきたいと考えております。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

テーマ その他-4 意見の反映方法について

意見 要旨a. 意見をどのように取り扱い、反映されていくのか教えてほしい。  
 要旨 要旨b. 住民の方からの意見を十分に聴き、整備計画に反映してほしい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<p>要旨a 要旨b</p> <p>流域のみならず方から直接いただいた、貴重なご意見については、公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示しし、出来る限り河川整備計画に反映し、反映出来ないご意見については、理由を付して公表しています。</p> <p>なお、今まで頂いたご意見により、河川整備計画素案を公表した時点から、河川整備計画案に至るまでに、合計185箇所(第1回68箇所、第2回61箇所、第3回31箇所、公聴会等25箇所)の修正を行って来ました。</p> <p>このように、ご意見を徹底的にお聴きして素案等を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できているものと考えています。</p>		

その他-5 ファシリテータの選定方法について

意見  
要旨

要旨a. ファシリテータを介しての形そのものにも不満が出ているので、再考の必要があると思う。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

ファシリテーターについては、流域住民との意見交換において、河川管理者、住民との間で中立性及び透明性を確保し、進行していただいたと思っております。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

その他-6 公聴会について

意見 要旨	要旨a. 公聴会の目的について 要旨b. 公聴会の回数について
----------	------------------------------------

四国地方整備局の考え方		考え方に対応した河川整備計画【案】内容
意見 要旨 要旨a	<p>今回、【原案】に関して、河川法(第16条の2第4項)に則り、住民の皆様からご意見をお聴きするため、公述人を募集し、公聴会を開催したところです。</p> <p>公聴会は、公述人により原案に対する多様な意見を聴くと共に、公聴会を通じて傍聴者等からパブリックコメントにより意見を再度聞くことを目的として実施しているものです。</p> <p>これら公述人から頂いた意見及びパブリックコメント等で頂いた意見については、公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、出来る限り河川整備計画に反映し、反映出来ないご意見については、理由を付して公表しています。</p>	
要旨b	<p>公述人の選定については、公述人選定の要件、決定方法を事前公表したうえで、この方法に従い、意見の多様性、地域性等を考慮して適切に決定したところです。</p> <p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。そこでこれまでの「意見を聴く会」の会場設定状況も考慮して実施場所と回数を決定しました。</p>	

テーマ  
その他ー7 抜本的な第十堰の対策のあり方について

要旨a. なぜ、一番危険な第十堰付近から対策を行わないのか。  
 要旨b. 第十堰の対策をなぜ整備計画から除くのか。  
 要旨c. 身近な人の不安をよそに可動堰に反対した無責任な人達は何を考えているのでしょうか。  
 要旨d. 第十堰の抜本的な対策についての検討は、いつ頃からどのようなやり方で行うのか。  
 要旨e. 05年に決定した「河川整備基本方針」により、第十堰の可動堰問題の再浮上が必至となりました。  
 要旨e. 上堰の青石ぐみ、下堰の工法など文化的遺産をもっと尊重し、将来のために残すべき方策を考えてほしい。

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨a 要旨b 要旨c 要旨d 要旨e 要旨f	<p>従前は現堰を撤去し可動堰に改築することを前提としていたことから、堰上げ現象の再現、流下能力の把握を主体に検討してまいりました。</p> <p>平成16年4月の「よりよい吉野川づくり」に向けての公表において、「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、吉野川水系を現状よりも少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していなかった可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って結論を得たいと考えているところです。</p> <p>このため、第十堰周辺の複雑な流れ・河床変動の状況・現第十堰の状況や詳細な構造等を把握し、あらゆる選択肢について評価、検討するために、変状調査・空洞化調査、横断測量等の基礎調査を継続的かつ着実に実施するとともに、平成16年、17年の洪水時には堰周辺の詳細な水位調査、洪水痕跡測量を行いました。</p> <p>更に、平成18年度からは、右岸深掘れ部の洗掘深調査や堰取付部の構造調査等精度を更に高めるための調査を開始しました。これらの調査結果については、毎年記者発表等によりお知らせしているところです。</p> <p>今後分析作業を行い、これら、基礎調査・分析作業の結果等を踏まえて検討・評価に進んでいきたいと考えています。</p>	

その他ー8 県管理区間の直轄化要望について

意見  
要旨

要旨a. 早明浦ダム下流の指定区間を直轄管理区間にいれるべきではないか。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

洪水時において、早明浦ダム下流で被害が発生している状況については国としても認識しています。  
しかし、県管理区間の国管理区間への編入に関しては国土交通省令に定められた条件の何れかに該当することが必要であり、現時点では当該区間はそれらの条件に該当しないと判断しており、、早明浦ダム下流の県管理区間の国管理区間への編入は難しいものと考えています。  
なお、早明浦ダム下流の河川整備・管理に関する課題解決に向け、何らかの対応をすべく、関係機関と連携し必要な対策について調整、検討を行っているところです。  
今後、引き続きどのような対応ができるか具体的に検討し、実施できるものから取り組んで参りたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

その他一9 高知県管理区間の浸水被害について

意見  
要旨

要旨a. 早明浦ダムの放流によって、ダム下流域で浸水被害が発生していることをどのように考えているのか。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

早明浦ダムでは、洪水期には9,000万<sup>3</sup>mの洪水調節容量を用い、下流区間の広い範囲で効果を発揮できるよう定めた施設管理規程に基づき、適正な洪水調節に努めており、管理開始以降全ての洪水に対し、ダムが無い場合に比べて、下流の洪水被害を低下させ浸水被害の軽減に寄与しています。

計画高水位の設定について管理する高知県に確認したところ、

「県管理区間について現況の河道の状況などから現時点では改修の目標となる計画高流量を設定する計画はありません。ただ、今後被害が想定されるような大きな洪水時において水防活動や避難等の対策が迅速に行えるよう、既存の水位局(本山橋、豊永)でどれくらいの水位になるとどこで浸水の危険があるのかといった検討を行っており、それを基に水防活動や避難判断の基準となる水位の設定、公表を予定しています。洪水時にはこのような水位設定やダムを管理します水資源機構や地元自治体との情報連絡を密にすることにより、現況の河道の能力以上の洪水の際にも被害を最小限とする取り組みを続けていきたいと考えています。」

との回答をいただいています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容



**その他ー10 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について**

<b>意見</b>	要旨a. 河道を掘削して、地藏寺川がせき止められないようにするべきではないか。
<b>要旨</b>	要旨b. 高知県の調査は、何年ごろまでするか。そして、その計画は、何年ごろまで立てて、実際工事はいつごろするのか。
	要旨c. 河川敷に堆積している砂利等への対策について
	要旨d. ダムがあまりながら大豊町内において農地冠水等の洪水被害が発生している状況に対し対策を実施してほしい

	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
<b>意見</b>		
<b>要旨</b>	<p>本河川整備計画では、国の管理区間を対象として実施する施策を記述しています。</p> <p>早明浦ダムでは、洪水期には9,000万<sup>3</sup>mの洪水調節容量を用い、下流区間の広い範囲で効果を発揮できるよう定めた施設管理規程に基づき、適正な洪水調節に努めており、管理開始以降全ての洪水に対し、ダムが無い場合に比べて、下流の洪水被害を低下させ浸水被害の軽減に寄与しています。</p> <p>早明浦ダムにおいては、洪水調節機能の確保に向け、放流設備の改築により低い水位からの放流を可能とし洪水調節容量を有効に使用するとともに、併せて洪水調節容量を増大させることとして、河川整備計画案P96(6)上流ダム群の改良に記載しています。</p> <p>なお、本河川整備計画においては、国の管理区間を対象として実施する施策を記述していることから、早明浦ダム下流の県管理区間の河川整備について、河川管理者である高知県に確認したところ、</p> <p>「早明浦ダム下流の県管理区間については現時点で改修事業等は行っておらず、直ちに河川整備計画を策定することにはなりません。今後、現況把握に努めるとともに地元の要望を聞きながら検討を進め、条件が整えば県単独で河川整備計画を策定したいと考えています。」</p> <p>との回答をいただいています。</p>	

その他ー11 高知県との連携について

意見  
要旨

要旨a. 県管理区域であっても、国として県に対して国土保全の考えを指導し、連携をとり、どう対策を講じたらいのかを基本に置いて話をしてほしい。

意見  
要旨a

四国地方整備局の考え方

整備計画のとりまとめに際しては、高知県と連絡調整を行ってきたところです。今後も、吉野川における河川整備の円滑な推進に向け連携を行っていきたいと考えています。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

その他-12 徳島県管理区間の改修要望等について

意見  
要旨

要旨 a. 飯尾川についても早急な護岸工事をお願いいたします。

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

要旨 a  
徳島県に確認したところ

「飯尾川は、2市1町にまたがる、県内最大の内水河川であることから、県としても最重要河川の1つと位置づけられており、平成18年度から「総合内水対策緊急事業」の採択を受け、整備を進めているところであります。現在、加減堰撤去に向けた環境を整えるため、加減堰下流の河道整備と飯尾川第二樋門の改築を重点的に推進しております。

また、飯尾川内水対策の取り組みはハードの整備のみならず、流域市町の御協力のもと飯尾川流域ソフト対策検討会議の開催など、総合治水の概念でソフト面による対策にも取り組んでいるところであります。

今後とも、流域の皆様との御理解協力をいただきながら、浸水被害の軽減に向け、取り組んでまいりたいと考えております。」

という回答を頂いております。

その他ー13 調査・検討資料の情報公開について

意見  
要旨

要旨a. 情報公開の充実について

意見  
要旨

四国地方整備局の考え方

ダムに関する情報や水文データについては、国土交通省のダム諸量データベース(<http://www2.river.go.jp/dam/>)（平成5年1月1日以降）や、水文水質データベース(<http://www1.river.go.jp/>)においても、過去のデータを閲覧いただけるように整備されています。

また、リアルタイム情報は、川の防災情報(<http://www.river.go.jp/>)等により提供しており、様々な情報を広く皆様にご覧頂くための整備を実施しています。

尚、水資源機構がインターネットで公開していません「池田総合管理所 ダム情報掲示板」では、ネット上での操作スピード等を考慮して、過去3ヶ月分までに限ってダムや河川の各種データが閲覧できるように整備しております。3ヶ月以前のデータが必要な場合は水資源機構池田総合管理所までお問い合わせください。

考え方に対応した河川整備計画【案】内容

下 マ	<b>その他－14 発電事業について</b>
--------	------------------------

意見 要旨	<p>要旨 a. 早明浦発電所からの放流を安定したものに改善してほしい。</p>
----------	--

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
要旨 a	<p>早明浦発電所からの発電放流は、山崎ダムにおいて管理規程に従って安定した流量へと調整し、下流へ流すよう運用しています。</p> <p>管理規程には水位変動幅を50cm/日と定められており、河川管理者においてもこれに基づいた運用がされていることを管理者である電源開発より確認しています。</p>	

下 マ	<b>その他－15 その他（河川関係以外、感想・意見）</b>
--------	---------------------------------

意見 要旨	-
----------	---

意見 要旨	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した河川整備計画【案】内容
-	<p>河川整備計画の内容に係わるものでない及び河川管理者に係わるものでない感想・意見等なので特に回答は控えさせていただきます。</p>	-